

# えひめの男女共同参画

令和4年度版年次報告書



愛 媛 県

## 刊行に当たって

「えひめの男女共同参画」年次報告書は、愛媛県男女共同参画推進条例第 16 条の規定に基づき、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況を公表するものであり、第 3 次愛媛県男女共同参画計画の施策体系に沿って取りまとめ、ここに令和 4 年度版を発刊いたしました。

県では、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮する男女共同参画社会の実現に向け、県民の皆様をはじめ、県内各市町や関係機関と密接に連携・協調を図りつつ、男女共同参画に関する施策を強力に推進しております。

関係各位におかれましては、本報告書を御活用いただき、今後とも、男女共同参画社会づくりの推進と県民の理解促進に、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次の項目については、内閣府男女共同参画局のホームページ中の「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和 4 年 12 月公表）に掲載されていますので、当該ホームページをご覧ください。

- 男女共同参画・女性問題に関する推進体制～担当部局、行政連絡会議等～（都道府県）
- 男女共同参画・女性問題に関する推進体制～諮問機関・懇談会～（都道府県）
- 男女共同参画に関する計画の策定状況（都道府県）
- 男女共同参画に関する条例の制定状況（都道府県）
- 女性公務員の課長相当職以上の登用状況（都道府県）
- 女性公務員の採用状況（都道府県）
- 男女共同参画関係施策についての苦情の処理を行う体制（都道府県）

## 目 次

1	愛媛県の男女共同参画の現状	
(1)	第3次愛媛県男女共同参画計画体系表	5
	・主要課題1 男女の人権の尊重	
	・主要課題2 男女共同参画の視点に立った意識の改革	
	・主要課題3 意思決定の場への女性の参画拡大	
	・主要課題4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備	
	・主要課題5 雇用等における男女共同参画の推進	
(2)	全国対比による男女共同参画の状況	32
2	第3次愛媛県男女共同参画計画及び推進体制	
(1)	第3次計画の概要	36
(2)	第3次計画体系表	37
(3)	第3次計画の数値指標及びその進捗状況	39
(4)	男女共同参画社会の形成に向けた県の推進体制	41
(5)	愛媛県男女共同参画センターの概要	42
3	愛媛県の男女共同参画施策の状況	
(1)	愛媛県の男女共同参画に係る取組状況	45
(2)	令和4年度県の男女共同参画関連施策概要	46
(3)	令和4年度県の男女共同参画関連施策一覧	47
(4)	令和4年度(公財)えひめ女性財団における男女共同参画関連施策一覧	71
4	市町における男女共同参画行政の状況	
(1)	令和4年度市町男女共同参画担当課一覧	73
(2)	市町における条例の制定状況及び計画の策定状況	74
(3)	市町の委員会等における女性の登用状況	75
(4)	市町における女性職員の登用状況	76
(5)	市町の各分野における女性の登用状況	77
(6)	市町別帳票(令和4年4月1日現在)	78
5	参考資料	
(1)	男女共同参画のあゆみ	89
(2)	愛媛県男女共同参画推進条例	92
(3)	男女共同参画社会基本法	98
(4)	愛媛県令和元年度男女共同参画に関する世論調査	102

## 1. 愛媛県の男女共同参画の現状

### 第3次愛媛県男女共同参画計画体系表

#### 男女共同参画社会の実現

～媛（ひめ）の国から始める、人生100年時代、持続可能な共生社会を目指して～

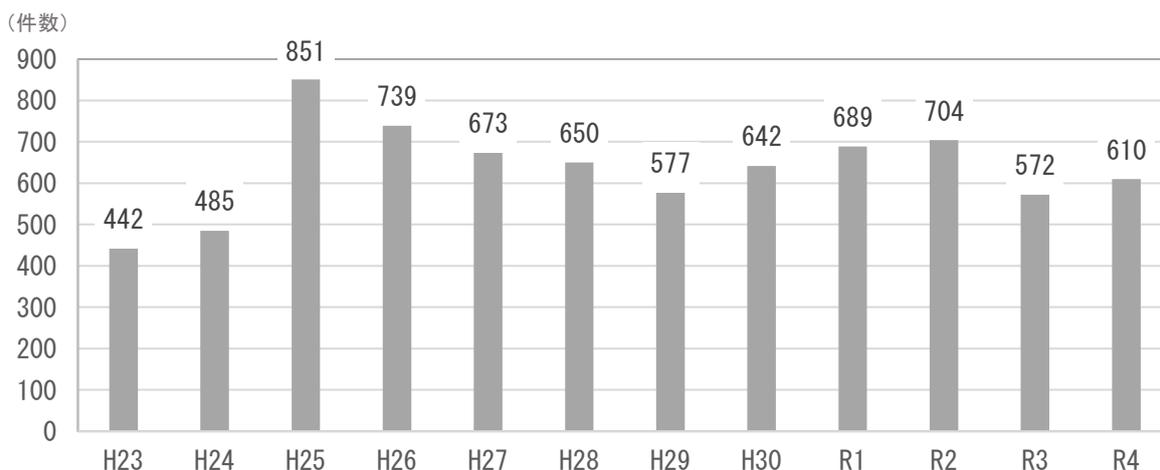
共通課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGsの実現</li> <li>・アンコンシャス・バイアスの解消</li> <li>・ポストコロナ・ニューノーマルへの対応</li> </ul>
------	---

主要課題	重点目標	施策の方向
1 男女の人権の尊重	(1)女性に対する暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>①暴力の発生を防ぐ環境づくり</li> <li>②女性に対する暴力への厳正な対処</li> <li>③被害女性に対する保護等の充実</li> <li>④性暴力への対策の推進</li> <li>⑤インターネット上の女性に対する暴力等への対応</li> </ul>
	(2)メディアにおける男女の人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>①メディアにおける人権尊重の自主的取組</li> <li>②公的広報等の男女共同参画の視点に立った表現の促進</li> </ul>
	(3)生涯を通じた女性の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>①生涯を通じた女性の健康支援</li> <li>②健康をおびやかす問題についての対策の推進</li> </ul>
	(4)男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①貧困等の生活上の困難に直面する女性等への支援</li> <li>②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり</li> </ul>
2 男女共同参画の視点に立った意識の改革	(1)男女共同参画の視点に立った意識改革と実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>①多様な媒体を活用した広報啓発活動の推進</li> <li>②男女共同参画に関する学習機会の提供</li> </ul>
	(2)男女共同参画の視点に立った学びの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実</li> <li>②家庭・地域における男女平等意識の啓発</li> </ul>
3 意思決定の場への女性の参画拡大	(1)行政・民間部門等における女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>①行政における女性の参画拡大</li> <li>②民間部門における女性の参画拡大</li> <li>③政治分野における男女共同参画の促進</li> </ul>
	(2)女性の能力開発(エンパワーメント)等の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>①女性の学習活動等の支援</li> <li>②交流・ネットワーク化への支援</li> </ul>
	(3)防災・復興への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①災害対応における男女共同参画の視点の強化</li> <li>②地域づくり・環境その他の分野における男女共同参画の推進</li> <li>③科学技術・学術分野における男女共同参画の推進</li> <li>④地域における国際交流・協力の促進</li> </ul>
4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備	(1)男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>①働き方改革(多様で柔軟な働き方等)によるワーク・ライフ・バランス等の実現</li> <li>②男性の家事・育児・介護等の参画推進</li> <li>③男女が共に参画する地域づくり</li> </ul>
	(2)安心して子どもを育てられる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①育児を支援する環境の整備</li> <li>②就業継続・再就職の支援</li> <li>③ひとり親家庭等の生活安定の確保</li> </ul>
	(3)高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①高齢者が障がい者等の社会参画の促進</li> <li>②高齢者や障がい者等を地域で支え合う環境づくり</li> </ul>
5 雇用等における男女共同参画の推進	(1)男女均等な雇用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①雇用の分野における男女均等な機会や待遇の確保の推進</li> <li>②積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進</li> <li>③ハラスメント防止対策の促進</li> </ul>
	(2)職業生活における女性の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①女性管理職の登用など企業等における女性活躍推進に向けた取組の促進</li> <li>②男性の意識と職場風土の改革</li> <li>③起業等の女性のチャレンジ支援</li> <li>④情報の収集、提供及び啓発活動</li> </ul>
	(3)農林水産業における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①方針決定過程等への女性参画の推進</li> <li>②女性が活躍できる環境づくりと意識改革</li> </ul>

1—(1) 女性に対する暴力の根絶

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。女性に対する暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復のための取組みを推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であることから、県においては以下のような取組みを行っています。

■配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



資料出所：愛媛県男女参画・子育て支援課調べ

※配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のためDV防止法に基づいて設置された施設。現在、県内には3ヶ所の配偶者暴力相談支援センター（県福祉総合支援センター、県男女共同参画センター、新居浜市配偶者暴力相談支援センター（平成25年8月設置））が設置されています。

■DV防止対策推進事業

配偶者や恋人などの親しい男女間の暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）の防止を図るため、DV防止対策推進会議の開催、関係機関の連絡会の開催、啓発資料の作成など、各種事業に取り組んでいます。

○愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議

- ・開催時期：令和5年2月7日（火）
- ・委員：学識経験者、司法関係者、医療関係者、福祉関係者、教育関係者、報道関係者、実践活動者等（10名）
- ・内容：県のDV防止対策関係施策への提言、DVに関する情報交換など

○愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策連絡会

- ・開催時期：令和4年10月14日(金)
- ・会 員：DVに対応する相談機関又は当該機関を所管する所属の長など(38名)
- ・内 容：DV防止対策関係事業説明、提案議題の検討、意見交換など

○DV防止啓発資料作成

【DV未然防止資料(リーフレット)】

- ・部 数 8,000部
- ・配布先 県内各官公庁、大学・短期大学、各市町等
- ・内 容 DVとは、暴力の形態、DVチェックリスト、  
配偶者暴力相談支援センターの連絡先 等



【DV防止啓発資料(シール)】

- ・部 数 20,000部
- ・配布先 県内各官公庁、大学、高等専門学校、県立学校、  
国立私立高等学校、各市町、婦人相談所、  
男女共同参画センター 等
- ・内 容 配偶者暴力相談支援センター及び  
えひめ性暴力被害者支援センターの連絡先、  
DV相談窓口へのQRコード 等



○DV防止啓発広報活動

- ・女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12~11/25)及び相談機関の周知
- ・市町に対する広報紙掲載依頼 ・県庁本館のパープルライトアップ
- ・県庁第一別館1階でのロビー展
- ・SNS広告によるひめここ(えひめ性暴力被害者支援センター)の周知
- ・DV相談ナビ、性暴力被害支援に関する啓発グッズの配布

○研修会への講師派遣事業

- ① 対象 一般県民、医療・救急関係者、教育関係者、社会福祉関係者等  
 ② 内容 男女の人権の尊重、DVの防止、通報や情報提供に関する法の規定とその趣旨、被害者保護 等  
 ③ 実績

機関名	開催日	講師等	参加者数
新居浜市男女参画・市民相談課	令和4年8月20日(土)	信貴 正美 (愛媛県男女共同参画センター事務局長)	20名
松山市子育て支援課	令和4年11月1日(火)	石丸 世志 (愛媛県男女共同参画センター職員)	25名
新居浜市男女参画・市民相談課	令和4年11月13日(日)	石丸 世志 (愛媛県男女共同参画センター職員)	50名
松山市味酒地区社会福祉協議会	令和4年12月9日(金)	石丸 世志 (愛媛県男女共同参画センター職員)	30名
今治地区保護司会	令和5年2月7日(火)	信貴 正美 (愛媛県男女共同参画センター事務局長)	102名
浄土宗愛媛教区保護司会	令和5年3月16日(木)	石丸 世志 (愛媛県男女共同参画センター職員)	30名

○高校生・学生向け デートDV、性暴力予防啓発講座

- ① 派遣先 県内の大学、高等学校等(県は講師を派遣)  
 ② 対象者 学生、生徒、保護者等  
 ③ 内容 講演、質疑応答、DVに関するDVD視聴 等  
 ④ 実績

学校名	開催日	講師等	参加者数
国立弓削商船高等専門学校 ※オンライン	令和4年6月2日(木)	石丸 世志 (愛媛県男女共同参画センター職員)	144名
河原ビューティモード専門学校	令和4年5月30日(月)	石丸 世志 (愛媛県男女共同参画センター職員)	40名
	令和4年6月30日(木)	石丸 世志 (愛媛県男女共同参画センター職員)	51名
愛媛県立今治南高等学校	令和4年7月11日(月)	越智 やよい (愛媛県DV防止対策推進会議委員)	585名
人間環境大学	令和4年11月2日(水)	石丸 世志 (愛媛県男女共同参画センター職員)	99名
愛媛県立東予高校	令和4年11月10日(木)	石丸 世志 (愛媛県男女共同参画センター職員)	240名
愛媛県立宇和島南中等教育学校	令和4年11月18日(金)	石丸 世志 (愛媛県男女共同参画センター職員)	145名
愛媛県立伊予高校	令和4年11月24日(木)	越智 やよい (愛媛県DV防止対策推進会議委員)	124名
未来高校・河原調理専門学校	令和5年1月26日(木)	越智 やよい (愛媛県DV防止対策推進会議委員)	81名
愛媛県立吉田高校	令和5年2月3日(金)	石丸 世志 (愛媛県男女共同参画センター職員)	240名
済美高校	令和5年2月17日(金)	越智 やよい (愛媛県DV防止対策推進会議委員)	51名
愛媛県立西条高校	令和5年3月10日(金)	石丸 世志 (愛媛県男女共同参画センター職員)	26名

○教職員（中学校・高校）向け デートDV、性暴力予防教育研修

- ① 派遣先 県内中学校、高等学校
- ② 対象者 教職員
- ③ 内容 DVに関する基礎知識、教育のねらい、学習の進め方、指導の留意点 等
- ④ 実績

学校名	開催日	講師等	参加者数
愛媛県高等学校保健会（中予地区）	令和4年7月28日（木）	菊池 清美 （えひめ性暴力被害者支援センター職員）	30名
西予市立三瓶中学校	令和4年8月5日（金）	越智 やよい （愛媛県DV防止対策推進会議委員）	20名
県立松山北高校	令和4年10月6日（木）	越智 やよい （愛媛県DV防止対策推進会議委員）	73名
国立愛媛大学附属高校	令和4年11月22日（火）	越智 やよい （愛媛県DV防止対策推進会議委員）	35名

■えひめ性暴力被害者支援センター・ひめここ（媛CC）運営事業

性暴力被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期回復に資するため、被害者に対する専門の相談窓口機能を持ち、必要に応じて、医療機関等への同行支援や弁護士・臨床心理士による専門相談など適切な支援が可能なワンストップ支援センターの運営を行っています。（平成30年9月開設）



- ・委託先 公益財団法人えひめ女性財団
- ・業務時間 週5日（火曜日～土曜日）9時～17時  
（上記開所時間外はコールセンターによる電話相談。24時間対応）
- ・業務内容 ①被害者相談支援・運営等
  - 支援員等に対する研修
  - 広報啓発（Webページの運営、広告用マスクケース、啓発用カードの配布）



○えひめ性暴力被害者支援センター連携機関会議

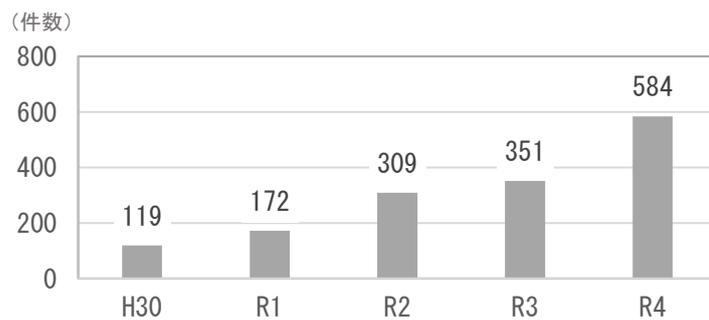
令和4年11月16日（水）（愛媛県男女共同参画センター）

②医療費等公費負担

法的支援（弁護士等による法律相談に要する経費を負担）

医療費等公費負担（医療的及び心理的支援を行った場合の費用を負担）

・相談件数



※H30は、H30.9（開設）からH31.3までの件数

## 1—(2) メディアにおける男女の人権の尊重

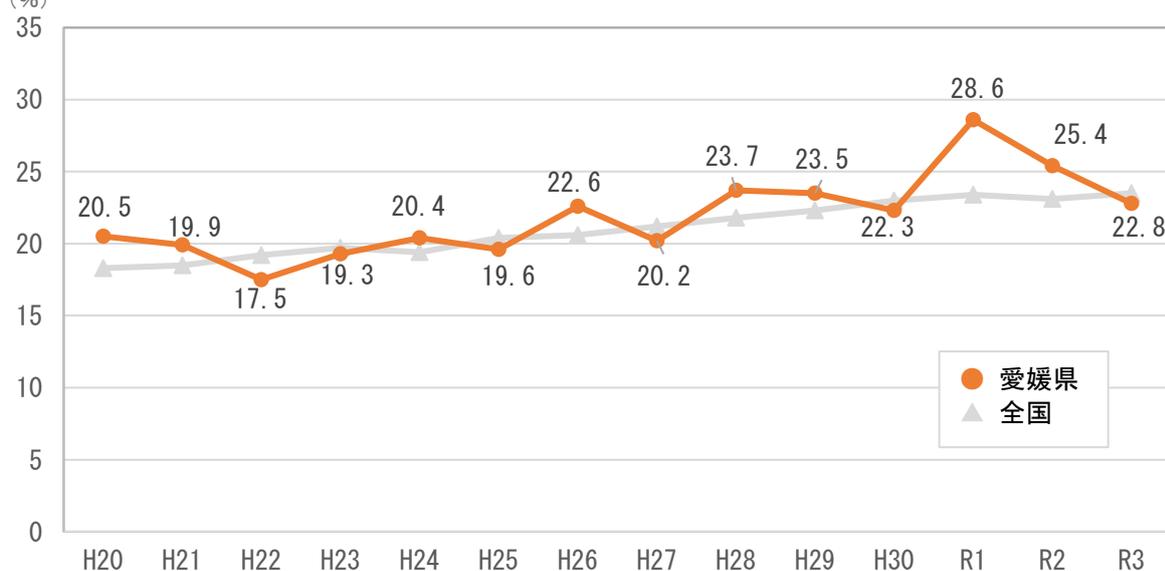
一部のメディアにおいて、女性や子どもを性的ないしは暴力行為の対象として捉えるような表現がなされ、人権侵害となるような違法・有害な情報の流通が社会問題となっています。インターネット等の普及によりメディアが多様化する中で、メディアによってもたらされる情報の影響はさらに拡大するものと見込まれています。表現の自由は尊重されるべきですが、その一方で表現の自由を享受する者は表現される側の人権や不快な表現に接しない自由にも十分な配慮を払う必要があります。メディアが男女の人権を尊重するとともに、男女の様々な参画の姿が広く伝達され、男女共同参画の意識が浸透することにつながるよう、自主的な取組を促進していく必要があります。

## 1—(3) 生涯を通じた女性の健康支援

女性は、乳幼児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階において、健康上の問題に直面しており、本件における女性特有の病気等の状況は次のとおりです。

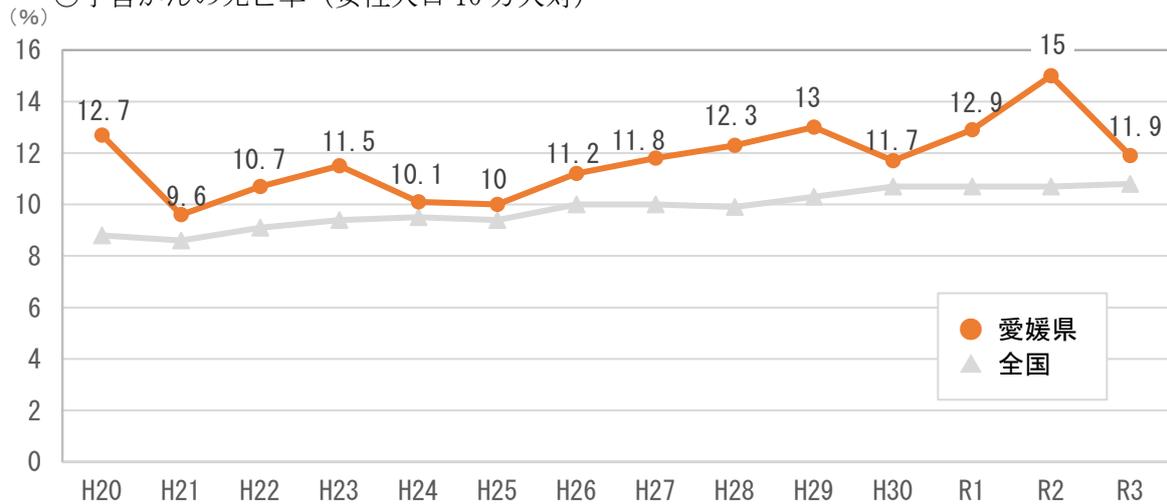
### ■女性特有の病気等の状況

○乳がんの死亡率（女性人口10万人対）



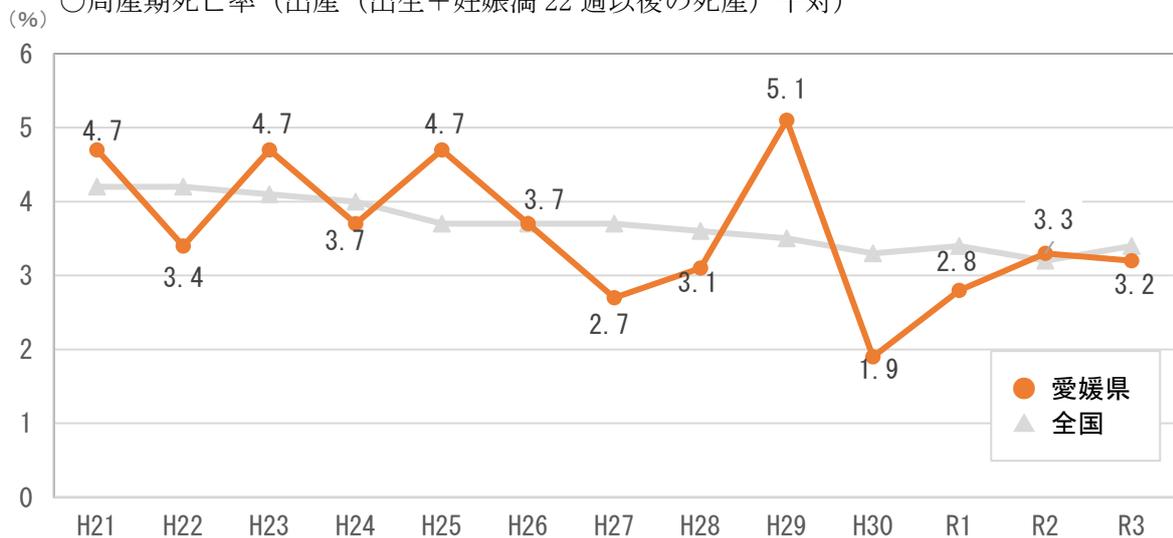
資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

○子宮がんの死亡率（女性人口10万人対）



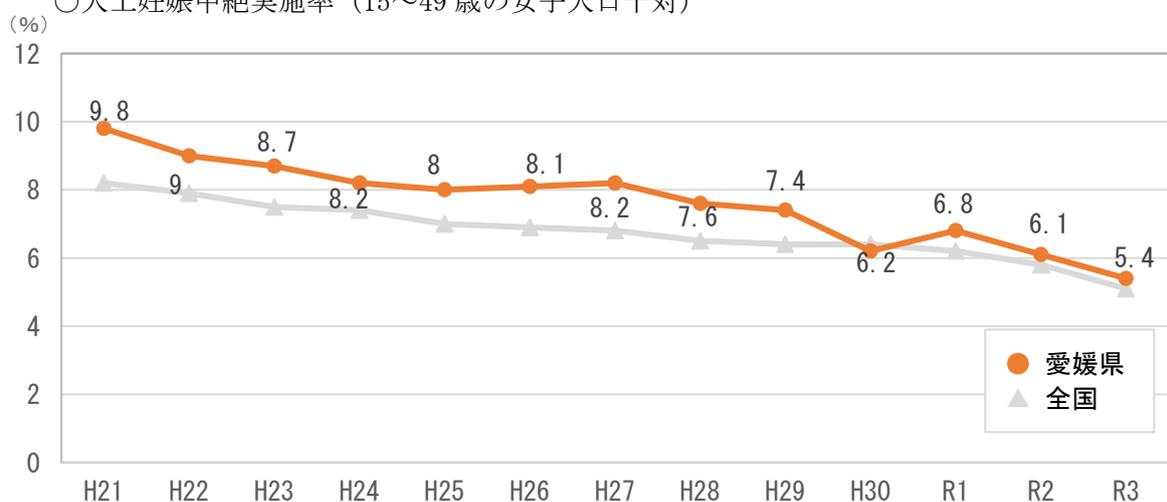
資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

○周産期死亡率（出産（出生+妊娠満22週以後の死産）千対）



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

○人工妊娠中絶実施率（15～49歳の女子人口千対）



資料出所：厚生労働省「衛生行政報告例」

1- (4) 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

非正規労働者やひとり親などの増加により、生活上の困難に陥りやすい女性に対する対応や女性が長期的な展望に立って働けるようにすること、生活困窮者の子どもへの教育支援等が求められています。また、高齢化の進行に伴い、高齢単身女性も増加しており、その支援も急務となっています。さらに、性的志向や性自認に関すること等を理由として困難な状況に置かれている場合や、在日外国人、同和問題等に加え、女性であることで複合的に困難な状況にある者等への配慮も必要となっています。

○生活保護世帯の内訳別推移 (愛媛県) (世帯)

区 分	高齢者 (うち単身)		母子	障がい者	傷病者	その他	計
平成 29 年度	9,649	(8,973)	669	1,947	3,115	2,108	17,488
平成 30 年度	9,921	(9,257)	614	1,884	2,902	2,010	17,331
令和元年度	10,093	(9,424)	583	1,918	2,677	1,949	17,220
令和 2 年度	10,134	(9,478)	536	1,977	2,436	1,889	16,972
令和 3 年度	10,140	(9,512)	480	2,015	2,247	1,851	16,733

資料出所：被保護世帯の世帯別類型状況 (愛媛県保健福祉課調べ)

○ひとり親家庭における就労状況 (愛媛県)

区 分		総数	就業 (労)し ている	内訳					不就労	無回答	
				自 営 業	常用雇 用	臨時・ パート	派遣社 員	その他			
母 子	H 26	世帯総数	802	754	26	361	320	23	24	48	0
		就業割合	100.0	94.0	-	-	-	-	-	6.0	0.0
		就業内訳割合	-	100.0	3.4	47.9	42.4	3.1	3.2	-	-
	H 16	世帯総数	502	448	24	205	193	12	14	48	6
		就業割合	100.0	89.2	-	-	-	-	-	9.6	1.2
		就業内訳割合	-	100.0	5.4	45.8	43.1	2.7	3.1	-	-
寡 婦	H 26	世帯総数	238	202	17	113	59	0	13	33	3
		就業割合	100.0	86.0	-	-	-	-	-	14.0	-
		就業内訳割合	-	100.0	8.4	55.9	29.2	0.0	6.4	-	-
	H 16	世帯総数	399	235	51	104	64	0	16	131	33
		就業割合	100.0	64.2	-	-	-	-	-	35.8	-
		就業内訳割合	-	100.0	21.7	44.3	27.2	0.0	6.8	-	-
父 子	H 26	世帯総数	157	148	35	98	9	3	3	9	0
		就業割合	100.0	94.3	-	-	-	-	-	5.7	0.0
		就業内訳割合	-	100.0	23.6	66.2	6.1	2.0	2.0	-	-
	H 16	世帯総数	67	62	12	44	4	1	1	5	0
		就業割合	100.0	92.5	-	-	-	-	-	7.5	0.0
		就業内訳割合	-	100.0	19.4	71.0	6.5	1.6	1.6	-	-

資料出所：愛媛県男女参画・子育て支援課「平成 26 年度ひとり親家庭実態調査」

## ○新型コロナウイルス感染症対応女性相談支援強化事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な不安を抱える女性が顕在化していることが懸念されていることから、支援を必要とする女性を一人でも多く専門窓口へつなげ、確実な支援を行うため、NPO等民間団体の知見やネットワークを活用し、メール等相談・出張相談による相談体制の拡充や、相談スタッフ等の相談・支援人材の育成を図ったほか、公的相談機関等との連携を強化しました。



令和3年度 愛媛県委託事業 女性相談支援事業

「ひめはびサポートプロジェクト」と命名し  
共通ロゴを作成して事業実施

- ・委託先：NPO法人子育てネットワークえひめ
- ・実施期間：令和4年4月1日(金)～令和5年3月31日(金)

### ① 相談体制の拡充

- ・相談員2名を配置し、メール等による相談受付  
(メール等相談件数 914件(R4.4～R5.3))
- ・出張相談 子ども食堂や地域イベント等で実施  
(東・中・南予各地域 計60回実施)
- ・若い世代の相談に向けた周知等



相談窓口案内カードを作成(5,000部)し、衛生用品等に添付して配布  
SNS(LINE、Instagram)、県ホームページ、フリーペーパー(地域情報誌)による情報発信  
相談窓口の情報をまとめた冊子を作成し、出張相談等で配布  
相談窓口等において、必要とする女性への衛生用品の提供(3,000セット)

### ② 相談・支援人材の養成

相談に対応するスタッフ等のスキルアップに向け、専門家等による研修を実施。  
開催日：令和4年8月18日(木)、9月27日(火) 計2回  
参加者：延べ12名  
内容：傾聴について、女性相談の傾向、SNS相談の特徴 等

### ③ 公的相談機関等との連携強化

女性の多様な問題・支援に係る情報共有のため、関係機関による連携会議を開催。  
開催日：令和5年2月24日(金)  
参加機関：NPO団体、県男女共同参画センター、  
松山市男女共同参画推進センター、愛媛労働局、ハローワーク松山、  
県・市町 等

2-(1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

男女の地位の平等感は、男性の方が優遇されているという意見が多く見られます。固定的性別役割分担意識や性差別に関する偏見・固定概念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）は、女性・男性いずれにも存在しており、男女共同参画や女性活躍に関する取組みの進展が十分でない要因の一つに挙げられていることから、男女双方の意識啓発・理解促進に取り組んでいます。

○各分野における男女の地位の平等感

(%)

項目	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等になっている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
家庭の中で	11.8	32.3	33.8	9.5	2.8	10.0
職場の中で	13.5	42.5	27.8	3.3	0.5	12.5
地域社会の中で (町内会、自治会など)	12.5	43.3	25.0	4.0	0.8	14.5
社会通念や慣習やしきたりなどで	17.8	49.8	19.5	3.0	0.3	9.8
法律や制度のうえで	10.0	40.5	33.3	4.3	0.8	11.3
政治の分野で	27.3	45.8	15.0	1.8	0.8	9.5
学校教育の分野で	9.0	24.8	49.0	2.8	0.3	14.3

資料出所：愛媛県男女参画・子育て支援課「令和4年仕事と生活の調和の実現に関するアンケート調査」

■男女共同参画社会づくり推進県民大会の開催

男女共同参画に向けての意識の高揚や自発的な活動を促進し、県民総ぐるみ運動を展開するため、男女共同参画社会づくり推進県民大会（SDGsゴール5「ジェンダー平等」啓発フォーラム）を開催しました。

- ・主 催：愛媛県、男女共同参画社会づくり推進県民会議、  
公益財団法人えひめ女性財団、  
公益財団法人松山市男女共同参画推進財団
- ・日 時：令和4年6月29日(水)13時00分～15時45分
- ・場 所：愛媛県男女共同参画センター  
※ライブ配信、アーカイブ配信（2か月間）も実施
- ・参加者：県民会議会員及び一般県民 146名（会場参加）



・内 容：基調講演

「地域社会におけるジェンダーギャップ解消に向けて」

講師：大崎 麻子

(特定非営利活動法人 Gender Action platform 理事)

パネルトーク

テーマ「地域社会における私たちのジェンダー平等の実践

出演者：大崎 麻子(特定非営利活動法人 Gender Action platform 理事)

松野 祐介(株式会社あわしま堂 愛媛本社工場 物流課社員)

山本 由美子(特定非営利活動法人子育てネットワークえひめ 代表理事)

桐木 陽子(松山東雲短期大学教授、愛媛県男女共同参画会議会長)

■SDGs ゴール5 「ジェンダー平等」啓発フォーラム分科会

	分科会(学校関係者向け)	分科会(職場・企業向け)
開催日	8月8日(月) 13:00～15:50	1月30日(月) 13:30～15:30
場所等	愛媛県総合教育センター 第6講義室	愛媛県水産会館 6階大会議室
テーマ	未来を拓く教育の実践 ～今まさにジェンダー平等が求められるワケ～	ジェンダー×女性のキャリア ～子育ても仕事も頑張りたい部下を 応援するために～
講師	河野銀子 山形大学 学術研究院教授	武田佳奈 株式会社野村総合研究所 未来創発センター エキスパート研究員
受講者	37名	57名

■男女共同参画推進地域ミーティング開催事業

地域における男女共同参画社会づくりを一層推進するとともに、機運の醸成を図るため、地方局職員、市町職員及び地域で活躍するリーダーを対象とした男女共同参画推進地域ミーティングを開催し、地域課題の解決に向けた打開策を見出し実践していくための意見交換等を行いました。

- ・主 催：各地方局(共催：管内各市町)
- ・参加者：地方局男女共同参画推進班員、市町男女共同参画担当課長、  
地域で活躍する者、その他(計 98 名)

地方局	東 予	中 予	南 予
日 程	令和4年10月5日(水)	令和4年12月5日(月)	令和4年11月1日(火)
会 場	オンライン開催	中予地方局	南予地方局
講 師	ワークライフコラボ 代表 堀田 真奈	オフィス・カラー 代表 水谷 紀子	さくら社会保険労務士事務所 代表 脇本 美緒
参加者数	29名	25名	44名
内 容	SDGs ×ジェンダー平等 ～誰もが愛顔であるために	とっさの無意識で可能性を 妨げないために～気付こ う、アンコンシャス・バイ アス～	男性の育休取得率向上のため に

## 2—(2) 男女共同参画の視点に立った学びの推進

世論調査では、「男の子は男らしく、女の子は女らしくしつけるのがよい」という考え方に肯定的な意見が半数です。また、「性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばす方がよい」という考え方に肯定的な意見が約9割を占めています。小・中・高校では、男女混合名簿が導入され、適切な場面で使用されています。

### ○教育に対する意識

項目		肯定的意見	否定的意見	どちらとも いえな	無回答
男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくしつけるのがよい	H21	60.0%	15.7%	19.9%	4.4%
	H26	52.3%	15.0%	29.3%	3.3%
	R元	44.5%	25.8%	27.1%	2.6%
性別にこだわらず子どもの個性を伸ばす方がよい	H21	88.6%	2.8%	5.5%	3.1%
	H26	88.8%	2.0%	6.3%	2.9%
	R元	89.8%	2.2%	5.7%	2.3%
学校で出席簿の順番など「男子が先」という習慣をなくした方がよい	H21	31.3%	22.9%	40.4%	5.4%
	H26	32.8%	19.5%	43.4%	4.3%
	R元	35.9%	16.5%	43.8%	3.7%
女性は文系、男性は理系の分野が向いている	H21	6.9%	53.1%	34.4%	5.6%
	H26	4.3%	56.0%	35.8%	4.0%
	R元	3.9%	60.7%	31.9%	3.5%
知的な能力は性別による差よりも個人差の方が大きい	H21	79.4%	5.0%	10.8%	4.8%
	H26	80.4%	4.7%	10.9%	4.0%
	R元	82.1%	4.4%	9.5%	4.0%

資料：愛媛県「男女共同参画に関する世論調査」

## 主要課題3 意思決定の場への女性の参画拡大

### 3-(1) 行政・民間部門等における女性の参画拡大

県審議会等の委員における女性の割合は、平成20年度に40%を超え、その後も40%を維持していましたが、令和4年度に39.6%と、40%を割る結果となりました。引き続き45%を目指して取り組んでいます。その他の分野での女性の割合は、全国ベースでは増加傾向を示していますが、本県の指標においてはばらつきが見られます。世論調査では、自治体の首長や議員等の公職、職場の管理職への女性の参画拡大を期待する意見が増えています。(P105 女性がもっとついった方がよい役職や公職参照) また、諸外国と比べて大きく遅れている政治分野における男女共同参画の推進について、政党等のより積極的な取り組みや国及び地方公共団体の施策を強化するために、令和3年6月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が改定されました。

#### ○女性の参画状況

項 目		R3	R4	資料出所	
地方議会に占める女性議員の割合	愛媛県	8.9%	8.9%	総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」(各年12月31日時点)	
	全国平均	11.8%	11.8%		
目標を設定している審議会等に占める女性委員の割合	愛媛県	40.6%	39.6%	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」	
	県内市町	28.7%	28.8%		
	都道府県平均	37.5%	38.1%		
県管理職(課長相当職以上)への女性の登用状況	愛媛県	9.3%	10.7%	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」	
	全国平均	11.8%	12.7%		
県の役付職員への女性の登用状況(教育委員会を除く)	愛媛県	19.3%	21.2%	県人事課調べ(各年4月1日時点)	
学校管理職における女性の登用状況	小学校	愛媛県	18.7%	20.0%	文部科学省「学校基本調査」
		全国平均	26.8%	28.1%	
	中学校	愛媛県	6.6%	8.5%	
		全国平均	12.8%	14.0%	
	高等学校	愛媛県	8.0%	8.7%	
		全国平均	10.6%	11.5%	
自治会長に占める女性の割合(愛媛県)		6.0%	6.4%	内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」	

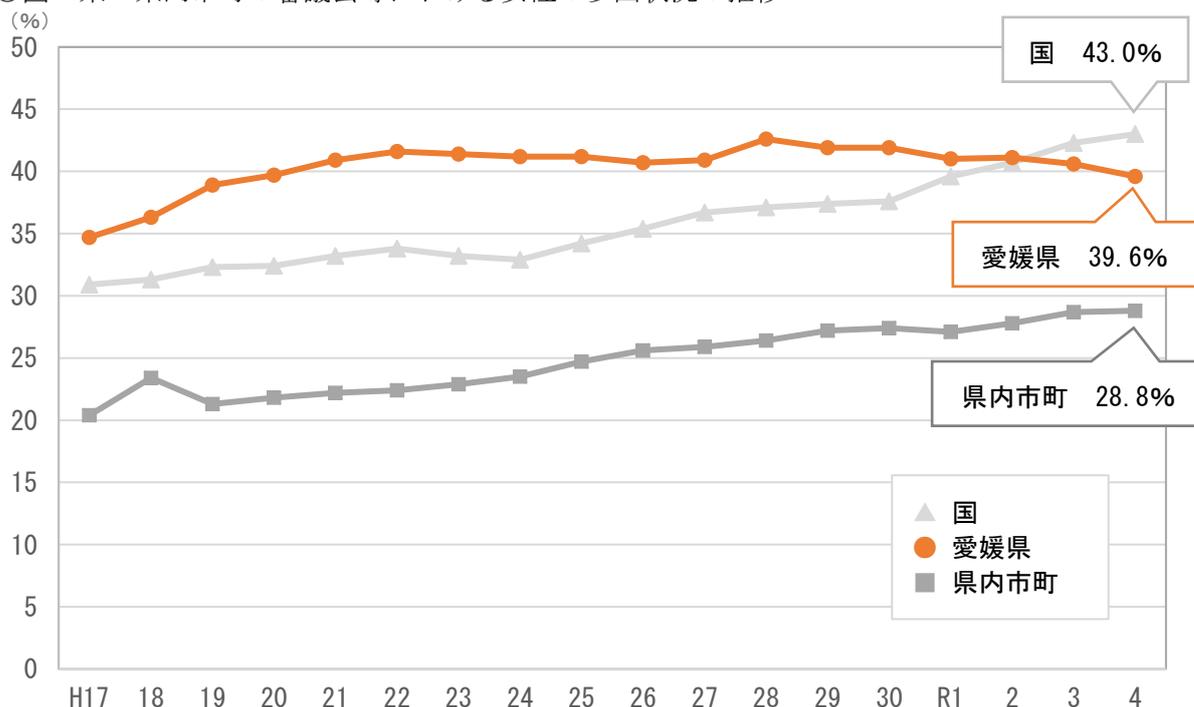
項 目		H24	H29	資料出所
管理的職業従事者に占める女性の割合	愛媛県	14.3%	16.9%	総務省統計局「就業構造基本調査」※H24及びH29の数値
	全国平均	13.4%	14.8%	

### ○審議会等委員の公募

県民の声を県政に積極的に反映するとともに、県政における政策や方針の決定過程に、男女が対等な構成員として参画する機会を確保するため、県の審議会等委員の一部を県民から公募することとし、当課で全庁の委員公募を一括して広報しています。

- ・ 広報手段：県の広報紙「愛顔のえひめ」に委員公募の欄を設けて掲載  
                   応募申込書のついたチラシを作成し県の施設や市町等に配布  
                   県のホームページに掲載
- ・ 一括広報した審議会等：6 審議会

### ○国・県・県内市町の審議会等における女性の参画状況の推移



国の割合は毎年9月現在。愛媛県、県内市町の割合は毎年4月現在  
 資料出所：内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」  
 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

### 3—(2) 女性の能力開発（エンパワーメント）等の支援

女性の参画が進まない理由として、男性優位の組織運営や性差別等の意識、家族の協力不足などから女性の積極性が十分でないことや能力開発（エンパワーメント）の機会が不十分であること等が考えられます。女性が多様な能力を身につけ、積極的に社会に参画できる条件整備が必要です。女性人材の積極的な育成を図り、各地の女性グループ等の活動を支援する必要があります。

#### ○女性人材リストの活用

様々な分野で知識・経験を有する女性を登録した「愛媛県女性人材リスト」を活用して、女性の登用促進を図っています。（女性人材リスト登録者数：206名）

#### ○愛媛県男女共同参画センターにおけるエンパワーメントカレッジ等の開催（P42 参照）

### 3—(3) 防災・復興への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進

東日本大震災においては、様々な意思決定過程への女性の参画機会が十分に確保されず、男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題が生じており、愛媛県においても、西日本豪雨災害を受け、防災・減災面における男女共同参画の視点の重要性を再認識したところです。そこで県では、更なる地域防災力の強化を図るため講座等を開催し、地域に密着している企業・団体職員、社会福祉施設職員への防災士の資格取得を支援しています。

また、急速かつ大幅な人口減少に直面する中、活力ある地域社会を形成するためには、それぞれの地域において、男女が共に希望に応じ安心して働き、結婚・出産・子育てをすることができる男女共同参画社会づくりが求められています。様々な分野で、ボランティアやNPO等の活動など、社会貢献活動への関心が高まっており、様々なボランティア情報を入手できる県ボランティアネットの登録会員数やNPO活動を行う法人数なども伸びています。

#### ○消防団員における女性消防団員の状況

		H29年4月	H31年4月	R3年4月	R4年4月
愛媛県	総数	602人	665人	621人	634人
	割合	3.0%	3.3%	3.2%	3.3%
全国	総数	24,947人	26,625人	27,317人	27,603人
	割合	2.9%	3.2%	3.4%	3.5%

資料出所：愛媛県消防防災安全課調べ

#### ○愛媛県防災士認証登録者数

	R3年3月末	R4年3月末	R5年3月末
総数	16,063人	17,859人	20,018人
うち女性割合	20.6%	21.5%	22.5%

資料出所：愛媛県防災危機管理課調べ

#### ○様々な分野における男女共同参画の推進

項目		H30年3月	R2年3月	R4年3月	R5年3月
愛媛ボランティアネット登録会員数 (団体会員+個人会員)		4,118件	4,698件	4,954件	5,099件
特定非営利活動法人 (NPO法人)の認証数	愛媛県	464件	478件	501件	507件
	全国	51,866件	51,255件	50,783件	50,361件

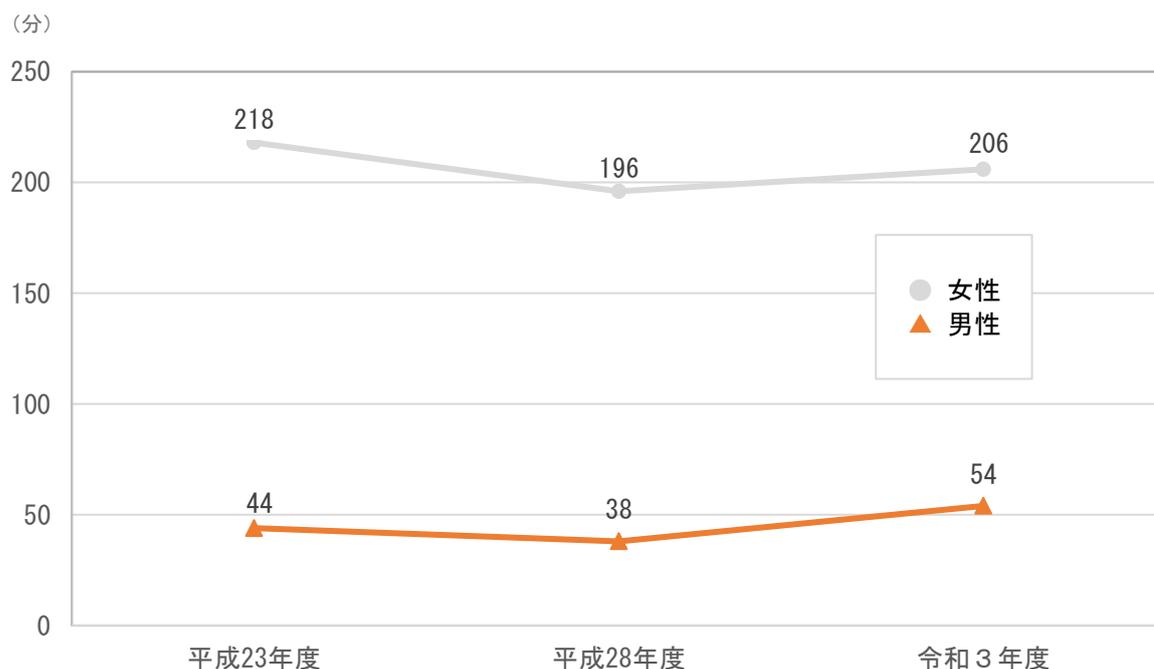
資料出所：愛媛県県民生活課調べ

4- (1) 男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり

家庭においては、本県の男性の家事関連(家事、介護・看護、育児、買い物)に占める時間は1日に54分に対して、女性は3時間26分となっており、前回調査時より男女ともに増加しておりますが、依然として女性への負担が大きくなっています(総務省「令和3年度社会生活基本調査」)。また、男性に多く見られる仕事中心のライフスタイルでは、家庭、地域への参画が困難な状況です。

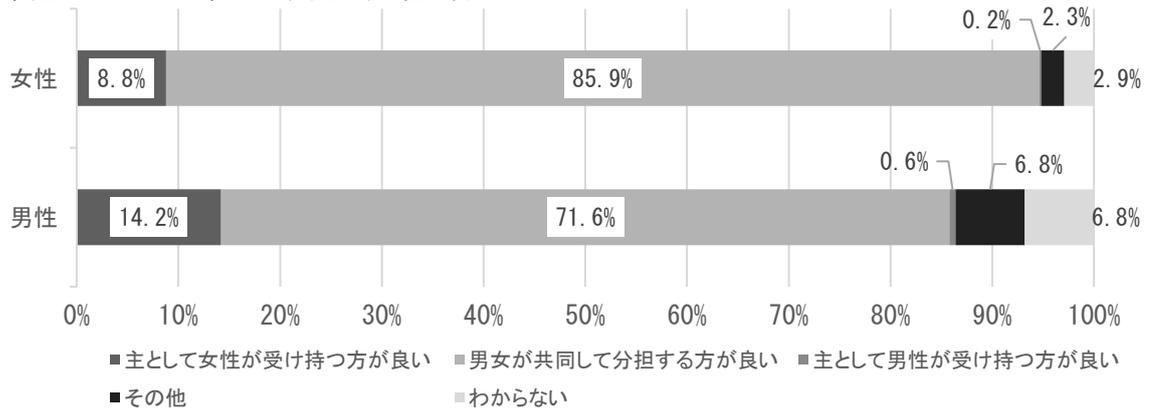
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)は、経済の活性化や個人生活の充実につながるものであり、その理解は徐々に進んでいます。県が実施した「仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査」(令和3年度県労政雇用課)では、重要性や必要性を感じている企業は9割を超えており、「取り組んでいる」及び「今後取り組んでいきたい」と回答した企業は、合わせて8割を超えております。このような中、地域社会での助け合いなど、身近なことについての地域の役割や機能に対する期待が高まっています。

○県内男女別(15歳以上)1日あたりの家事関連時間(家事、介護・看護、育児、買い物)



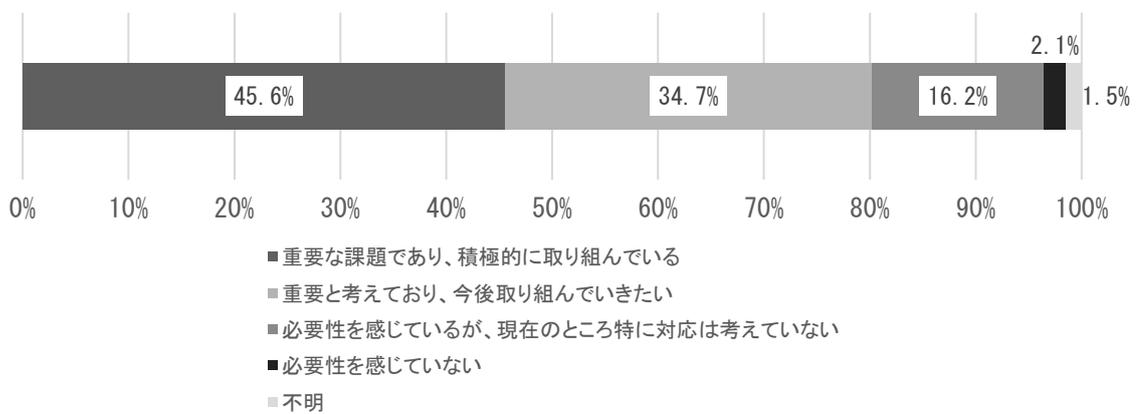
資料出所：総務省「社会生活基本調査」

○家庭内における家事・育児・介護の分担について



資料出所：愛媛県「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

○従業員の仕事と家庭の両立についての意識 (n=730)



資料出所：愛媛県労政雇用課「仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査」

■男性の家事参画推進事業

家事・育児等の家庭での責任が女性に集中している状況を踏まえ、家事を楽しみ、積極的に取り組む男性（カジダン）の輪の拡大や男性の家事等の実践を促すなど、男性の家事参画を積極的に推進しています。

○男性の家事参画プロジェクト事業

- ・カジダン実践講座の開催

男性の家事実践を促進するため、家事実践のノウハウ等を学びながらカジダンの必要性等に対する理解を深める講座を開催しました。

日時	7月30日(土) 10:00~12:00	8月20日(土) 10:00~12:00	9月3日(土) 10:00~12:00	10月1日(土) 10:00~12:00
場所等	オンライン配信	オンライン配信	オンライン配信	新居浜市立女性総合センター
テーマ	カジダン実践講座 (整理整頓編) 人生を変える掃除力	カジダン実践講座 (洗濯編) お家で出来るしみ抜き &アイロン術	カジダン実践講座 (整理整頓編) 人生を変える掃除力	カジダン実践講座 (料理編) 家族の「おいしい」は 楽しさから
講師	西野 雅史	大野 邦夫	西野 雅史	中村 和憲

・カジダンフェスティバルの開催

男性の家事参画の理解を深めるため講演会や大学と連携して実施した男性の家事参画環境づくり事業の成果発表等の場として、カジダンフェスティバルを開催しました。

開催日時：令和4年11月27日(日)13:30~16:00

会場：エミフルMASAKI エミモール1F グリーンコート

内容：オープニングトーク

パネルトーク(カジダンリーダー等)

企画イベント(家事クイズ及び洗濯物たたみ競争)

男性の家事参画に関するパネル展示

カジダンハンドブック及びロールモデル集の配布 等

・カジダンリーダーの選任(5名)

家事実践への意欲が高く自らの取組み等を発信できる男性をリーダーとして選任し、メールマガジン等での情報発信やカジダンの普及拡大を行いました。

・カジダンネットワークの拡大

カジダンに賛同する個人(性別を問わない)や企業等で構成される「カジダンネットワーク」を推進するため、月1回メルマガを発行し、カジダン講座の内容紹介やイベント告知、参加者交流(ノウハウや活動状況の共有など)を実施しました。

カジダンネットワーク参加者：1,028名・団体(令和5年3月31現在)

○男性の家事参画環境づくり事業

「カジダン」に象徴される働きながらのワークライフバランスを実現するため、大学と連携し、キャリア形成等の授業において仕事と家庭の両立の必要性や県の取組みに関する講義を行うとともに、仕事と家庭の両立や理想の働き方を可能にする職場環境についての意見をとりまとめ、その成果を県内企業に共有しました。

実施時期等	大学等	実施内容	参加人数(人)	講師
6月~7月(WEB)	愛媛大学社会共創学部	男性の家事参画、仕事と家庭の両立、ワークライフバランス、国や県の取組み、新型コロナウイルス感染症による働き方の変化	132	S. I. C オフィス・キャリアステーション 河野久美子
7月(WEB)	愛媛大学工学部		461	
10月(対面)	松山大学		28	
11月(対面)	愛媛大学理学部		102	

#### 4－（2）安心して子どもを育てられる環境整備

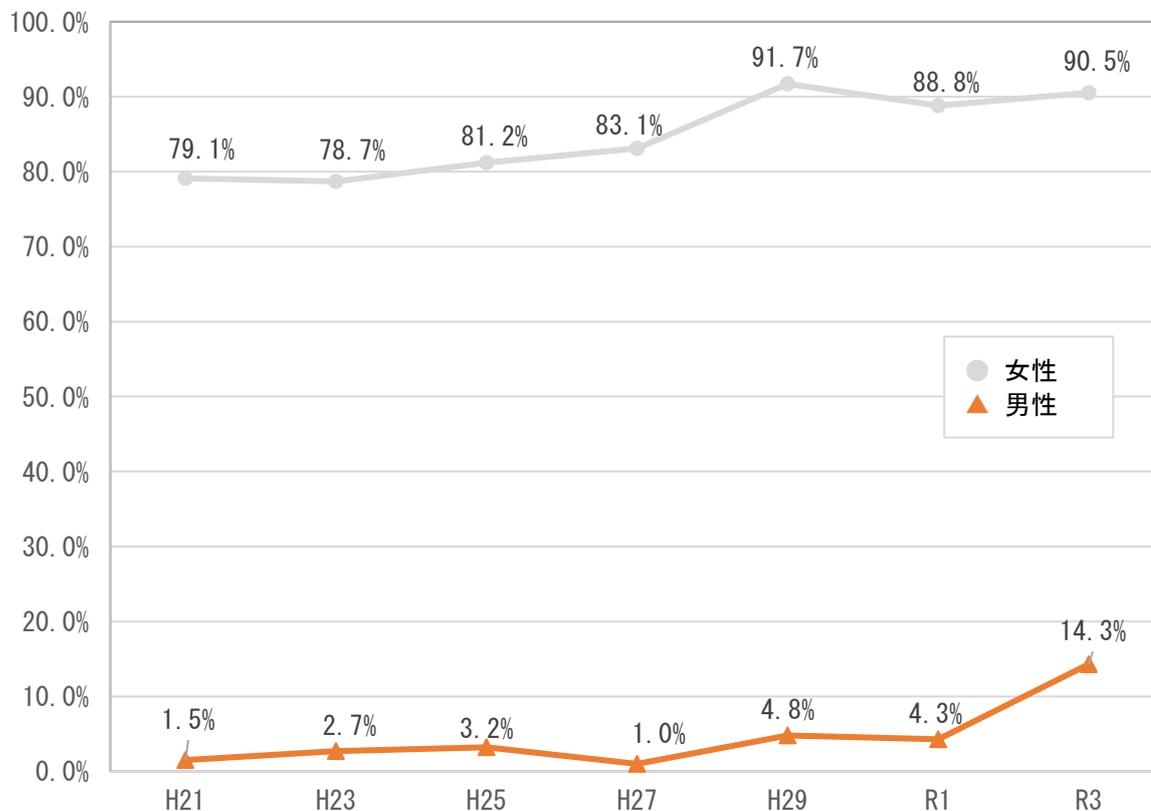
女性が子育ての負担感から、子どもを産むことをあきらめたり、仕事を辞めたりしなければならない場合があります。このため、令和2年3月に策定した「第2期えひめ・未来・子育てプラン(後期計画)」(県男女参画・子育て支援課)では、前期計画を踏まえ、結婚から子育てへの切れ目のない支援を推進するとともに、児童虐待や子どもの貧困問題など、子どもや子育てにめぐる課題に対応し、子どもの幸福に焦点をあてた各種政策を展開することとしています。

##### ○愛顔（えがお）の子育て応援事業

愛媛県では、県内に本社、本店または紙おむつ製造工場を立地する県内紙おむつメーカー3社（花王株式会社、大王製紙株式会社、ユニ・チャーム株式会社）、市町と連携して、平成29年度（2017年度）から愛媛県ならではの子育て応援事業「愛顔の子育て応援事業」を実施しています。対象市町に住民登録がある第2子以降、満1歳未満のお子さんのいる世帯に、県内紙おむつメーカーの乳幼児用紙おむつ製品を購入する際に利用できる「愛顔（えがお）っ子応援券（※）」50,000円分【1,000円券の50枚綴り】を、市町役場を通じて交付しています。

※市町によっては、名称が異なることがあります。

##### ○県内民間事業所の育児休業取得率（愛媛県）

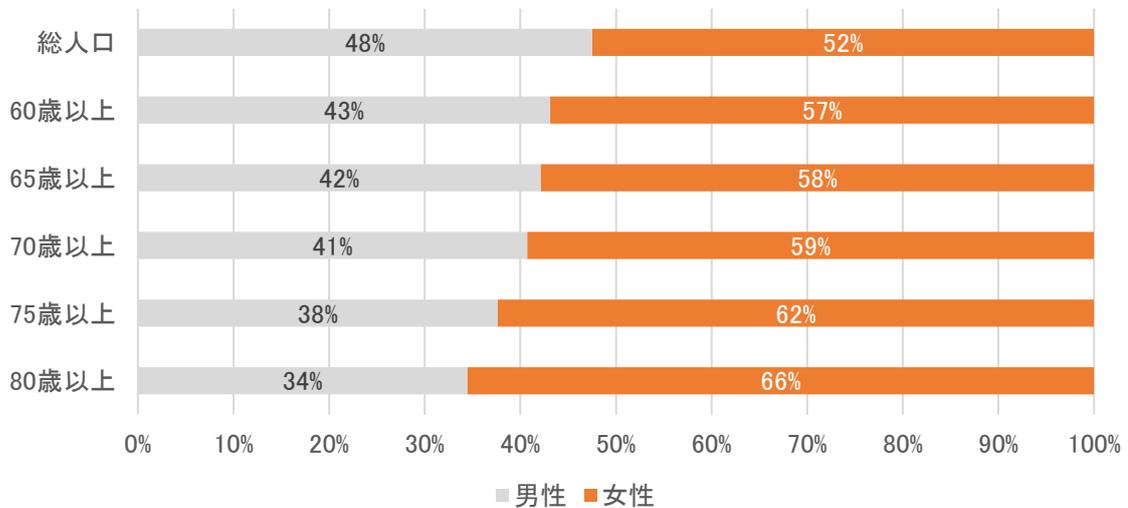


資料出所：愛媛県労政雇用課「仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査」

#### 4－（3）高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる環境整備

本県の高齢化率は、令和4年4月現在33.26%で全国的にも高い水準であり、今後も上昇が予測されています。家族の介護は、介護保険制度の導入により、ある程度軽減されましたが、育児と同様に主に女性が担い、大きな負担となっています。また、令和2年国勢調査では、ひとり親世帯数は減少しているものの、高齢化の進展による高齢単身世帯の増加（平成27年国勢調査に比し約10%の増）が著しく、貧困など生活上の困難に直面する男女が増加しています。障がい者については、障がいの重度化、重複化及び高齢化などにより、福祉サービスに対するニーズが多様化・高度化しています。

##### ○高齢者の男女比率（愛媛県）



資料出所：愛媛県長寿介護課「令和4年度高齢者人口等統計表」

##### ○ひとり親世帯数及び高齢単身世帯数（愛媛県）

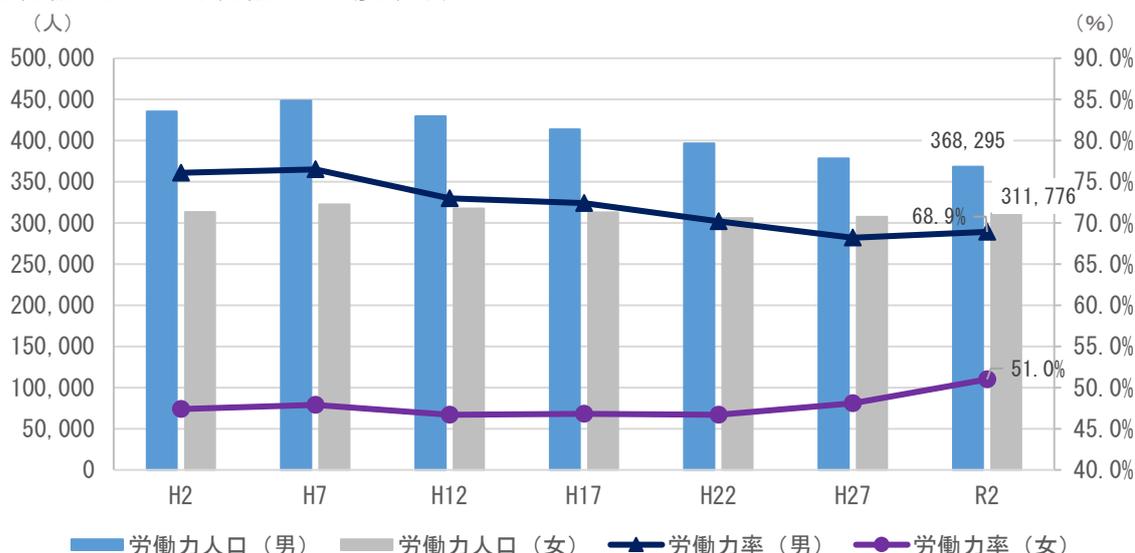
区分		H12	H17	H22	H27	R2
ひとり親世帯数	母子世帯	8,975	10,428	10,643	10,060	8,105
	父子世帯	1,252	1,321	1,240	1,141	918
	計	10,227	11,749	11,883	11,201	9,023
高齢単身世帯数	女性	41,194	47,704	53,070	59,013	62,501
	男性	9,997	13,393	16,305	22,343	27,312
	計	51,191	61,097	69,375	81,356	89,813

資料出所：総務省統計局「国勢調査報告」

5-(1) 男女均等な雇用環境の整備

少子・高齢化による労働者人口の減少に伴い、これまで以上に女性の労働力の活用が進んでいます。雇用環境の整備や意識改革が強く期待されています。愛媛県の令和2年の女性の労働力人口は、311,776人で、平成27年に比べ4,532人増加しています。また、女性の労働力率は51.0%となり、平成27年に比べ2.9ポイント上昇しています。

○労働力人口及び労働力率（愛媛県）



資料出所：総務省「国勢調査」就業状態等基本集計結果（愛媛県）

※平成27年及び令和2年は不詳補完値による。

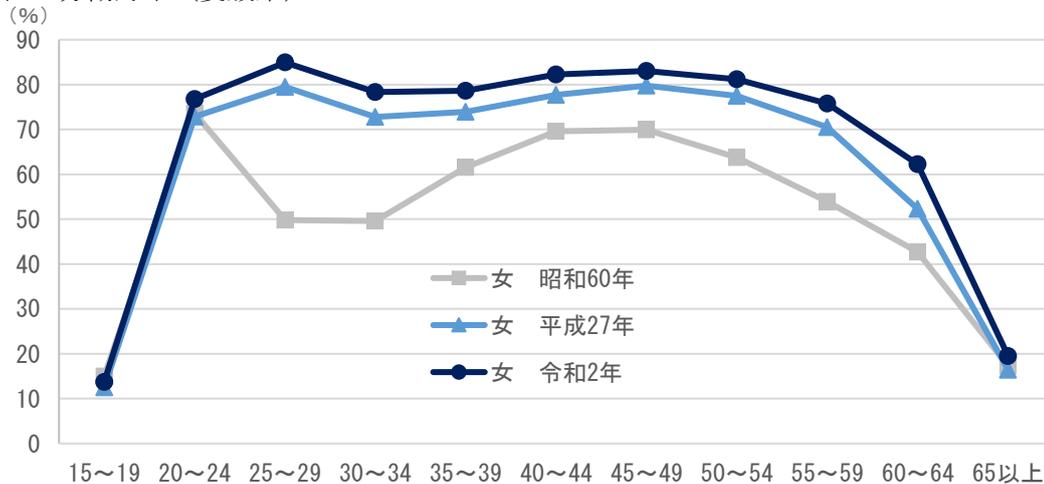
なお、平成22年の労働力率は、分母（15歳以上人口）から「労働力状態不詳」を除いて算出。

労働力人口=15歳以上人口のうち、就業者と完全失業率を合わせたもの

労働力率=15歳以上人口に占める労働力人口の割合

年代別の労働者の割合を示した「年齢階級別労働力率」は、昭和60（1985）年は結婚・出産後の離職で20代後半～30代前半の割合が大きく下がり、いわゆるM字カーブとなっていました。徐々に緩やかになり、解消に向かっています。

○女性の労働力率（愛媛県）



資料出所：総務省「国勢調査」就業状態等基本集計結果（愛媛県）

※平成27年及び令和2年は不詳補完値による。

愛媛県の女性雇用者に占める正規の割合は 49.3%であり、平成 27 年より 1.4 ポイント上昇していますが、パート・アルバイトなど非正規に占める割合は 50.7%と約半数を占めています。

○従業上の地位別就業者数、構成比（愛媛県）

		就業者数（人）			構成比（%）		
		平成 27 年	令和 2 年	増減	平成 27 年	令和 2 年	増減率
男性	正規	227,286	224,039	△3,247	84.2%	83.8%	△0.4%
	非正規	42,678	43,205	527	15.8%	16.2%	0.4%
	合計	269,964	267,244	△2,720	-	-	-
女性	正規	118,000	125,513	7,513	47.9%	49.3%	1.4%
	非正規	128,312	129,233	921	52.1%	50.7%	△1.4%
	合計	246,312	254,746	8,434	-	-	-

資料出所：総務省「国勢調査」就業状態等基本集計結果（愛媛県）  
※不詳補完値による。

## 5 - (2) 職業生活における女性の活躍推進

平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されたことを受け、法の定める一般事業主行動計画策定（従業員 100 人以下企業は努力義務）に結び付けていくための前段階として、女性登用等の自主目標の設定を県内企業・団体に対して進めています。さらに、平成 29 年からは男女共に働きやすく働きがいのある職場を目指して愛媛県版イクボス「ひめボス」を推進しています。

### ■ えひめ女性活躍推進強化事業

男女共同参画社会づくり、特に女性登用の拡大など「女性活躍」を推進するため、「えひめ女性活躍推進協議会」等と連携し、県内企業における経営戦略としての「ひめボス」の取組みの具体化や組織の枠を超えた女性の人材育成等を一体的に展開し、ひめボスのブランディングに取り組むことで、女性活躍推進や地域活性化を図り、女性を応援する県 No. 1 を目指しています。

#### ○ ひめボス宣言事業所の募集

ひめボス推進アドバイザーの積極的な訪問支援により、女性活躍や働き方改革の重要性や取組みへのアドバイス、制度の紹介等によりひめボス宣言事業所を拡大しています。

- ・ ひめボス宣言事業所：906 事業所(令和 5 年 3 月 31 日現在)



さらに宣言実施済み事業所をフォローアップ(振り返りによる課題抽出や目標達成手法の助言等)することにより、「ひめボス事業所 plus」「ひめボス事業所 plus+」の認定への支援を行い、ひめボス宣言事業所全体のレベルの向上を図るとともに、取組成果の見える化を行っています。

- ・ ひめボス事業所 plus(plus+含む)認定事業所数：105 事業所(令和 5 年 3 月 31 日現在)



#### ○ ひめボス管理職研修の開催

女性を部下に持つ管理職を対象に、多様な働き方に対応するために必要となるマネジメントやコミュニケーションの方法についての研修や情報交換を行うことで、多様な働き方に対応したマネジメント等への理解を促進し、女性社員の中長期のキャリア形成を図りました。



日時	7月28日(木) 13:30~15:30	8月25日(木) 14:00~16:00	9月22日(木) 14:00~16:00
場所等	IYO 夢みらい館	しこちゅ〜ホール	新居浜市市民文化センター
対象	女性社員の上司(管理職:性別を問わない)		
講師	武田佳奈氏(梛野村総合研究所 未来創発センター エキスパート研究員)		

### ○ひめボスマンター制度の実施

大企業で効果をあげているメンター制度を中小事業所でも活用できるよう、組織や職種の枠を超えた愛媛オリジナルのメンター制度を構築し、メンター、メンティ双方の人材育成を図りました。

- ・メンティ：10名(7事業所)
- ・メンター：10名
- ・コーディネーター：6名



### 令和4年度えひめ女性活躍推進強化事業報告書



### 5－（3）農林水産業における男女共同参画の推進

農林水産業を支え、発展させていくうえで、女性は重要な役割を果たしていますが、農山漁村では依然として固定的な性別役割分担意識や古い習慣が残っています。

農業協同組合役員女性の数は、20人（平成24年7月）から増加して35人（令和2年7月）となっています。漁業協同組合役員は1人（令和2年7月）、森林組合役員数は1人（令和2年12月）となっています。また、農業委員のうち女性は、6.4%（平成24年4月）から7.2%（令和2年4月）に増加しています。家族経営協定締結農家数は、現在は1,183戸（令和4年3月）と増加しています。

項目	H22	H27	R2
農業協同組合役員数に占める女性の割合	4.9%	7.0%	9.3%
漁業協同組合役員数に占める女性の割合	0.6%	0.5%	0.7%
森林組合役員数に占める女性の割合	0.4%	0.0%	0.5%

資料出所：愛媛県農林水産部調べ

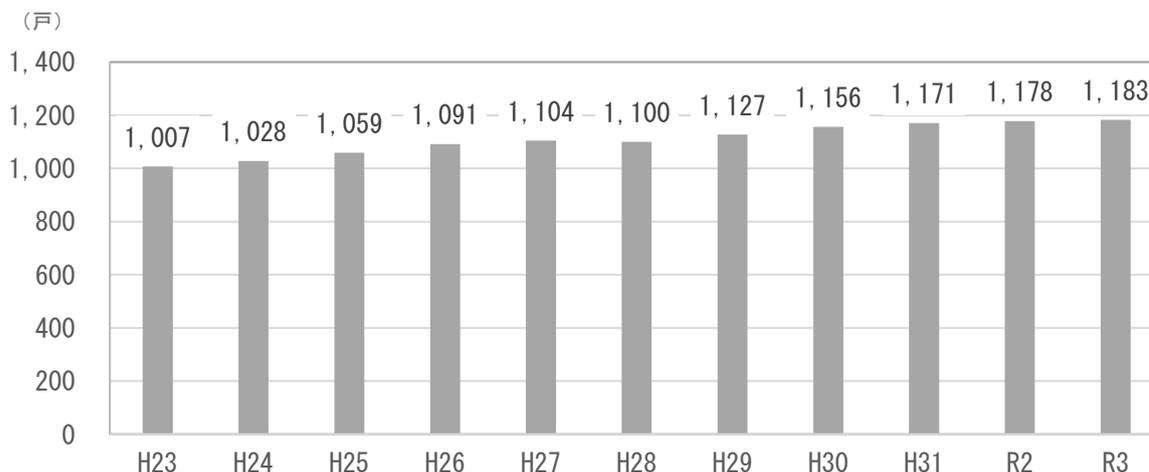
#### ○愛媛県農山漁村男女共同参画推進会議

開催時期：令和5年2月24日（金）

対象：農林水産関係団体、男女参画・県民協働課、農地・担い手対策室、農業経済課  
畜産課、林業政策課、漁政課、農産園芸課

内容：各機関における男女共同参画に向けた取組状況、方針推進上の課題など

#### ○家族経営協定締結農家数（愛媛県）



資料出所：愛媛県農産園芸課調べ（各年3月31日時点）

#### ※家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

## 全国対比による男女共同参画の状況

### (1) 都道府県における審議会等委員への女性の登用（登用目標設定対象のもの）

順位	都道府県	女性割合 (%)
1	徳島県	56.8
2	山形県	52.5
3	山口県	47.8
4	島根県	47.6
5	岐阜県	45.7
}		
20	愛媛県	39.6
}		
	全国平均	38.1

資料出所：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）」

### (2) 市区町村における審議会等委員への女性の登用（登用目標設定対象のもの）

順位	都道府県	女性割合 (%)
1	福岡県	35.7
2	神奈川県	35.0
3	佐賀県	34.2
4	東京都	33.2
5	滋賀県	33.1
}		
28	愛媛県	28.8
}		
	全国平均	30.1

資料出所：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）」

### (3) 管理的職業従事者に占める女性の割合

順位	都道府県	女性割合 (%)
1	徳島県	19.6
2	青森県	18.0
2	高知県	18.0
4	東京都	17.9
5	京都府	17.7
5	福岡県	17.7
}		
14	愛媛県	16.9
}		
	全国平均	14.8

資料出所：総務省統計局「平成29年就業構造基本調査結果」  
 ※管理的職業従事者は、会社役員・会社管理職員・管理的公務員等を示す。

(4) 都道府県における女性公務員管理職の登用状況

順位	都道府県	女性割合 (%)
1	鳥取県	22.7
2	岐阜県	17.8
3	東京都	17.1
4	福井県	17.0
5	沖縄県	16.6
}		
32	愛媛県	10.7
}		
	全国平均	12.7

資料出所：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）」  
 ※本庁及び出先機関等における課長相当職以上の者の割合、女性公務員は定数内職員（教育職を除く）

(5) 市区町村における女性公務員管理職の登用状況

順位	都道府県	女性割合 (%)
1	鳥取県	27.3
2	富山県	24.9
3	滋賀県	24.6
4	福井県	24.2
5	石川県	23.5
5	徳島県	23.5
}		
47	愛媛県	9.2
	全国平均	17.1

資料出所：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）」  
 ※本庁及び出先機関等における課長相当職以上の者の割合、女性公務員は定数内職員（教育職を除く）

(6) 都道府県における女性公務員の採用状況

順位	都道府県	女性割合 (%)
1	鳥取県	56.5
2	岩手県	51.8
3	香川県	51.4
4	兵庫県	50.8
5	沖縄県	48.0
}		
8	愛媛県	44.4
}		
	全国平均	39.3

資料出所：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和4年度）」  
 ※令和3年4月1日～令和4年3月31日の採用期間における割合、女性公務員は定数内職員（教育職を除く）

(7) 都道府県議会における女性議員の割合

順位	都道府県	女性割合 (%)
1	東京都	30.9
2	京都府	21.7
3	神奈川県	18.8
4	滋賀県	16.3
5	兵庫県	15.2
}		
28	愛媛県	8.9
}		
	全国平均	11.8

資料出所：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調（令和4年12月31日現在）」

(8) 市区議会における女性議員の割合

順位	都道府県	女性割合 (%)
1	東京都	31.6
2	埼玉県	24.6
3	京都府	23.5
4	神奈川県	23.1
5	大阪府	22.3
}		
23	愛媛県	15.5
}		
	全国平均	18.1

資料出所：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調（令和4年12月31日現在）」

(9) 町村議会における女性議員の割合

順位	都道府県	女性割合 (%)
1	大阪府	30.4
2	神奈川県	25.0
3	埼玉県	19.0
4	山口県	18.5
5	新潟県	16.8
}		
24	愛媛県	11.4
}		
	全国平均	12.2

資料出所：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調（令和4年12月31日現在）」

## 2. 第3次愛媛県男女共同参画計画及び推進体制

## 第3次愛媛県男女共同参画計画及び推進体制

### 第3次愛媛県男女共同参画計画の概要

本県では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成13年5月に第1次愛媛県男女共同参画計画を策定し、愛媛県男女共同参画推進条例の施行など推進体制の整備や施策の推進に取り組ましました。その後、国の動向（新たな基本計画の策定等）や社会経済環境の状況等を踏まえ、平成23年3月に、令和2年度を目標年度とする第2次愛媛県男女共同参画計画を策定しました。

そして、平成27年度には、第2次計画期間の中間となることから、国の第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、中間改定を行いました。以降、男女共同参画社会づくりに向けた施策の推進に取り組んでいましたが、令和2年度は計画の最終年度となり、国も第5次男女共同参画基本計画を策定したことから、社会経済環境の状況や国の動向などを踏まえた第3次男女共同参画計画の策定を行いました。なお、第3次男女共同参画計画の策定に当たっては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」や同法に基づく基本方針を踏まえ、県が策定することができる県域内の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）を一体的に整備しました。

#### 1 計画の目標

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を発揮する社会

— 男女共同参画社会の実現を目指します —

（テーマ）

～<sup>ひめ</sup>媛の国から始める、人生100年時代、持続可能な共生社会を目指して～

#### 2 計画の性格

本計画は、次の性格を併せ持つものです。

- (1) 男女共同参画社会基本法及び愛媛県男女共同参画推進条例に基づく基本的な計画
- (2) 女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画
- (3) 県の基本構想や関連各種計画との整合性を図った計画
- (4) 県民、事業者における家庭、学校、地域、職場等のあらゆる分野において男女共同参画社会の実現に努める指針及び職業生活における女性の活躍を推進するための指針
- (5) 市町における男女共同参画基本法及び女性活躍推進法に基づき、実情に応じて策定する市町計画及び施策の指針

#### 3 計画の期間

初年度を令和3年度、目標年度を令和12年度（西暦2030年度）までの10年間とします。

なお、社会経済環境の変化や進捗状況に応じて、適宜見直しを行います。

#### 4 計画の構成

愛媛県男女共同参画計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び女性活躍推進法第6条に基づき、施策の基本的方向を定めた「施策の大綱」と計画の円滑な実施を図るための事項を定めた「推進体制」により構成しています。

## 第3次愛媛県男女共同参画計画体系表

### ○施策の大綱

#### 男女共同参画社会の実現

～媛（ひめ）の国から始める、人生100年時代、持続可能な共生社会を目指して～

共通課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGsの実現</li> <li>・アンコンシャス・バイアスの解消</li> <li>・ポストコロナ・ニューノーマルへの対応</li> </ul>
------	---

主要課題	重点目標	施策の方向
1 男女の人権の尊重	(1)女性に対する暴力の根絶	①暴力の発生を防ぐ環境づくり ②女性に対する暴力への厳正な対処 ③被害女性に対する保護等の充実 ④性暴力への対策の推進 ⑤インターネット上の女性に対する暴力等への対応
	(2)メディアにおける男女の人権の尊重	①メディアにおける人権尊重の自主的取組 ②公的広報等の男女共同参画の視点に立った表現の促進
	(3)生涯を通じた女性の健康支援	①生涯を通じた女性の健康支援 ②健康をおびやかす問題についての対策の推進
	(4)男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	①貧困等の生活上の困難に直面する女性等への支援 ②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり
2 男女共同参画の視点に立った意識の改革	(1)男女共同参画の視点に立った意識改革と実践	①多様な媒体を活用した広報啓発活動の推進 ②男女共同参画に関する学習機会の提供
	(2)男女共同参画の視点に立った学びの推進	①男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ②家庭・地域における男女平等意識の啓発
3 意思決定の場への女性の参画拡大	(1)行政・民間部門等における女性の参画拡大	①行政における女性の参画拡大 ②民間部門における女性の参画拡大 ③政治分野における男女共同参画の促進
	(2)女性の能力開発(エンパワーメント)等の支援	①女性の学習活動等の支援 ②交流・ネットワーク化への支援
	(3)防災・復興への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進	①災害対応における男女共同参画の視点の強化 ②地域づくり・環境その他の分野における男女共同参画の推進 ③科学技術・学術分野における男女共同参画の推進 ④地域における国際交流・協力の促進
4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備	(1)男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり	①働き方改革(多様で柔軟な働き方等)によるワーク・ライフ・バランス等の実現 ②男性の家事・育児・介護等の参画推進 ③男女が共に参画する地域づくり
	(2)安心して子どもを育てられる環境整備	①育児を支援する環境の整備 ②就業継続・再就職の支援 ③ひとり親家庭等の生活安定の確保
	(3)高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる環境整備	①高齢者が障がい者等の社会参画の促進 ②高齢者や障がい者等を地域で支え合う環境づくり
5 雇用等における男女共同参画の推進	(1)男女均等な雇用環境の整備	①雇用の分野における男女均等な機会や待遇の確保の推進 ②積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進 ③ハラスメント防止対策の促進
	(2)職業生活における女性の活躍推進	①女性管理職の登用など企業等における女性活躍推進に向けた取組の促進 ②男性の意識と職場風土の改革 ③起業等の女性のチャレンジ支援 ④情報の収集、提供及び啓発活動
	(3)農林水産業における男女共同参画の推進	①方針決定過程等への女性参画の推進 ②女性が活躍できる環境づくりと意識改革

○推進体制

主要課題	重点目標	施策の方向
推進体制の充実	1 男女共同参画推進条例の適切な施行	男女共同参画推進本部の下に女性活躍推進部会を設置
	2 市町、関係機関、民間団体との連携強化	えひめ女性活躍推進協議会（県内経済団体等で設立）や愛媛労働局、大学等との連携
	3 拠点施設の充実、機能強化	地域の女性人材育成、防災力の推進拠点としての機能強化
	4 計画の進行管理、公表	E B P Mに基づくP D C Aサイクルの着実な推進

# 第3次愛媛県男女共同参画計画の数値目標及びその進捗状況

《令和5年3月31日現在》

主要課題	重点目標	項目	目標(実績)数値			
			第3次計画策定時	R5.3.31現状値	調査時点	R12(目標値)
1 男女の人権の尊重	女性に対する暴力の根絶	女性の犯罪被害防止講習の実施回数	29回	58回 (R4.1.1~ R4.12.31)	R5.3.31	年間50回
	生涯を通じた女性の健康支援	特定健康診査実施率	48.9% (H30)	48.2%	R2	70% (R5年度)
		子育て世代包括支援センター設置市町数	6市町 (H30)	20市町	R5.3.31	20市町 (R6年度)
	男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	ひとり親家庭の就業率	92.9%	91.7%	R4.9	94%以上 (R4年度)
		就業支援講習会受講生の就業率	54.4%	72.2%	R4.9	60% (R6年度)
	ひとり親家庭学習支援ボランティア実施市町数	6市町 (R元)	6市町	R5.3	10市町 (R6年度)	
2 男女共同参画の視点に立った意識の改革	男女共同参画の視点に立った意識改革と実践	男女の地位が平等と感じる人の割合(「平等になっている」及び「どちらかといえばどちらかの性が優遇されている」と感じる人の割合の合計)	71.4% (R元)	72.9%	R4.10	85%
	男女共同参画の視点に立った学びの推進	県立高校生の保育・介護体験活動への参加率	56.3% (R元)	39.6%	R5.3.31	60%
3 意思決定の場への女性の参画拡大	行政・民間部門等における女性の参画拡大	審議会等における女性委員の割合	41.1% (R2.4.1)	39.6%	R4.4.1	45%以上
		県職員(知事部局等※)の女性役付職員の割合	18.1%	21.2%	R4.4.1	23% (R7.4.1)
	防災・減災対策及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進	消防団員における女性の割合	3.3%	3.3%	R4.4.1	5% (R8年度)
		防災士における女性の割合	20.4% (R3.1)	22.5%	R5.3.31	30% (R4年度)
4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備	男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり	えひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証件数	653社	693社	R5.3.31	720社 (R4年度)
		えひめ家庭教育サポート企業の協定締結件数	81件	97社	R5.3.31	135件
		県職員(知事部局等※)の育児休業を取得した男性職員の割合	2.1%	27.7%	R3年度	100% (R6年度)
	安心して子どもを育てられる環境整備	仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	40.5% (R元)	41.3%	R4.10	向上 (R6年度)
		愛顔の子育て応援アプリの男性利用者割合	10.1% (H30)	15%	R5.3	20% (R6年度)
		愛媛ボランティアネット会員登録数	4,698会員	5,099会員	R5.3.31	5,100会員 (R4年度)
		「えひめのびのび子育て応援隊」登録店舗数	2,144件 (R元)	2,026件	R5.3	2,400件 (R6年度)
		家庭教育を支援する講座・学習会の開催回数	403回 (H30)	290回	R5.3.31	年間535回
		認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業の利用人数	39,911人	37,704人	R4.5.1	50,442人 (R6年度)
	延長保育の実利用人数	5,672人 (R元)	5,312人	R5.3.31	8,634人 (R6年度)	
	地域子育て支援拠点施設設置箇所数	89箇所	90箇所	R5.3.31	92箇所 (R6年度)	
放課後児童クラブ登録児童数	15,041人	15,300人	R5.5.1	16,478人 (R6年度)		

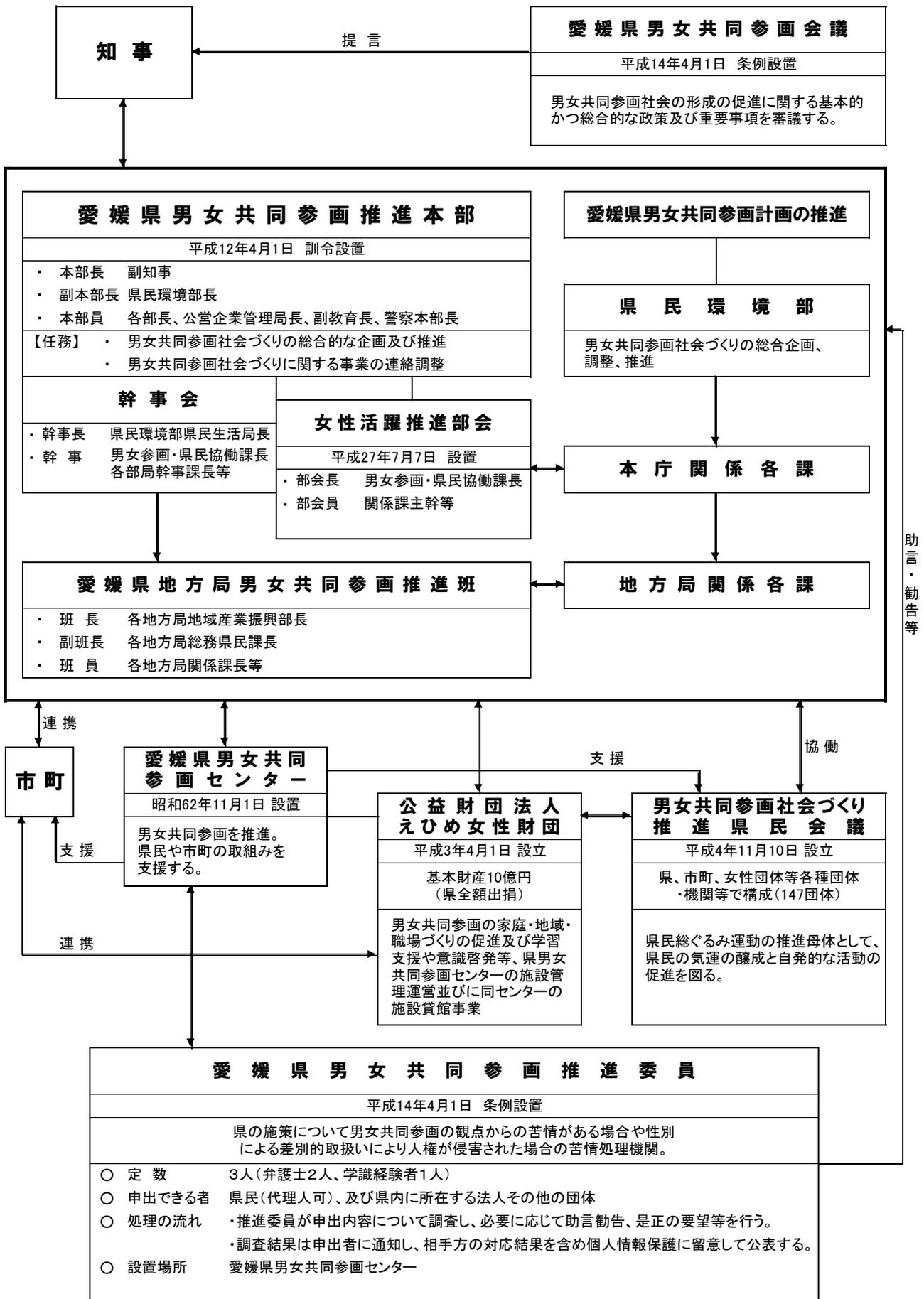
### 第3次愛媛県男女共同参画計画の数値目標及びその進捗状況

《令和5年3月31日現在》

主要課題	重点目標	項目	目標(実績)数値				
			第3次計画 策定時	R5.3.31 現状値	調査時点	R12(目標値)	
4 家庭生活と 仕事、地域 活動が両立 する環境整備	安心して子どもを育 てられる環境整備	病児・病後児保育の延べ利用人数	13,008人 (R元)	8,843人	R5.3.31	21,280人 (R6年度)	
		ファミリー・サポート・センターの設置箇所数	12箇所 (H30)	13箇所	R5.3.31	13箇所 (R6年度)	
		認定こども園の認可・認定数	100箇所	113園	R5.3.31	136箇所 (R6年度)	
		子育て短期支援(ショートステイ)	8市町 (R元)	9市町	R5.2.1	12市町 (R6年度)	
	高齢者や障がい者等 が共に輝いて暮らせる 環境整備	短期入所サービス	465,893日	631,154日 (R4.3.31)	R5.3.31	809,756日 (R5年度)	
		認知症サポーター養成数	153,421人	179,796人	R5.3.31	207,900人 (R6年度)	
		民間企業における障がい者雇用率	2.29%	2.38%	R4.6.1	2.3% (R4年度)	
		バリアフリー化に配慮した県営住宅戸数割合	63.1%	71.8%	R5.3.31	80.0% (R6年度)	
	5 雇用等にお ける男女共 同参画の推 進	職業生活における女 性の活躍推進	ひめボス事業所plus、ひめボス事業所plus+認定事業所数	18社 (R3.1)	105社	R5.3.31	400社
			育児休業取得率	男性 4.3% 女性 88.8%	男性 14.3% 女性 90.5%	R3.10.1	男性80%以上 女性91.7%以上 (R8年度)
25歳から44歳までの女性の就業率			72.7% (H27)	77.9% (R2)	R2	82.0% (R7年度)	
農林水産業における 男女共同参画の促進		農業委員及び農地利用最適化推進委員における女性の登用	14委員会 (R3.1)	13委員会	R5.3.31	複数の委員 登用 20委員会 (R7年度)	
		農業協同組合の役員に占める女性の割合	9.3%	10.5%	R4.7.1	15% (R7年度)	
		女性役員を登用している森林組合等の認定林業事業体の割合	40.6%	41.2%	R5.3.31	45% (R7年度)	
		漁業協同組合の正組合員に占める女性正組合員の割合	5.0%	5.6%	R4.7.1	4.5% (R7年度)	
		認定農業者に占める女性の割合	9.0%	9.7%	R5.3.31	10% (R7年度)	
		家族経営協定締結数	1,178戸	1,183戸	R4.3.31	1,300戸 (R7年度)	
		県林業研究グループ連絡協議会の会員に占める女性の割合	16.0%	15.9%	R5.3.31	17% (R7年度)	
		一次産業女子メンバー数	111名 (R3.1)	133名	R5.3.31	140名 (R7年度)	

※ 知事部局及び諸局（教育委員会を除く）

# 男女共同参画社会の形成に向けた県の推進体制



# 愛媛県男女共同参画センターの概要

## 1 愛媛県男女共同参画センターとは

愛媛県男女共同参画センター(以下「センター」という。)は、愛媛県内における男女共同参画社会づくりの中核拠点として、女性の社会参加の促進、能力の開発等を通じて男女共同参画の推進を図るため、以下の各種事業を実施しています。

前身は、昭和62年11月に設置された「愛媛県婦人総合センター」で、平成3年度に「愛媛県女性総合センター」となり、平成23年度から現名称となっています。

また、平成14年度から配偶者暴力相談支援センターとしての業務(相談、指導、情報提供等)も担っています。

## 2 センターの事業内容

### (1) 各種の研修、相談及び学習機会の提供

#### ○ 研修事業

センター及び県内2～3地域でエンパワメントカレッジを開講し、男女共同参画に関する学習機会の提供と参画への意識の高まりを図っています。

#### ・ エンパワメントカレッジ

講座名	目的	対象者
わたしの未来ふらす塾	女性が置かれている現状や女性を取り巻く社会の動きを男女共同参画の視点で学習することで、女性自身のエンパワメントを図り、より充実した生き方につなげる。	女性
子育てママのハピフルセミナー	仲間との学習を通して、自分の生き方や社会とのつながりを考える自分育ちの場を提供し、積極的に社会に関わるきっかけを作るとともに家庭からの男女共同参画を推進する。	子育て中(就学前)の女性
花咲くなでしこ応援塾	働く女性を対象にワーク・ライフ・バランスを踏まえながら、生涯を通じて自分らしく働き続けるためのヒントを学習や実技から学ぶ。	主に就業中の女性
アドバンスセミナー	男女共同参画の視点で先駆的、専門性のある課題等を取り上げ集中して学習する。	県民一般
リーダー養成セミナー	リーダーに必要な理論や方法を学びながら、地域や職場等における活動の中で男女共同参画の推進に向け、実践していく人材を育てる。	組織やグループの中でリーダーを目指す方
人生100年時代のウェルエイジングセミナー	中高年層を対象に家庭や地域の絆を強めるなど今後の主体的で充実した生活を送るために必要な情報や知識を男女共同参画の視点を交えて学習する。	概ね60代以上の方
公開講座	より多くの人に男女共同参画社会づくりへの関心と理解を広めるために、県外から専門性の高い講師を招き、男女共同参画の視点から社会問題を考察する。	県民一般

#### ・ 地域エンパワメントカレッジ

県内3カ所(令和4年度: 大洲市、四国中央市、松前町)

#### ○ 相談事業

女性に関する様々な問題に専門的に応えるため、一般相談、心理相談及び法律相談からなる相談業務並びに配偶者暴力相談支援センターに関する業務を行っています。

区分	相談曜日及び時間	担当者
一般相談	火～金曜日 8:30～17:30 土・日曜日 8:30～16:30	えひめ女性財団相談員
心理相談	月4回(1～4木、予約制) 13:00～17:00	臨床心理士
法律相談	月3回(1・2・4木、予約制) 13:30～15:30	弁護士

(2) 情報の収集及び提供

図書情報資料室への新刊図書の購入や既存図書の整理及び管理のほか、男女共同参画に関する情報の収集・提供を行うとともに、松山市との連携事業の一つとして、松山市男女共同参画推進センターとの図書の相互返却等を実施しています。

(3) 女性の文化活動、地域活動等への援助

公的機関やグループ等が実施する男女共同参画関連の講座・セミナー等への講師紹介や企画運営面での助言、DV被害者対策への支援や助言を行っています。

また、センターロビーの常設展示コーナーを、グループ等の活動や発表・交流の場として無料開放し、県民参加による親しみやすい施設運営を行うとともに、地域参画を促進するための情報提供やネットワークづくりを支援しています。

(4) その他

空調や消防等の附属設備の保守点検、植栽地管理等を計画的に実施し、安全で快適な施設環境維持を図るほか、施設内設備の修繕・改修を適宜行うなど、施設利用者の利便性向上に努めています。

### 3 センターの管理運営

センターは、公益財団法人えひめ女性財団が指定管理者(平成18年度から現在)となって管理運営されています。

センターの開館日時は、毎週火曜日～日曜日の午前9時から午後5時まで(窓口受付時間)。ただし、施設利用の場合は午後9時まで。

休館日は、毎週月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日(その日が月曜日の場合はその翌日)及び12月29日から1月3日まで

### 4 所在地等

(1) 所在地(愛媛県松山市山越町450番地)

(2) 連絡方法(電話:089-926-1633 FAX:089-926-1661)

(3) アクセス

伊予鉄道市内電車(環状線又は本町線)本町六丁目下車 徒歩3分

伊予鉄道郊外バス(北条又は堀江行)本町六丁目下車 徒歩3分

## 参考 | 公益財団法人 えひめ女性財団とは

えひめ女性財団は、愛媛県における男女共同参画社会づくりを推進するため、平成3年4月に愛媛県により設立(基本財産10億円の財団法人)され、平成25年4月1日から公益財団法人へ移行しました。

この財団は、愛媛県男女共同参画センターを活動拠点に、男女共同参画社会の形成に向けた県民への意識啓発や学習支援、家庭・地域・職場づくりの促進のほか、愛媛県男女共同参画センターの指定管理者として管理運営を行っています。

なお、この財団が実施する事業は次のとおりです。

詳細は、財団のホームページ(<https://www.ehime-joseizaidan.com/>)をご覧ください。

- ① 男女共同参画に関する諸問題の総合的実践的研究  
男女共同参画に関する様々な調査研究に対する助成を行っています。
- ② 男女共同参画社会づくりに関する意識啓発  
えひめ男女共同参画フェスティバル、男女共同参画社会づくり推進イベント企画募集事業、男女共同参画こらぼねっとわーく開催事業、男女共同参画社会づくり推進県民大会開催事業、えひめ女性財団情報発信事業を行っています。
- ③ 男女共同参画の家庭・地域・職場づくりの促進  
男性のための共同参画セミナー開催事業及びえひめ女性財団出前講座開催事業を行っています。
- ④ 県男女共同参画センター管理運営事業(指定管理)  
県男女共同参画センターに係る各種事業(前述内容参照)を行っています。
- ⑤ 県性暴力被害者支援センター運営事業(県からの受託)  
「えひめ性暴力被害者支援センター」の運営を県から受託して行っています。
- ⑥ 男性相談業務  
男性が抱える様々な悩みや相談を受け付けています。

### 3. 愛媛県の男女共同参画施策の状況

# 愛媛県の男女共同参画に係る取組状況

愛 媛 県				担当窓 口	県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課 (R5. 4. 1から保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課)			専管課等設置根拠規定	無				
人口 (R4. 4. 1)	総数	女性	男性	連絡先	所 在 地	〒790-8570 松山市一番町4-4-2							
					電話番号(内線)/FAX番号	089-912-2332 / 089-912-2409							
					E-mail アドレ ス	danjokosodate@pref.ehime.lg.jp							
					ホームページアドレス	http://www.pref.ehime.jp/							
庁内連絡会議				愛媛県男女共同参画推進本部 (副知事他12名) (H12. 4. 1訓令設置)			担当 職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計	
諮問機関・ 懇談会等				愛媛県男女共同参画会議 (合計10名：女性7名、男性3名) (H14. 4. 1条例設置、H11. 7. 21要綱設置)			専任	0	0	1	4	5	
							兼任	1	1	0	0	2	
民間団体 との連携				男女共同参画社会づくり推進県民会議 (145団体)			条例制定へ の取組状況		愛媛県男女共同参画推進条例制定 (H14.4.1施行)				
行動計画				第3次愛媛県男女共同参画計画 (R3. 3策定)									
総合計画へ の位置付け				第6次愛媛県長期計画 (H23年度策定～R4年度)									
意識・実態調査				男女共同参画に関する世論調査 (R元年度) 愛媛県政に関する世論調査 (R4年度)									
情報誌等の発行				年次報告書 (年1回)									
総合的な施設				【施設名】愛媛県男女共同参画センター 【住所】松山市山越町450番地 【電話番号】089-926-1633									
相談事業の実施				【機関名】愛媛県男女共同参画センター 【相談内容】総合相談(一般相談・心理相談)、法律相談			【電話番号】089-926-1644						
男女共同参画 を推進するた めの基金・財団				【名称】公益財団法人えひめ女性財団 (H3年4月1日設立) 【目的】調査研究、意識啓発、社会参加の促進、県男女共同参画センターの施設管理運営等									
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況				審議会等委員への女性の登用目標 (令和12年度末までに45.0%以上)			総数 (人)	女性数 (人)	女性比率	会総数	うち女性の いる会数	うち女性の いる会比率	
				審議会等への女性の登用状況 (目標の対象である審議会等)			(R4. 4. 1現在)	1,550	614	39.6%	155	148	95.5%
				【参考】法律又は政令により設置義務がある 審議会等への女性の登用状況(R4. 4. 1現在)				729	227	31.1%	37	36	97.3%
				【参考】地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等への女性の登用状況(R4. 4. 1現在)				68	16	23.5%	9	8	88.9%
				県議会における女性議員の状況 (R4. 12. 31現在)				45	4	8.9%			
				県における管理職 (本庁課長相当職以上) への女性の登用状況 (R4. 4. 1現在) ※管理職は役付職員の内数			本 庁	197	16	8.1%			
							支庁・地方事務所	253	32	12.6%			
							合 計	450	48	10.7%			
				県における役付職員 (係長相当職) への女性の登用状況 (R4. 4. 1現在)			本 庁	804	150	18.7%			
							支庁・地方事務所	1,225	265	21.6%			
							合 計	2,029	415	20.5%			
				県における 女性職員の 採用状況 (R3. 4～R4. 3)			全体			495	220	44.4%	
うち上級			309				115	37.2%					
うち一般行政職			165				59	35.8%					
うち上級			149				55	36.9%					
うち警察関係			119				19	16.0%					
うち上級			63	12	19.0%								

令和4年度 県の男女共同参画関連施策概要

<愛媛県男女共同参画計画体系表>

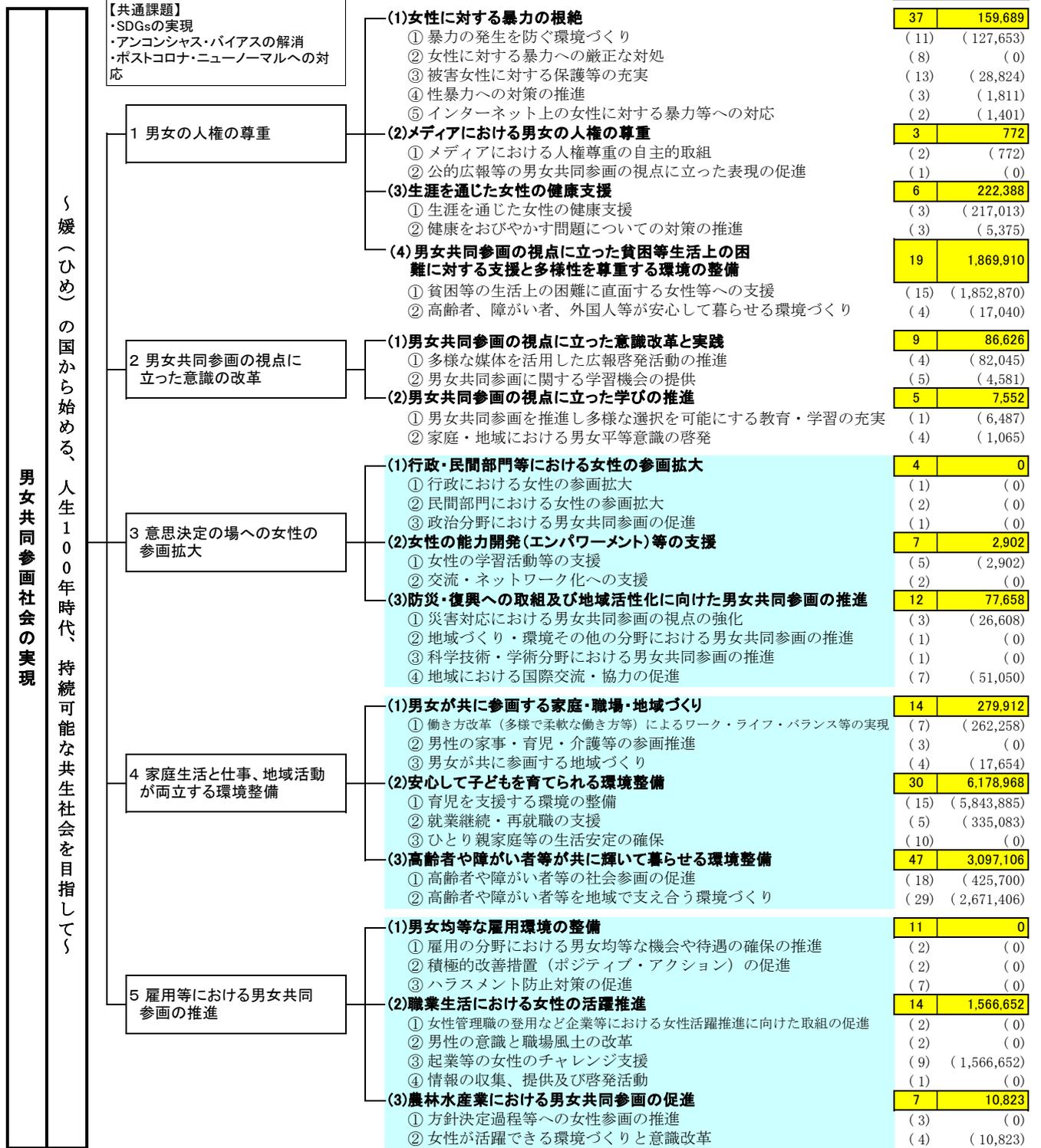
○施策の大綱

【目標・テーマ】

【主要課題】

【重点目標・施策の方向】

令和4年度 (当初予算計上後)	
事項数	予算額(千円)
225	13,560,958



○推進体制

推進体制の充実	1 男女共同参画推進条例の適切な施行 ・男女共同参画推進本部の下に女性活躍推進部会を設置	1	962
	2 市町、関係機関、民間団体との連携強化 ・えひめ女性活躍推進協議会(県内経済団体等で設立)や愛媛労働局、大学等との連携	3	16,674
	3 拠点施設の充実、機能強化 ・地域の女性人材育成、防災力の推進拠点としての機能強化	1	65,564
	4 計画の進行管理、公表 ・EBPMIに基づくPDCAサイクルの着実な推進	1	962

※着色部分は女性活躍推進計画  
 ※予算額は令和4年度当初予算計上後の金額。  
 ※再掲の事業については、事項数はカウントしているが、予算額は重複計上を避けるために除いている。

# 令和4年度 県の男女共同参画関連施策一覧

## ○施策の大綱

### 1 男女の人権の尊重

#### (1) 女性に対する暴力の根絶

##### ① 暴力の発生を防ぐ環境づくり

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
DV防止対策推進事業費 H14年度～	DV防止対策推進会議及びDV防止対策連絡会を開催するほか、DV防止啓発資料の作成、DVの未然防止に向けた学生や教職員等を対象とする講座・研修を開催する。	男女参画・ 県民協働課	1,995	2,009	14	
男女共同参画センター管理委託費 S62年度～	「県男女共同参画センター」は、女性の社会参加促進、能力開発、各種相談等の事業を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者への支援等を行っているが、その円滑な管理運営のため、指定管理者に支払う経費である。	男女参画・ 県民協働課	71,648	65,564	△ 6,084	センターに設置していた、低濃度PCB廃棄物を含む変圧器の交換及び処分が完了したため。
男女共同参画会議等運営事業費 H14年度～	男女共同参画推進条例を適正に運営するため、男女共同参画会議及び苦情処理機関を運営するほか、市町男女共同参画担当課長会議を開催する。	男女参画・ 県民協働課	962	962	0	
男女共同参画社会づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画社会づくりを強力に推進するため、県民総ぐるみ運動展開のシンボルとして県民大会を開催するとともに、地域における男女共同参画推進を支援するための行政・地域リーダー等のミーティングの実施、市町が実施する男女共同参画に係る学習会等への支援を行う。 加えて、アンコンシャスバイアスの解消をはじめとするジェンダー平等に焦点を当てた緊急的、先進的な課題解決の取組として、SDGsゴール5に掲げる「ジェンダー平等」に係る啓発を推進する。	男女参画・ 県民協働課	3,619 (851)	3,664 (1638)	45 (△ 787)	
性暴力被害者支援センター設置事業費 H30年度～	性暴力被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期回復に資するため、被害者に対する専門の相談窓口機能を持つワンストップ支援センターを設置し、24時間体制(夜間はコールセンター対応)で被害者の相談に応じるとともに、関係機関との情報交換等を行う連携機関会議を開催する。	男女参画・ 県民協働課	17,739 (8,070)	18,093 (8,378)	354 (308)	
障がい者権利擁護対策支援事業費 H22年度～	全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現及び障がい者の権利や尊厳を著しく侵害する障がい者虐待の防止に向けて、関係機関の協力体制の拡充を図るとともに、対応窓口職員等の資質向上や差別事案への広域専門相談・障がい者虐待の通報受付等を行う障がい者権利擁護センターの運営等、障がい者差別の解消・障がい者虐待の防止に向けた各種取組を行う。	障がい福祉課	5,462 (710)	5,423 (710)	△ 39 (0)	
障がい者相談支援体制整備推進事業費 H11年度～	障がい者に対する相談支援体制の拡充を図るため、県下の相談支援体制の状況把握や支援方策・支援者育成等について協議を行う障がい者自立支援協議会を開催するほか、権利擁護を含めて幅広く障がい者の相談支援を行う相談支援専門員の資質向上事業を行う。	障がい福祉課	4,035 (1,318)	3,803 (1,305)	△ 232 (△ 13)	
高齢者虐待防止連携会議の開催(成年後見制度利用促進事業費) H17年度～	高齢者虐待防止の取り組みを推進するため、県内関係機関による連携会議を設置する。	長寿介護課	480 (240)	480 (240)	0 (0)	
高齢者虐待対応職員養成講座事業(明るい長寿社会づくり推進事業費) H17年度～	高齢者虐待防止の取り組みを推進するため、県内の各市町で中心的な役割を担う人材を養成する。	長寿介護課	512 (256)	512 (256)	0 (0)	
県防犯協会補助金 S39年度～	県民総ぐるみによる地域安全活動を推進するとともに、防犯対策の調査研究、防犯活動の啓発宣伝、防犯施設の拡充整備の推進など地区防犯活動の育成指導を図る。	警察本部	587	587	0	
警察安全相談員設置費 H13年度～	県下の不安や苦情に対する相談窓口として警察安全相談員を設置し、相談者に対する防犯指導、相手方に対する指導・警告等を実施することにより、事件事故の未然防止、県民の不安解消等を図る。	警察本部	25,905	26,556	651	

127,653

② 女性に対する暴力への厳正な対処

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
DV防止対策推進事業費 H14年度～	DV防止対策推進会議及びDV防止対策連絡会を開催するほか、DV防止啓発資料の作成、DVの未然防止に向けた学生や教職員等を対象とする講座・研修を開催する。	男女参画・ 県民協働課	<1,995>	<2,009>	<14>	
性暴力被害者支援センター設置事業費 H30年度～	性暴力被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期回復に資するため、被害者に対する専門の相談窓口機能を持つワンストップ支援センターを設置し、24時間体制(夜間はコールセンター対応)で被害者の相談に応じるとともに、関係機関との情報交換等を行う連携機関会議を開催する。	男女参画・ 県民協働課	<17,739> (8,070)	<18,093> (8,378)	<354> (308)	
障がい者権利擁護対策支援事業費 H22年度～	全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現及び障がい者の権利や尊厳を著しく侵害する障がい者虐待の防止に向けて、関係機関の協体制の拡充を図るとともに、対応窓口職員等の資質向上や差別事案への広域専門相談・障がい者虐待の通報受付等を行う障がい者権利擁護センターの運営等、障がい者差別の解消・障がい者虐待の防止に向けた各種取組みを行う。	障がい福祉課	<5,462> (710)	<5,423> (710)	<△ 39> (0)	
障がい者相談支援体制整備推進事業費 H11年度～	障がい者に対する相談支援体制の拡充を図るため、県下の相談支援体制の状況把握や支援方策・支援者育成等について協議を行う障がい者自立支援協議会を開催するほか、権利擁護を含めて幅広く障がい者の相談支援を行う相談支援専門員の資質向上事業を行う。	障がい福祉課	<4,035> (1,318)	<3,803> (1,305)	<△ 232> (△ 13)	
高齢者虐待防止連携会議の開催(成年後見制度利用促進事業費) H17年度～	高齢者虐待防止の取り組みを推進するため、県内関係機関による連携会議を設置する。	長寿介護課	<480> (240)	<480> (240)	<0> (0)	
高齢者虐待対応職員養成講座事業(明るい長寿社会づくり推進事業費) H17年度～	高齢者虐待防止の取り組みを推進するため、県内の各市町で中心的な役割を担う人材を養成する。	長寿介護課	<512> (256)	<512> (256)	<0> (0)	
県防犯協会補助金 S39年度～	県民総ぐるみによる地域安全活動を推進するとともに、防犯対策の調査研究、防犯活動の啓発宣伝、防犯施設の拡充整備の推進など地区防犯活動の育成指導を図る。	警察本部	<587>	<587>	<0>	
警察安全相談員設置費 H13年度～	県下の不安や苦情に対する相談窓口として警察安全相談員を設置し、相談者に対する防犯指導、相手方に対する指導・警告等を実施することにより、事件事故の未然防止、県民の不安解消等を図る。	警察本部	<25,905>	<26,556>	<651>	

0

③ 被害女性に対する保護等の充実

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
DV防止対策推進事業費 H14年度～	DV防止対策推進会議及びDV防止対策連絡会を開催するほか、DV防止啓発資料の作成、DVの未然防止に向けた学生や教職員等を対象とする講座・研修を開催する。	男女参画・ 県民協働課	<1,995>	<2,009>	<14>	
男女共同参画センター管理委託費 S62年度～	「県男女共同参画センター」は、女性の社会参加促進、能力開発、各種相談等の事業を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者への支援等を行っているが、その円滑な管理運営のため、指定管理者に支払う経費である。	男女参画・ 県民協働課	<71,648>	<65,564>	<△ 6,084>	センターに設置していた、低濃度PCB廃棄物を含む変圧器の交換及び処分が完了したため。
性暴力被害者支援センター設置事業費 H30年度～	性暴力被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期回復に資するため、被害者に対する専門の相談窓口機能を持つワンストップ支援センターを設置し、24時間体制(夜間はコールセンター対応)で被害者の相談に応じるとともに、関係機関との情報交換等を行う連携機関会議を開催する。	男女参画・ 県民協働課	<17,739> (8,070)	<18,093> (8,378)	<354> (308)	
人権啓発センター運営事業費 H15年度～	人権啓発センターに人権啓発指導員1名を配置して、相談に応じるとともに、行政職員・教職員等を対象とした啓発講座を開催し、県民の理解と認識を深める機会を提供する。さらに、企業等が実施する人権問題研修会に講師を紹介して啓発の支援を行う。	人権対策課	4,566 (809)	4,767 (805)	201 (△ 4)	

福祉総合支援センター等運営費(婦人相談所分) S32年度～	要保護女子の早期発見、転落防止及び保護更生を円滑に推進するため、婦人相談所を設置運営し、相談・調査・判定を行うとともに、入所者には、生活指導、職業指導等を実施する。配偶者暴力相談支援センターとしてDV被害者の救済や自立支援を行うほか、一時保護を行う。	子育て支援課	9,849 (4,880)	9,846 (4,878)	△ 3 (△ 2)
女性相談事業費 R4～	要保護女子の早期発見、転落防止及び保護更生の効果的推進を図るため、売春防止法第35条に基づく婦人相談員を設置し、相談、調査及び指導を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4条に基づき、被害者の相談に応じ、必要な指導を行う。	子育て支援課	8,896 (2,988)	8,834 (3,855)	△ 62 (867)
DV防止相談支援体制強化事業費 H14年度～	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センターである婦人相談所の相談・カウンセリング体制の充実など機能強化、県内相談機関等職員の資質の向上を図り、被害者の援護体制を整備する。	子育て支援課	3,774 (1,531)	3,770 (1,816)	△ 4 (285)
障がい者権利擁護対策支援事業費 H22年度～	全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現及び障がい者の権利や尊厳を著しく侵害する障がい者虐待の防止に向けて、関係機関の協体制の拡充を図るとともに、対応窓口職員等の資質向上や差別事案への広域専門相談・障がい者虐待の通報受付等を行う障がい者権利擁護センターの運営等、障がい者差別の解消・障がい者虐待の防止に向けた各種取組みを行う。	障がい福祉課	<5,462> (710)	<5,423> (710)	<△ 39> (0)
障がい者相談支援体制整備推進事業費 H11年度～	障がい者に対する相談支援体制の拡充を図るため、県下の相談支援体制の状況把握や支援方策・支援者育成等について協議を行う障がい者自立支援協議会を開催するほか、権利擁護を含めて幅広く障がい者の相談支援を行う相談支援専門員の資質向上事業を行う。	障がい福祉課	<4,035> (1,318)	<3,803> (1,305)	<△ 232> (△ 13)
高齢者虐待防止連携会議の開催(成年後見制度利用促進事業費) H17年度～	高齢者虐待防止の取り組みを推進するため、県内関係機関による連携会議を設置する。	長寿介護課	<480> (240)	<480> (240)	<0> (0)
高齢者虐待対応職員養成講座事業(明るい長寿社会づくり推進事業費) H17年度～	高齢者虐待防止の取り組みを推進するため、県内の各市町で中心的な役割を担う人材を養成する。	長寿介護課	<512> (256)	<512> (256)	<0> (0)
高齢者相談事業(明るい長寿社会づくり推進事業費) H2年度～	高齢者やその家族が抱える心配事や悩みを解消するため、各種相談に応じている。	長寿介護課	378	378	0
犯罪被害者対策費 H9年度～	犯罪によって被害を受けた者(遺族を含む)の精神的、経済的な負担の軽減や安全確保のため、警察が被害者のニーズに対応する各種施策を組織的・総合的に推進する。 Ⅰ 被害者への情報提供及び精神的被害回復への支援 Ⅱ 被害者の安全確保 Ⅲ 被害者支援推進体制等の整備	警察本部	1,233	1,229	△ 4

28,824

## ④ 性暴力への対策の推進

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
性暴力被害者支援センター設置事業費 H30年度～	性暴力被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期回復に資するため、被害者に対する専門の相談窓口機能を持つワンストップ支援センターを設置し、24時間体制(夜間はコールセンター対応)で被害者の相談に応じるとともに、関係機関との情報交換等を行う連携機関会議を開催する。	男女参画・県民協働課	<17,739> (8,070)	<18,093> (8,378)	<354> (308)	
性的マイノリティ総合支援事業費 R2年度～R4年度	性的マイノリティに対する偏見・差別の解消を図るため、理解促進ハンドブックの作成やセミナー等を開催する。 また、性的マイノリティへの相談支援体制の充実を図るため、専門相談窓口で電話相談を受けるとともに、面接による相談や意見交換会を実施する。	人権対策課	1,274 (427)	1,374 (427)	100 (0)	
犯罪被害者支援費 H20年度～	性犯罪被害者等に対する精神的、経済的負担等の二次的被害の防止を図るため、性犯罪被害者の初診料、緊急避妊経費等を公費負担する。	警察本部	376 (188)	437 (218)	61 (30)	

1,811

⑤ インターネット上の女性に対する暴力等への対応

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
SNS等ネット中傷対策事業費 R3年度～R5年度	県内自治体のSNS等インターネットにおける差別や偏見、誹謗中傷に係る対応力を強化するなど、その対策の充実を図る。 (1) ネット 모니터の養成 (2) 被害実態の把握 (3) 県市町対応力強化 (4) 啓発イベント等の実施	人権対策課	1,394  (277)	1,269  (405)	△ 125  (128)	
少年警察活動費 H22年度～	少年をインターネットに起因する犯罪の加害者にも被害者にもさせないため、児童・生徒及び保護者を対象とした広報資料を作成し、非行防止教室、情報モラル教室等で配付する。	警察本部	154  (77)	132  (66)	△ 22  (△ 11)	

1,401

(2) メディアにおける男女の人権の尊重

① メディアにおける人権尊重の自主的取組

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
青少年保護育成等対策事業費 S42年度～	青少年にとって不健全な図書、ビデオ類等を規制し、青少年の保護育成を図る。また、これに関連して、本、ビデオ店等への立入調査を実施する。	県民生活課	825	772	△ 53	
男女共同参画センター管理委託費 S62年度～	「県男女共同参画センター」は、女性の社会参加促進、能力開発、各種相談等の事業を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者への支援等を行っているが、その円滑な管理運営のため、指定管理者に支払う経費である。	男女参画・ 県民協働課	<71,648>	<65,564>	<△ 6,084>	センターに設置していた、低濃度PCB廃棄物を含む変圧器の交換及び処分が完了したため。

772

② 公的広報等の男女共同参画の視点に立った表現の促進

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画会議等運営事業費 H14年度～	男女共同参画推進条例を適正に運営するため、男女共同参画会議及び苦情処理機関を運営するほか、市町男女共同参画担当課長会議を開催する。	男女参画・ 県民協働課	<962>	<962>	<0>	

0

(3) 生涯を通じた女性の健康支援

① 生涯を通じた女性の健康支援

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
生涯を通じた女性の健康支援事業費 H11年度～	女性自らが、心身両面の健康を管理、対処できるよう、女性特有の健康問題に関する教室を開催するとともに、相談窓口を開設し、不妊等の健康問題に関する情報提供と相談事業を実施する。	健康増進課	2,165  (1,400)	3,973  (0)	1808  (△ 1,400)	これまで心と体の健康センターに設置していた不妊専門相談センターを外委託としたため
不妊治療助成事業費 H16年度～	不妊治療者の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精、顕微授精について治療に要する費用の一部を助成するとともに、不育症検査費用の一部を助成する。	健康増進課	448,121  (154,994)	200,181  (68,347)	△ 247,940  (△ 86,647)	不妊治療の令和4年度からの保険適用に伴い減額。(経過措置として年度をまたぐ治療分を助成)
がん登録推進事業(がん対策強化推進費) H29年度～	県民の保健、医療上の重要な課題となっているがんについて、保健・医療情報を収集・分析し、がん対策を効果的に推進する。	健康増進課	13,126  (1,021)	12,859  (888)	△ 267  (△ 133)	

217,013

② 健康をおびやかす問題についての対策の推進

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
エイズ予防の普及啓発(エイズ対策推進費) H5年度～	保健所の出前講座、エイズ予防週間の街頭キャンペーン等により、エイズの正しい知識の普及啓発を行う。	健康増進課	918 (459)	918 (459)	0 (0)	
性感染症予防思想普及事業費(特定感染症検査等事業費) H5年度～	性感染症の予防を図るため、専門医による講習会を開催し、性感染症の正しい知識の普及・啓発を図る。	健康増進課	541 (270)	596 (298)	55 (28)	
依存症対策地域連携強化事業費 H30年度～	アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症について、県・医療機関・民間団体が連携して対策に取り組み、依存症患者が安心して暮らせるよう支援体制の強化を図る。	健康増進課	3,861 (1,930)	3,861 (1,930)	0 (0)	
			5,375			

(4) 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

① 貧困等の生活上の困難に直面する女性等への支援

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
女性相談支援強化事業 R3年度	新型コロナウイルスの感染拡大により、深刻化する様々な困難や課題を抱える女性への支援が一層必要となっていることから、NPO等民間団体のノウハウを活用して、SNS相談や出張相談など相談体制を拡充するとともに、相談員のスキルアップや市町等との連携を強化するなど、官民が連携して支援体制を構築し、不安を抱える女性に寄り添って、社会との絆・つながりを回復する支援を行う。	男女参画・ 県民協働課	10,690 (10,690)	10,788 (10,788)	98 (98)	
人権啓発活動事業(人権尊重の社会づくり推進事業費) H9年度～	すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して、地域住民が人権に対する正しい認識を深めるよう、人権啓発フェスティバル、「差別をなくする強調月間(11月11日～12月10日)」中に開催する「差別をなくする県民のつどい」などの啓発活動を行う。	人権対策課	18,582 (18,550)	17,383 (17,325)	△ 1,199 (△ 1,225)	国委託料の減
子どもの愛顔応援ファンド活用事業費 R2年度～	地域で貧困対策を含めた子育て支援等を実施する団体に対して助成し、子どもたちが必要とする支援を行う。	子育て支援課	15,893 (0)	16,126 (2,000)	233 (2,000)	
子どもの愛顔応援ファンド推進事業費 R2年度～	地域や貧困対策を含めた子育て支援等を実施する団体のニーズ把握と集約を図り、支援と支援を必要とする子どもたちとを結びつける。	子育て支援課	7,500 (3,110)	7,420 (3,110)	△ 80 (0)	
母子福祉資金貸付金 S28年度～	母子家庭の母に対し、修学、技能習得、就職仕度、事業開始などの資金の貸付を行うことにより、その経済的自立と生活意欲を助長し、併せて児童の福祉の増進を図る。	子育て支援課	250,123	320,929	70,806	・国への償還が必要となったことによる増(98,133) ・利用者の減少による実績減(△27,326)
母子・父子自立支援員設置費 S28年度～	ひとり親家庭等からの身上相談に応じ、自立に必要な指導・助言等を行う母子・父子自立支援員を設置することにより、その福祉の向上を図る。	子育て支援課	11,431 (192)	11,368 (113)	△ 63 (△ 79)	
児童扶養手当支給事業費 S36年度～	父又は母と生計が同一でない児童が養育されている家庭に児童扶養手当を支給することにより、その生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。	子育て支援課	593,589 (195,632)	588,860 (195,064)	△ 4,729 (△ 568)	対象者の減少による実績減
母子家庭等就業・自立支援センター運営費 S39年度～	ひとり親家庭等を対象に就業情報の収集提供、技能習得講習会等就業に関する支援や生活等に関する相談事業、一時的な保育サービス等を実施することにより、その経済的自立と生活意欲を助長する。	子育て支援課	10,016 (1,834)	10,287 (1,834)	271 (0)	
寡婦福祉資金貸付金 S44年度～	寡婦に対して修学、技能習得、就職仕度、事業開始などの資金の貸付を行うことにより、その経済的自立の助成と生活の安定を図る。	子育て支援課	7,372	7,667	295	
ひとり親家庭医療費公費負担事業費 S49年度～	ひとり親家庭の父母・児童が疾病又は負傷のため、医療機関において保険給付を受けた場合、その自己負担額分を県と市町が共同で助成することにより、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図る。	子育て支援課	454,903	408,112	△ 46,791	対象者の減少による実績減

ひとり親家庭自立支援事業費 H15年度～	母子家庭の母及び父子家庭の父の職業能力向上のための講座受講や看護師等の資格取得を目的とした養成機関で修学中の生活負担を軽減するため、一定額を助成し、経済的自立の支援を行う。	子育て支援課	18,457 (13,946)	17,831 (13,320)	△ 626 (△ 626)	
父子福祉資金貸付金 H26年度～	父子家庭の父に対し、修学、技能習得、就職仕度、事業開始などの資金の貸付を行うことにより、その経済的自立と生活意欲を助長し、併せて児童の福祉の増進を図る。	子育て支援課	29,005	29,149	144	
ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣事業費 H28年度～R4年度	ひとり親家庭の児童の学習意識と学力の向上を図るため、大学生、教員OB等の学習支援ボランティアを地域の施設へ派遣し、学習支援や進学相談等を行う。	子育て支援課	2,399 (1,600)	2,475 (1,650)	76 (50)	
愛媛県勤労者福祉資金貸付金(勤労者福祉資金貸付事業費) H13年度～	勤労者のライフサイクルにおいては様々な場面で資金需要の発生が予想されるため、労働金庫に資金を預託し、協調融資をもって勤労者の生活安定、職業能力の向上等を通じて、福祉の向上に資する。	労政雇用課	320,763	320,986	223	
若年人材育成推進事業費 H16年度～	ジョブカフェ愛workの運営を委託し、若年者の就職支援や職場定着支援を実施するとともに、女子学生向け座談会や、県内企業で働く女性との交流会の開催等により、女性の就業を支援する。	産業人材課	83,742 (9,928)	83,489 (11,078)	△ 253 (1,150)	
			1,852,870			

## ② 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
性的マイノリティ総合支援事業費 R2年度～R4年度	性的マイノリティに対する偏見・差別の解消を図るため、理解促進ハンドブックの作成やセミナー等を開催する。 また、性的マイノリティへの相談支援体制の充実を図るため、専門相談窓口で電話相談を受けるとともに、面接による相談や意見交換会を実施する。	人権対策課	<1,274> (427)	<1,374> (427)	<100> (0)	
障がい者・高齢者雇用推進事業費 S49年度～	障がい者・高齢者の雇用の安定を図るため、県内の事業主をはじめ広く県民全体に対し障がい者・高齢者の雇用気運の醸成に努め、障がい者・高齢者の雇用・就業機会の確保の促進を図る。	産業人材課	1,176	1,176	0	
障がい者活躍支援事業費 H30年度～R5年度	障がい者の職場見学、実習及び就労先受入企業を開拓し、障がい者と企業とのマッチングを支援するとともに、法定雇用率未達成企業に対し現場見学会を企画し、雇用のきっかけ作りを行う。また、障がいのある学生向けの合同就職説明会を開催し、職場実習や就職に繋がる機会を提供し、学生の就業意欲の醸成を図る。	産業人材課	8,964	8,964	0	
愛媛県シルバー人材センター連合会運営費 H10年度～	シルバー人材センターの事業の充実・強化を図るため設置される(公社)愛媛県シルバー人材センター連合会の運営に要する費用の一部を助成する。	産業人材課	6,900	6,900	0	

17,040

## 2 男女共同参画の視点に立った意識の改革

### (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践

#### ① 多様な媒体を活用した広報啓発活動の推進

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
県政広報番組放送費 S46年度～	テレビ、ラジオを通じて県の主要施策や出来事などを広く県民に広げる。 ○テレビ広報番組 ○ラジオ広報番組	広報広聴課	30,327	30,327	0	
県政広報誌発行費 H3年度～	「愛媛県民だより 愛顔(えがお)のえひめ」により、開かれた県政の一層の推進と、県民と県政のコミュニケーションの充実や本県のイメージアップを図る。 令和2年度から、特に若い世代向けにタイムリーな情報を届けるため、SNSを活用し広報していく。	広報広聴課	44,275	41,674	△ 2,601	愛媛新聞発行部数減少のため。
男女共同参画社会づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画社会づくりを強力に推進するため、県民総ぐるみ運動展開のシンボルとして県民大会を開催するとともに、地域における男女共同参画推進を支援するための行政・地域リーダー等のミーティングの実施、市町が実施する男女共同参画に係る学習会等への支援を行う。 加えて、アンコンシャスバイアスの解消をはじめとするジェンダー平等に焦点を当てた緊急的、先進的な課題解決の取組として、SDGsゴール5に掲げる「ジェンダー平等」に係る啓発を推進する。	男女参画・ 県民協働課	<3,619>  (851)	<3,664>  (1,638)	<45>  (787)	
えひめ女性活躍推進強化事業費 H27年度～R5年度	男女共同参画社会づくり、特に「女性活躍」を推進するため、「えひめ女性活躍推進協議会」等と連携し、経営戦略としての「ひめボス」の取組の具体化や組織の枠を越えた女性の人材育成等を一体的に展開し、ひめボスのブランディングに取り組むとともに、地域における課題解決を通じた女性人材の育成を通じて、女性活躍推進や地域活性化を図り、女性を応援する県No.1を目指す。	男女参画・ 県民協働課	10,640  (5,320)	10,044  (5,022)	△ 596  (△ 298)	

82,045

#### ② 男女共同参画に関する学習機会の提供

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
えひめ女性活躍推進強化事業費 H27年度～R5年度	男女共同参画社会づくり、特に「女性活躍」を推進するため、「えひめ女性活躍推進協議会」等と連携し、経営戦略としての「ひめボス」の取組の具体化や組織の枠を越えた女性の人材育成等を一体的に展開し、ひめボスのブランディングに取り組むとともに、地域における課題解決を通じた女性人材の育成を通じて、女性活躍推進や地域活性化を図り、女性を応援する県No.1を目指す。	男女参画・ 県民協働課	<10,640>  (5,320)	<10,044>  (5,022)	<△ 596>  (△ 298)	
男性の家事参画推進事業費 R2年度～R4年度	男性の家事等の実践を促すことにより、女性活躍の一層の推進につなげるため、家事を楽しみ、積極的に取り組む男性(カジダン)の育成やネットワーク化を図るとともに、若者の視点からカジダンが活躍できる職場改革に取り組む。	男女参画・ 県民協働課	2,968  (1,484)	2,966  (1,483)	△ 2  (△ 1)	
男女共同参画センター管理委託費 S62年度～	「県男女共同参画センター」は、女性の社会参加促進、能力開発、各種相談等の事業を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者への支援等を行っているが、その円滑な管理運営のため、指定管理者に支払う経費である。	男女参画・ 県民協働課	<71,648>	<65,564>	<△ 6,084>	センターに設置していた、低濃度PCB廃棄物を含む変圧器の交換及び処分が完了したため。
人権啓発センター運営事業費 H15年度～	人権啓発センターに人権啓発指導員1名を配置して、相談に応じるとともに、行政職員・教職員等を対象とした啓発講座を開催し、県民の理解と認識を深める機会を提供する。 さらに、企業等が実施する人権問題研修会に講師を紹介して啓発の支援を行う。	人権対策課	<4,566>  (809)	<4,767>  (805)	<201>  (△ 4)	
農山漁村男女共同参画強化事業費 H13年度～R4年度	農林水産業における男女共同参画社会の形成を目指し、方針決定過程への女性の積極的参画、起業活動支援等による経営参画の促進、家族経営協定締結等による女性が働きやすい環境づくりを推進する。	農産園芸課	1,615	1,615	0	

4,581

(2) 男女共同参画の視点に立った学びの推進

① 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
えひめ未来創造人材育成事業費 R3年度～R5年度	「えひめ未来創造人材育成プロジェクト」「主権者・消費者育成プログラム」「地域の課題発見・解決プログラム」からなる本事業のうち、「地域の課題発見・解決プログラム」では、心豊かな高校生が、地域の活性化に貢献するとともに、地域の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて主体的に行動することを通して、持続可能な社会の創り手の育成を図る取組を推進する。	高校教育課	5,287	6,487	1,200	「えひめ未来創造人材育成プロジェクト」の予算を拡充したため。

6,487

② 家庭・地域における男女平等意識の啓発

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
人権啓発センター運営事業費 H15年度～	人権啓発センターに人権啓発指導員1名を配置して、相談に応じるとともに、行政職員・教職員等を対象とした啓発講座を開催し、県民の理解と認識を深める機会を提供する。さらに、企業等が実施する人権問題研修会に講師を紹介して啓発の支援を行う。	人権対策課	<4,566> (809)	<4,767> (805)	<201> (△ 4)	
性的マイノリティ総合支援事業費 R2年度～R4年度	性的マイノリティに対する偏見・差別の解消を図るため、理解促進ハンドブックの作成やセミナー等を開催する。また、性的マイノリティへの相談支援体制の充実を図るため、専門相談窓口で電話相談を受けるとともに、面談による相談や意見交換会を実施する。	人権対策課	<1,274> (427)	<1,374> (427)	<100> (0)	
人権教育促進事業費 S45年度～	人権・同和教育の充実した推進のため、学校教育や社会教育における指導者向けの人権・同和教育資料を作成し、学校、市町関係者等の教育関係機関に配付する。 【令和3年度】は、セクハラ等様々なハラスメントを取り上げるなど、男女平等意識に関する内容を掲載。 【令和4年度】は、人権教育研究指定校の取組み事例等を紹介することとし、その取組みには男女平等意識に関する取組みは含まれない。	人権教育課	365	365	0	
PTA研修事業委託費 S49年度～	小中高PTA役員及び会員を対象とした研修の機会をつくり、指導者の資質の向上に努めるとともに、PTA活動の充実発展を図る。	社会教育課	700	700	0	

1,065

1,065

### 3 意思決定の場への女性の参画拡大

#### (1) 行政・民間部門等における女性の参画拡大

##### ① 行政における女性の参画拡大

( )は再掲の事業、( )は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画社会 づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画社会づくりを強力に推進するため、県民総ぐるみ運動展開のシンボルとして県民大会を開催するとともに、地域における男女共同参画推進を支援するための行政・地域リーダー等のミーティングの実施、市町が実施する男女共同参画に係る学習会等への支援を行う。 加えて、アンコンシャスバイアスの解消をはじめとするジェンダー平等に焦点を当てた緊急的、先進的な課題解決の取組として、SDGsゴール5に掲げる「ジェンダー平等」に係る啓発を推進する。	男女参画・ 県民協働課	<3,619>  (851)	<3,664>  (1,638)	<45>  (787)	

0

##### ② 民間部門における女性の参画拡大

( )は再掲の事業、( )は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画社会 づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画社会づくりを強力に推進するため、県民総ぐるみ運動展開のシンボルとして県民大会を開催するとともに、地域における男女共同参画推進を支援するための行政・地域リーダー等のミーティングの実施、市町が実施する男女共同参画に係る学習会等への支援を行う。 加えて、アンコンシャスバイアスの解消をはじめとするジェンダー平等に焦点を当てた緊急的、先進的な課題解決の取組として、SDGsゴール5に掲げる「ジェンダー平等」に係る啓発を推進する。	男女参画・ 県民協働課	<3,619>  (851)	<3,664>  (1,638)	<45>  (787)	
えひめ女性活躍推 進強化事業費 H27年度～R5年度	男女共同参画社会づくり、特に「女性活躍」を推進するため、「えひめ女性活躍推進協議会」等と連携し、経営戦略としての「ひめボス」の取組の具体化や組織の枠を越えた女性の人材育成等を一体的に展開し、ひめボスのブランディングに取り組むとともに、地域における課題解決を通じた女性人材の育成を通じて、女性活躍推進や地域活性化を図り、女性を応援する県No.1を目指す。	男女参画・ 県民協働課	<10,640>  (5,320)	<10,044>  (5,022)	<△ 596>  (△ 298)	

0

##### ③ 政治分野における男女共同参画の促進

( )は再掲の事業、( )は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画セン ター管理委託費 S62年度～	「県男女共同参画センター」は、女性の社会参加促進、能力開発、各種相談等の事業を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者への支援等を行っているが、その円滑な管理運営のため、指定管理者に支払う経費である。	男女参画・ 県民協働課	<71,648>	<65,564>	<△ 6,084>	センターに設置していた、低濃度PCB廃棄物を含む変圧器の交換及び処分が完了したため。

0

#### (2) 女性の能力開発(エンパワーメント)等の支援

##### ① 女性の学習活動等の支援

( )は再掲の事業、( )は国支出金 単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画セン ター管理委託費 S62年度～	「県男女共同参画センター」は、女性の社会参加促進、能力開発、各種相談等の事業を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者への支援等を行っているが、その円滑な管理運営のため、指定管理者に支払う経費である。	男女参画・ 県民協働課	<71,648>	<65,564>	<△ 6,084>	センターに設置していた、低濃度PCB廃棄物を含む変圧器の交換及び処分が完了したため。
えひめ女性活躍推 進強化事業費 H27年度～R5年度	男女共同参画社会づくり、特に「女性活躍」を推進するため、「えひめ女性活躍推進協議会」等と連携し、経営戦略としての「ひめボス」の取組の具体化や組織の枠を越えた女性の人材育成等を一体的に展開し、ひめボスのブランディングに取り組むとともに、地域における課題解決を通じた女性人材の育成を通じて、女性活躍推進や地域活性化を図り、女性を応援する県No.1を目指す。	男女参画・ 県民協働課	<10,640>  (5,320)	<10,044>  (5,022)	<△ 596>  (△ 298)	
婦人団体育成費補 助金 S44年度～	婦人会活動の健全な発展を促進するため、愛媛県連合婦人会が実施する研修・調査等の県連婦主催事業に要する経費の一部を補助する。	社会教育課	250	250	0	

婦人教育研修指導費 S44年度～	えひめ婦人大会の開催を通して、会員が同じ目的を持った仲間として交流と学習を深め、活動の活性化を図る。	社会教育課	152	152	0	
婦人社会奉仕活動推進事業委託費 S49年度～	地域における心の通うふるさとづくりを推進するとともに、婦人会活動の充実強化を図るため、地域婦人の日常活動を中心とした社会奉仕活動を県連合婦人会に委託する。	社会教育課	2,500	2,500	0	

2,902

② 交流・ネットワーク化への支援

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画センター管理委託費 S62年度～	「県男女共同参画センター」は、女性の社会参加促進、能力開発、各種相談等の事業を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者への支援等を行っているが、その円滑な管理運営のため、指定管理者に支払う経費である。	男女参画・ 県民協働課	<71,648>	<65,564>	<△ 6,084>	センターに設置していた、低濃度PCB廃棄物を含む変圧器の交換及び処分が完了したため。
えひめ女性活躍推進強化事業費 H27年度～R5年度	男女共同参画社会づくり、特に「女性活躍」を推進するため、「えひめ女性活躍推進協議会」等と連携し、経営戦略としての「ひめボス」の取組の具体化や組織の枠を越えた女性の人材育成等を一体的に展開し、ひめボスのブランディングに取り組むとともに、地域における課題解決を通じた女性人材の育成を通じて、女性活躍推進や地域活性化を図り、女性を応援する県No.1を目指す。	男女参画・ 県民協働課	<10,640>  (5,320)	<10,044>  (5,022)	<△ 596>  (△ 298)	

0

(3) 防災・復興への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進

① 災害対応における男女共同参画の視点の強化

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
自助・共助防災対策実践促進事業費 H22年度～	住民が地域で自ら防災対策に取り組む自助・共助を推進するため、シェイクアウト訓練や自主防災組織・防災士等の活動活性化事業等を実施する。	防災危機 管理課	5,813	3,970	△ 1,843	一部イベントの運営の効率化による。
防災士養成促進事業費 H26年度～R4年度	自主防災組織の核となる人材を確保するとともに、県の災害対策本部職員や県立学校教職員、県内企業、団体及び社会福祉施設の職員等の災害対応能力の向上を図るため、防災士養成講座を開催し、防災士を養成する。	防災危機 管理課	17,668	18,887	1,219	講座回数増のため。
消防団員確保対策推進事業費 H27年度～R4年度	県が市町の枠を超えた消防団員確保のための取り組みを支援することにより、県内における地域防災力の着実な強化につなげていく。	消防防災 安全課	3,751	3,751	0	

26,608

② 地域づくり・環境その他の分野における男女共同参画の推進

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
地域協働ネットワーク構築支援事業 R元年度～R3年度	民間公益活動を支援する中間支援組織を核とした、多様な主体による地域協働ネットワークの構築を支援し、平時からの地域課題解決に取り組むとともに、今後の大規模災害にも備えうる県民主体の地域協働の絆づくりに資する。	男女参画・ 県民協働課	1,338	0	事業廃止	
農山漁村男女共同参画強化事業費 H13年度～R4年度	農林水産業における男女共同参画社会の形成を目指し、方針決定過程への女性の積極的参画、起業活動支援等による経営参画の促進、家族経営協定締結等による女性が働きやすい環境づくりを推進する。	農産園芸課	<1,615>	<1,615>	<0>	

0

③ 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画社会 づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画社会づくりを強力に推進するため、県民総ぐるみ運動展開のシンボルとして県民大会を開催するとともに、地域における男女共同参画推進を支援するための行政・地域リーダー等のミーティングの実施、市町が実施する男女共同参画に係る学習会等への支援を行う。 加えて、アンコンシャスバイアスの解消をはじめとするジェンダー平等に焦点を当てた緊急的、先進的な課題解決の取組として、SDGsゴール5に掲げる「ジェンダー平等」に係る啓発を推進する。	男女参画・ 県民協働課	<3,619>  (851)	<3,664>  (1,638)	<45>  (787)	

0

④ 地域における国際交流・協力の促進

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
国際交流員招致事業費 H元年度～	総務省、文部科学省、外務省及び(一財)自治体国際化協会の協力を得て、地方公共団体の単独事業として、外国青年を招致し、地域レベルでの国際交流の推進を図り、本県の国際化に資する。	観光国際課	22,011	20,926	△ 1,085	国際交流員の入れ替わりにより、報酬等が減ったため。
外国人支援・海外連携推進事業費 H9年度～	在県外国人に対する相談、情報提供体制を整備し、外国人にとって暮らしやすい、世界に開かれた愛媛づくりを推進する。 また、姉妹提携先のハワイ州との人材交流等を通じて国際化に対応した地域づくりと県民の国際理解向上を図る。	観光国際課	2,001	11,831  (2,915)	9,830  (2,915)	県内青少年におけるハワイ派遣への旅費が増えたほか、新規事業として日本語教育体制づくりを実施するため。
海外技術研修員・県費留学生受入事業費 S46年度～	本県出身海外移住者の子弟を研修員・留学生として受け入れ、移住先国と本県との交流推進を図る。	観光国際課	7,622	8,215	593	
外国人生活相談体制強化事業費 H30年度～	外国人材の受入れ拡大に伴い、在県外国人に対する相談、情報提供体制を強化するため、在県外国人が生活等に関する適切な情報に速やかに到達できる相談運営体制の拡充を図る。	観光国際課	7,000  (3,500)	5,816  (2,908)	△ 1,184  (△ 592)	運営者である県国際交流センターへの委託費が減ったため。
国際化推進啓発費 S33年度～	本県出身の青年海外協力隊員のえひめ海外協力大使への委嘱や帰国隊員の本県定着促進等を行う。	観光国際課	1,460	3,685	2,225	海外連絡調整費として旅費が増えたため。
国際交流イベント促進事業費 H2年度～	国際交流活動の展示を行い、地域で行われている国際交流・協力活動に対する県民の理解を深めるとともに、在県外国人との交流の機会を提供する。	国際交流協会	374	374	0	
国際交流チャレンジ講座開催事業費 H9年度～	国際交流員等を講師として、基礎会話や文化紹介、文化比較などをテーマとした参加型講座を開催する。	国際交流協会	179	203	24	

51,050

#### 4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備

##### (1) 男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり

##### ① 働き方改革(多様で柔軟な働き方等)によるワーク・ライフ・バランス等の実現

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画社会 づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画社会づくりを強力に推進するため、県民総ぐるみ運動展開のシンボルとして県民大会を開催するとともに、地域における男女共同参画推進を支援するための行政・地域リーダー等のミーティングの実施、市町が実施する男女共同参画に係る学習会等への支援を行う。 加えて、アンコンシャスバイアスの解消をはじめとするジェンダー平等に焦点を当てた緊急的、先進的な課題解決の取組として、SDGsゴール5に掲げる「ジェンダー平等」に係る啓発を推進する。	男女参画・ 県民協働課	<3,619>  (851)	<3,664>  (1,638)	<45>  (787)	
えひめ女性活躍推進 強化事業費 H27年度～R5年度	男女共同参画社会づくり、特に「女性活躍」を推進するため、「えひめ女性活躍推進協議会」等と連携し、経営戦略としての「ひめボス」の取組の具体化や組織の枠を越えた女性の人材育成等を一体的に展開し、ひめボスのブランディングに取り組むとともに、地域における課題解決を通じた女性人材の育成を通じて、女性活躍推進や地域活性化を図り、女性を応援する県No.1を目指す。	男女参画・ 県民協働課	<10,640>  (5,320)	<10,044>  (5,022)	<△ 596>  (△ 298)	
行政事務効率化シス テム運用管理費 H30年度～	職員の働き方を変革するため、時間や場所にとらわれることなく働くことができる「テレワーク」を導入し、労働生産性を向上させ、職員のワークライフバランスを実践することにより、超勤の縮減や子育てや介護による休職・離職を防止する。 (※モバイル端末等を活用したテレワークの推進部分のみ)	スマート行政推進課	80,282  (46,132)	87,502  (0)	7,220  (△ 46,132)	テレワーク機器の追加に伴う維持管理経費の増
働き方改革・企業活 力活性化支援事業 費 R3年度～R5年度	仕事と家庭生活が両立しやすい労働環境の整備を進めるため、両立支援制度の整備等に取り組む中小企業の認証や、国や関係機関と連携して企業の働き方改革をワンストップで支援する拠点を開設するほか、最適な働き方を実現するモデル企業の創出により、県内企業へ働き方改革を波及させる。	労政雇用課	8,194  (8,194)	14,406  (14,406)	6,212  (6,212)	事業内容の拡充による
部活動改革推進事 業 H30年度～R5年度	部活動は教育的意義が大きく、学校の魅力の柱ともなるものであるが、教員の献身的な勤務により成り立っており、休日を含め、長時間勤務の大きな要因となっている(勤務時間の約20%、授業とほぼ同じ割合)。また、指導経験のない教員にとっては精神的負担が多大であるとともに、高みを目指す生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じている。さらに、歯止めの掛からない少子化の視点からも、部活動改革は必須である。 そこで、教員・生徒・地域の視点から地域と連携した「部活動改革」に取り組むこととし、教員の負担軽減とともに、生徒にとっての活動の充実、地域スポーツの活性化を図る。	保健体育課	18,403  (9,305)	20,260  (10,915)	1,857  (1,610)	地域移行に向けた普及・発信に要する経費の増
スクール・サポート・ス タッフ配置事業 H30年度～R4年度	教材作成の補助、各種調査等の集計など教員の事務業務を補助するスクール・サポート・スタッフを配置することで教員の負担軽減を図り、教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備する。	義務教育課	55,531  (18,355)	62,448  (20,816)	6,917  (2,461)	スクール・サポート・スタッフ配置人数の増
県立学校専門スタッ プ配置事業 H30年度～R6年度	教材作成の補助や教員の事務業務を補助するスクール・サポート・スタッフ、新学習指導要領実施による情報教員のサポートを行うICT教育支援員、放課後等の生徒の学習等をサポートする大学生スクールサポーターを配置することで学校のチーム力を強化し、教員が子どもに向き合う時間を確保することで、教育の質を高めるとともに、教員の負担軽減や優秀な人材の確保を図る。	高校教育課	23,106  (9,261)	77,642  (7,684)	54,536  (△ 1,577)	スクール・サポート・スタッフ配置事業のうち、県立学校分を当該予算に整理したため

262,258

##### ② 男性の家事・育児・介護等の参画推進

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画社会 づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画社会づくりを強力に推進するため、県民総ぐるみ運動展開のシンボルとして県民大会を開催するとともに、地域における男女共同参画推進を支援するための行政・地域リーダー等のミーティングの実施、市町が実施する男女共同参画に係る学習会等への支援を行う。 加えて、アンコンシャスバイアスの解消をはじめとするジェンダー平等に焦点を当てた緊急的、先進的な課題解決の取組として、SDGsゴール5に掲げる「ジェンダー平等」に係る啓発を推進する。	男女参画・ 県民協働課	<3,619>  (851)	<3,664>  (1,638)	<45>  (787)	
男性の家事参画推 進事業費 R2年度～R4年度	男性の家事等の実践を促すことにより、女性活躍の一層の推進につなげるため、家事を楽しみ、積極的に取り組む男性(カジダン)の育成やネットワーク化を図るとともに、若者の視点からカジダンが活躍できる職場改革に取り組む。	男女参画・ 県民協働課	<2,968>  (1,484)	<2,966>  (1,483)	<△ 2>  (△ 1)	

働き方改革・企業活力活性化支援事業費 R3年度～R5年度	仕事と家庭生活が両立しやすい労働環境の整備を進めるため、両立支援制度の整備等に取り組む中小企業の認証や、国や関係機関と連携して企業の働き方改革をワンストップで支援する拠点を開設するほか、最適な働き方を実現するモデル企業の創出により、県内企業へ働き方改革を波及させる。	労務雇用課	<8,194> (8,194)	<14,406> (14,406)	<6,212> (6,212)	事業内容の拡充による
---------------------------------	---	-------	--------------------	----------------------	--------------------	------------

0

### ③ 男女が共に参画する地域づくり

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画社会づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画社会づくりを強力に推進するため、県民総ぐるみ運動展開のシンボルとして県民大会を開催するとともに、地域における男女共同参画推進を支援するための行政・地域リーダー等のミーティングの実施、市町が実施する男女共同参画に係る学習会等への支援を行う。 加えて、アンコンシャスバイアスの解消をはじめとするジェンダー平等に焦点を当てた緊急的、先進的な課題解決の取組として、SDGsゴール5に掲げる「ジェンダー平等」に係る啓発を推進する。	男女参画・県民協働課	<3,619> (851)	<3,664> (1,638)	<45> (787)	
ボランティア活動等促進事業費 H19年度～	県ボランティア総合相談窓口を設置し、市町ボランティア相談窓口と連携してボランティア活動の普及、啓発に取り組むとともに、企業等も社会貢献活動に取り組みやすい仕組みづくりを進める。	男女参画・県民協働課	5,840	5,137	△ 703	
地域協働ネットワーク構築支援事業 R元年度～R3年度	民間公益活動を支援する中間支援組織を核とした、多様な主体による地域協働ネットワークの構築を支援し、平時からの地域課題解決に取り組むとともに、今後の大規模災害にも備える県民主体の地域協働の絆づくりに資する。	男女参画・県民協働課	<1,338>	<0>	事業廃止	
包括的地域福祉推進体制構築事業費 H29年度～R3年度	地域福祉課題を包括的に解決する体制を構築するため、関係者のネットワークづくりや県民の参画意識の醸成に取り組む。	保健福祉課	2,559 (1,919)	0	事項統合	※地域支え合い・包括的地域福祉推進事業に統合
地域支え合い・包括的地域福祉推進事業費 R4年度～	西日本豪雨の被災者支援を継続しつつ、平時から、介護、障がい、子育て、生活困窮など、複合化、多様化する課題や制度の狭間のニーズに対して、地域全体で包括的に受け止め、支え合いながら課題解決を図る体制づくりを進め、地域共生社会の実現を目指す。	保健福祉課	2,559 (1,919)	12,517 (9,387)	9,958 (7,468)	事業内容の拡充に伴う増加
えひめ未来創造人材育成事業費 R3年度～R5年度	「えひめ未来創造人材育成プロジェクト」「主権者・消費者育成プログラム」「地域の課題発見・解決プログラム」からなる本事業のうち、「地域の課題発見・解決プログラム」では、心豊かな高校生が、地域の活性化に貢献するとともに、地域の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて主体的に行動することを通して、持続可能な社会の創り手の育成を図る取組を推進する。	高校教育課	<5,287>	<6,487>	<1,200>	「えひめ未来創造人材育成プロジェクト」の予算を拡充したため。

17,654

## (2) 安心して子どもを育てられる環境整備

### ① 育児を支援する環境の整備

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
民生児童委員・主任児童委員費 S23年度～	民生児童委員・主任児童委員の指導及び活動推進のための研修、委員の費用弁償、民生委員協議会の活動に要する費用を助成する。	保健福祉課	166,448 (426)	167,951 (426)	1,503 (0)	民生児童委員一斉改選に伴う増加
院内保育事業運営費補助金 S49年度～	看護師、医師等の医療従事者確保のために病院内保育施設を運営する事業について助成する。	医療対策課	43,887	40,877	△ 3,010	病院負担能力指数による調整率の変更となったため。
小児救急医療電話相談事業費 H19年度～	小児の急な病気やケガについて、県内在住の保護者の相談に医師、看護師等が電話で対応することにより、保護者の育児不安の解消を図る。また、症状に応じた適切な受診を促すことで患者・医療機関の負担の軽減を図る。	医療対策課	21,523	26,269	4,746	現行契約の期間満了に伴い、次期委託(R4～R6)について調達を行うため
未熟児養育医療給付費 S33年度～	医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療の給付を行い、母子保健の向上を図る。	健康増進課	19,814	23,220	3,406	所要額の増が見込まれるため
乳幼児医療給付費 S48年度～	疾病の早期発見、治療及びかかりつけ医の促進を図るとともに、乳幼児を持つ養育者の負担の軽減を図る。	健康増進課	781,588	900,239	118,651	所要額の増が見込まれるため

小児慢性特定疾病 児童等自立支援事 業費 H27年度～	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、相談支援、相互交流及び就職支援等を行う。	健康増進課	7,993 (3,996)	7,993 (3,996)	0 (0)	
新型コロナウイルス 感染症妊産婦支援 事業費 R2年度～	新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にあるため、不安を抱える妊婦への分娩前の検査等を行うことにより、妊産婦への寄り添った支援を行う。	健康増進課	62,371 (52,536)	36,303 (24,328)	△ 26,068 (△ 28,208)	令和2、3年度の実績において検査を希望する妊婦が見込みより少なかったため
低出生体重児育児 支援事業費 R4年度	家族特に母親の育児不安の解消やうつ予防を目的に、小さく生まれた子どもの発達の特徴や対応等を掲載する低出生体重児向けの手帳の配布を通じて、産後の初期段階から切れ目のない支援体制を整備する。	健康増進課	0	1,222	新規事業	
私立幼稚園子育て 総合支援事業費 H16年度～	私立幼稚園における総合的な子育て支援の拠点としての取り組みを促進するため、預かり保育とともに子育て相談等の子育て支援を併せて実施する私立幼稚園に対して補助する。	子育て支援課	79,405 (39,702)	78,410 (39,205)	△ 995 (△ 497)	
子育て家庭支援事 業費 H27年度～	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業や病児・病後児保育事業の実施など、市町が地域の実情に応じて、すべての子ども・子育てで家庭等を対象として行う「地域子ども・子育て支援事業」について補助し、子育て支援の充実を図る。	子育て支援課	1,501,603	1,392,125	△ 109,478	事業実施市町の減少及び事業規模の減少のため。
児童手当制度実施 事業費 S47年度～	子どもを養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資する。	子育て支援課	3,048,655	3,016,529	△ 32,126	対象者の減少による実績減
地域少子化対策強 化事業費 H26年度～	国の平成28年度補正予算及び29年度当初予算で計上された「地域少子化対策重点推進交付金」等を財源として、喫緊の課題である少子化問題に対応するため、結婚に対する取組や結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を実施することにより、少子化に歯止めをかけるほか、安心して生み育てることができる環境づくりを推進する。	子育て支援課	29,002 (26,978)	32,294 (30,270)	3,292 (3,292)	交付金を活用する市町が増加したため。
子育てワンストップサ ポート推進事業費 H27年度～	結婚から出産、子育てまでの切れ目ない支援を実施するため、作成済の子育て支援スマホアプリを活用してバーチャル上のワンストップ相談体制を構築し、子育て世帯等の不安感、孤立感を解消し、総合的な子育て支援、少子化対策を図る。	子育て支援課	2,364	2,753	389	
愛顔の子育て応援事 業費 H29年度～	県、市町及び県内に本社、本店あるいは工場を立地する乳児用紙おむつの生産企業との「官民協働」により、第2子以降の出生世帯に約1年間分(50,000円分)の紙おむつ購入に係る経済的支援を行う。	子育て支援課	132,724	117,700	△ 15,024	支援対象となる第2子以降の出生見込数が減少傾向にあるため。
子どもの愛顔応援 ファンド活用事業費 R2年度～	子どもや子育て世帯を支える施策を官民共同で推進するため、民間からの寄附金や県の出捐金を財源として積み立てた「子どもの愛顔応援ファンド」を活用して、子どもや子育て世帯を支援する各種事業を実施する。	子育て支援課	<15,893> (0)	<16,126> (2,000)	<233> (2,000)	

5,843,885

② 就業継続・再就職の支援

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画社会 づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画社会づくりを強力に推進するため、県民総ぐるみ運動展開のシンボルとして県民大会を開催するとともに、地域における男女共同参画推進を支援するための行政・地域リーダー等のミーティングの実施、市町が実施する男女共同参画に係る学習会等への支援を行う。 加えて、アンコンシャスバイアスの解消をはじめとするジェンダー平等に焦点を当てた緊急的、先進的な課題解決の取組として、SDG sゴール5に掲げる「ジェンダー平等」に係る啓発を推進する。	男女参画・ 県民協働課	<3,619> (851)	<3,664> (1,638)	<45> (787)	
えひめ女性活躍推進 強化事業費 H27年度～R5年度	男女共同参画社会づくり、特に「女性活躍」を推進するため、「えひめ女性活躍推進協議会」等と連携し、経営戦略としての「ひめボス」の取組の具体化や組織の枠を越えた女性の人材育成等を一体的に展開し、ひめボスのブランディングに取り組むとともに、地域における課題解決を通じた女性人材の育成を通じて、女性活躍推進や地域活性化を図り、女性を応援する県No.1を目指す。	男女参画・ 県民協働課	<10,640> (5,320)	<10,044> (5,022)	<△ 596> (△ 298)	

働き方改革・企業活力活性化支援事業費 R3年度～R5年度	仕事と家庭生活が両立しやすい労働環境の整備を進めるため、両立支援制度の整備等に取り組む中小企業の認証や、国や関係機関と連携して企業の働き方改革をワンストップで支援する拠点を開設するほか、最適な働き方を実現するモデル企業の創出により、県内企業へ働き方改革を波及させる。	労政雇用課	<8,194> (8,194)	<14,406> (14,406)	<6,212> (6,212)	事業内容の拡充による
離職者等職業能力開発事業費 H10年度～	就職のための職業訓練を必要とする離職者、就労経験の乏しい母子家庭の母等に対し、民間教育訓練機関等へ委託し、就職に結びつく専門的な知識、技能を習得する職業訓練等を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図る。	労政雇用課	241,693 (367,275)	335,083 (335,083)	93,390 (△32,192)	・訓練コースの拡充及び定員の見直し ・令和3年度2月補正で不用額を減額(△125,582千円)
若年人材育成推進事業費 H16年度～	若年者の雇用環境の改善を図るため、県が、経済団体等の若者を取り巻く関係者に働き掛け、平成18年7月に設立した「えひめ若年人材育成推進機構」(平成25年2月に一般社団法人化)に、ジョブカフェ愛work事業の運営管理を委託し、若者に対して就職支援サービスをワンストップで提供している。	産業人材課	<83,742> (9,928)	<83,489> (11,078)	<△253> (1,150)	
			335,083			

### ③ ひとり親家庭等の生活安定の確保

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
母子福祉資金貸付金 S28年度～	母子家庭の母に対し、修学、技能習得、就職仕度、事業開始などの資金の貸付を行うことにより、その経済的自立と生活意欲を助長し、併せて児童の福祉の増進を図る。	子育て支援課	<250,123>	<320,929>	<70,806>	・国への償還が必要となったことによる増(98,133) ・利用者の減少による実績減(△27,326)
母子・父子自立支援員設置費 S28年度～	ひとり親家庭等からの身上相談に応じ、自立に必要な指導・助言等を行う母子・父子自立支援員を設置することにより、その福祉の向上を図る。	子育て支援課	<11,431> (192)	<11,368> (113)	<△63> (△79)	
児童扶養手当支給事業費 S36年度～	父又は母と生計が同一でない児童が養育されている家庭に児童扶養手当を支給することにより、その生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図る。	子育て支援課	<593,589> (195,632)	<588,860> (195,232)	<△4,729> (△400)	対象者の減による実績減
母子家庭等就業・自立支援センター運営費 S39年度～	ひとり親家庭等を対象に就業情報の収集提供、技能習得講習会等就業に関する支援や生活等に関する相談事業、一時的な保育サービス等を実施することにより、その経済的自立と生活意欲を助長する。	子育て支援課	<10,016> (1,834)	<10,287> (1,834)	<271> (0)	
寡婦福祉資金貸付金 S44年度～	寡婦に対して修学、技能習得、就職仕度、事業開始などの資金の貸付を行うことにより、その経済的自立の助成と生活の安定を図る。	子育て支援課	<7,372>	<7,677>	<305>	
ひとり親家庭医療費公費負担事業費 S49年度～	ひとり親家庭の父母・児童が疾病又は負傷のため、医療機関において保険給付を受けた場合、その自己負担額分を県と市町が共同で助成することにより、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図る。	子育て支援課	<454,903>	<408,112>	<△46,791>	対象者の減による実績減
ひとり親家庭自立支援事業費 H15年度～	母子家庭の母及び父子家庭の父の職業能力向上のための講座受講や看護師等の資格取得を目的とした養成機関で修学中の生活負担を軽減するため、一定額を助成し、経済的自立の支援を行う。	子育て支援課	<18,457> (13,946)	<17,831> (13,320)	<△626> (△626)	
父子福祉資金貸付金 H26年度～	父子家庭の父に対し、修学、技能習得、就職仕度、事業開始などの資金の貸付を行うことにより、その経済的自立と生活意欲を助長し、併せて児童の福祉の増進を図る。	子育て支援課	<29,005>	<29,149>	<144>	
ひとり親家庭学習支援ボランティア派遣事業費 H28年度～R4年度	ひとり親家庭の児童の学習意識と学力の向上を図るため、大学生、教員OB等の学習支援ボランティアを地域の施設へ派遣し、学習支援や進学相談等を行う。	子育て支援課	<2,399> (1,600)	<2,745> (1,650)	<346> (50)	
離職者等職業能力開発事業費 H10年度～	就職のための職業訓練を必要とする離職者、就労経験の乏しい母子家庭の母等に対し、民間教育訓練機関等へ委託し、就職に結びつく専門的な知識、技能を習得する職業訓練等を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図る。	労政雇用課	<241,693> (241,693)	<335,083> (335,083)	<93,390> (93,390)	・訓練コースの拡充及び定員の見直し ・令和3年度2月補正で不用額を減額(△125,582千円)

0

(3) 高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる環境整備

① 高齢者や障がい者等の社会参画の促進

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
障がい者スポーツ振興事業費 S37年度～	障がい者の社会参加促進等のため、誰もが参加されるスポーツ大会の開催や、大会への選手等の派遣及び指導員の養成を行う。	地域スポーツ課	31,734 (6,425)	44,476 (10,816)	12,742 (4,391)	新たに障がい者スポーツイベントの開催やオンラインシステムを構築するため
障がい者スポーツ選手育成・強化事業費 H25年度～R3年度	障がい者スポーツ競技団体の活動基盤の強化や選手及びチームの育成強化を図るための支援を実施し、長期的・持続的な障がい者スポーツの振興に向けた取組を行う。	地域スポーツ課	11,407	0	事項統合	障害者スポーツ総合支援事業費に事項統合
パラアスリート支援事業費 H29年度～R3年度	東京パラリンピック代表内定選手や最終予選会への調整を行っているパラアスリートへの支援のほか2024年開催のパリパラリンピックを見据えた次世代の選手育成に向けた支援を行う。	地域スポーツ課	7,000	0	事項統合	障害者スポーツ総合支援事業費に事項統合
障がい者スポーツ総合支援事業費 H30年度～R4年度	民間がパラスポーツを支える仕組みづくりや、身近な地域でスポーツを楽しめる環境整備のほか重度障がい者の競技スポーツの参加促進などを障がい者スポーツ協会を核に総合的に支援する。	地域スポーツ課	23,671	35,342	11,671	障がい者スポーツ選手育成・強化事業費、パラアスリート支援事業費からの組替え・事項統合のため
パラ・シニアサイクル推進事業費 R2年度～R4年度	サイクリングイベントの実施等により、障がい者やシニアの社会参加・交流を一層促進するほか、生きがいづくりや健康づくりを推進する。	地域スポーツ課	6,282 (3,101)	5,647 (0)	△ 635 (△ 3,101)	
eスポーツジャンプアップ事業費 R2年度～R4年度	eスポーツが身近な競技となりつつある中、本県においてもインクルーシブスポーツの観点から、障がい者を中心に積極的にeスポーツを取り入れ、障がい者と健常者の区分のない競技を推進することで、パラスポーツの可能性を広げていく取組を行う。	地域スポーツ課	6,216 (1,500)	6,966 (327)	750 (△ 1,173)	
インクルーシブスポーツ等普及推進事業費 R4年度～R8年度	障がいの有無にかかわらず多様な人々が共に楽しみながら実施できるインクルーシブスポーツの普及支援を行うことで、障がい者スポーツ実施率の向上を図る。	地域スポーツ課	0	1,196	新規事業	
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成派遣事業費 H17年度～R3年度	コミュニケーションや移動に著しく制限のある盲ろう者の社会参加を促進するため、通訳・移動介助等を行う盲ろう者通訳・ガイドヘルパーを養成・派遣する。	障がい福祉課	4,160 (1,887)	0	事項統合	障がい者生活支援事業費に事項統合
障がい者生活支援事業費 H28年度～	障がい者の社会参加を促進するため、コミュニケーション手段の確保、情報バリアフリーの促進、生活訓練等に関する事業を行う。	障がい福祉課	14,564 (6,380)	14,541 (6,174)	△ 23 (△ 206)	
障がい者社会参加推進センター運営事業費 H3年度～	障がい者団体等の協力体制を確保し、障がい者のニーズを反映させることを目的に障害者社会参加推進センターを設置・運営し、障がい者の地域における社会参加を推進する。	障がい福祉課	3,356 (1,678)	3,356 (1,678)	0 (0)	
身体障害者補助犬給付事業費 H2年度～	身体障がい者の自立及び社会参加を促進するため、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障がい者の利用の円滑化を図る。	障がい福祉課	1,980 (990)	1,980 (990)	0 (0)	
地域精神保健福祉対策促進事業費 H8年度～R3年度	精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな施策を実施し、精神障がい者の社会参加を総合的かつ効果的に推進する。	障がい福祉課	579 (240)	0	事業廃止	
障がい者芸術文化活動推進事業費 R元年度～R4年度	障がい者の芸術文化活動を総合的に支援する拠点として「愛媛県障がい者アートサポートセンター」を設置し、相談支援や人材育成等を行うとともに、芸術文化活動の発表の場として「障がい者芸術文化祭」を開催する。	障がい福祉課	10,694 (5,346)	10,547 (5,273)	△ 147 (△ 73)	
老人クラブ育成指導費 S38年度～	高齢者の老後の生活を健全で豊かなものとし、高齢者の福祉の増進に資するため、老人クラブの適正な運営と活動の充実強化を図るとともに、高齢者自らが相互に助け合う社会システムの実現を図るため、老人クラブ会員が地域の一人暮らし老人や寝たきり老人等の家庭を訪問するなどして、老人福祉の向上に資する。	長寿介護課	23,693 (11,802)	23,109 (11,509)	△ 584 (△ 293)	
明るい長寿社会づくり推進事業費 H2年度～	高齢者の生きがいと健康づくりを推進して幸せで明るい長寿社会を築くため、関係機関・団体の参加と協力のもとに高齢者の社会参加についての各分野における意識改革、高齢者のスポーツ活動、健康づくり活動及び地域活動等推進するための組織づくり、指導者等育成事業を総合的に実施する。	長寿介護課	27,008 (256)	27,305 (256)	297 (0)	

ねんりんピック開催準備事業費 R元年度～R5年度	健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動を通じ、高齢者等の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与するため、令和5年度に本県で、初の開催となる第35回全国健康福祉祭えひめ大会(ねんりんピック愛顔のえひめ2023)を開催する。	ねんりんピック推進課	12,786	99,778	86,992	「ねんりんピック愛顔のえひめ2023」の開催1年前に伴う開催準備経費の増
ねんりんピックシニア元気づくり事業費 R4年度～R5年度	令和5年に開催する「ねんりんピックえひめ大会」を契機として、世代や地域間の垣根を超えて実施できるeスポーツを、新しい生きがいづくりと健康づくりのツールとして活用し、シニア層の生きがいづくりを推進する。また、観光資源を掘り起こし、シニア層をターゲットとした魅力ある旅行商品を造成し、シニアの社会参加を促進する。	ねんりんピック推進課	0	7,698	新規事業	
地域の介護人材参入・定着促進事業費 H28年度～R4年度	シニアや子育てを終えた主婦など地域の多様な人材を掘り起こし、介護施設でのOJT研修や介護の入門研修等の実施により、円滑な就労の支援を行う。併せて、県内の介護事業所に勤務する無資格の介護職員について、受講費用の負担軽減により介護員養成研修の修了を促進し、介護従事者の資質向上と離職防止を図る。	長寿介護課	17,191	17,191	0	
障がい者就労促進事業費 H16年度～	障がい者の雇用促進に資するため、産業技術専門学校において、障がい者を対象とした各種職業訓練を実施し、県内における障がい者の職業能力開発体制を整備する。	労政雇用課	102,830 (70,570)	126,568 (86,955)	23,738 (16,385)	・職場見学等の委託単価の増 ・令和3年度2月補正で不用額を減額(△22,559千円)
障がい者・高齢者雇用推進事業費 S49年度～	障がい者・高齢者の雇用の安定を図るため、県内の事業主をはじめ広く県民全体に対し障がい者・高齢者の雇用気運の醸成に努め、障がい者・高齢者の雇用・就業機会の確保の促進を図る。	産業人材課	<1,176>	<1,176>	<0>	
障がい者活躍支援事業費 H30年度～R5年度	障がい者の職場見学、実習及び就労先受入企業を開拓し、障がい者と企業とのマッチングを支援するとともに、法定雇用率未達成企業に対し現場見学会を企画し、雇用のきっかけ作りを行う。また、障がいのある学生向けの合同就職説明会を開催し、職場実習や就職に繋がる機会を提供し、学生の就業意欲の醸成を図る。	産業人材課	<8,964>	<8,964>	<0>	
愛媛県シルバー人材センター連合会運営費 H10年度～	シルバー人材センターの事業の充実・強化を図るため設置される(公社)愛媛県シルバー人材センター連合会の運営に要する費用の一部を助成する。	産業人材課	<6,900>	<6,900>	<0>	
425,700						

## ② 高齢者や障がい者等を地域で支え合う環境づくり

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
福祉・介護人材確保対策事業費 H21年度～	福祉・介護人材確保のためのセミナー開催、キャリア支援専門員による出張相談・事業所への戸別訪問、中高生やその保護者・教員等を対象とした介護事業所等の見学・体験ツアーの実施、事業連携会議の開催など人材確保に向け、総合的な対策事業を実施する。	保健福祉課	32,797	32,797	0	
包括的地域福祉推進体制構築事業費 H29年度～R3年度	地域福祉課題を包括的に解決する体制を構築するため、関係者のネットワークづくりや県民の参画意識の醸成に取り組む。	保健福祉課	<2,559> (1,919)	<0>	事項統合	※地域支え合い・包括的地域福祉推進事業費に統合
地域支え合い・包括的地域福祉推進事業費 R4年度～	西日本豪雨の被災者支援を継続しつつ、平時から、介護、障がい、子育て、生活困窮など、複合化、多様化する課題や制度の狭間のニーズに対して、地域全体で包括的に受け止め、支え合いながら課題解決を図る体制づくりを進め、地域共生社会の実現を目指す。	保健福祉課	<2,559> (1,919)	<12,517> (9,387)	<9,958> (7,468)	事業内容の拡充に伴う増加
心と体の健康センター運営費 S47年度～	精神保健福祉法の規定に基づき、精神保健に関する知識の普及を図るとともに、保健所等関係機関に対する研修及び精神保健の相談、指導、診療ならびに調査研究等センター運営要領に定められているセンター業務を行う。	健康増進課	3,158 (247)	3,165 (243)	7 (△4)	
精神保健普及事業費(精神保健事業費) S40年度～	精神保健に関する一般の理解を深め、心の健康を増進し、併せて精神障害者の社会復帰に関する精神保健の普及啓発を図るため、講演会、座談会等の開催、普及啓発用印刷物の作成配布等を行う。	健康増進課	300	300	0	
がん登録推進事業(がん対策強化推進費) H29年度～	県民の保健、医療上の重要な課題となっているがんについて、保健・医療情報を収集・分析し、がん対策を効果的に推進する。	健康増進課	<13,126> (1,021)	<12,859> (888)	<△267> (△133)	
障がい者職業生活支援事業費 H13年度～	地域において生活し、就労する障がい者の相談に応じ、助言を与えるなど、地域生活に必要な支援を行うことにより、障がい者の地域生活の安定と福祉の向上を図る。	障がい福祉課	45,204 (22,602)	45,168 (22,584)	△36 (△18)	

地域生活支援事業費補助金 S43年度～	障がい者(児)がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する。	障がい福祉課	203,764	217,459	13,695	実施見込の増
子ども療育センター運営費 H19年度～	地域療育の拠点として整備した子ども療育センターを運営する。	障がい福祉課	852,687 (45,972)	850,202 (45,226)	△ 2,485 (△ 746)	外来実施見込の減
発達障がい者支援センター運営費 H19年度～	自閉症等の発達障がいを有する障がい児(者)に対する相談、発達及び就労支援等を行う拠点施設として設置した発達障がい者支援センターを運営する。	障がい福祉課	18,810 (9,403)	18,721 (9,355)	△ 89 (△ 48)	
発達障がい児(者)支援体制整備推進事業費 H29年度～R4年度	発達障がい児(者)への支援ニーズの高まりや、発達障害児支援法の全面改正を踏まえ、県内の地域における発達障がい児(者)との支援体制の加速化と一層の充実を図る。	障がい福祉課	24,743 (12,370)	21,764 (10,880)	△ 2,979 (△ 1,490)	一部事業終了
障がい児(者)療育支援事業費 H8年度～	在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児の地域における生活を支えるため、相談支援体制の充実を図るとともに、専門的な療育等の支援を行う。	障がい福祉課	29,611	27,973	△ 1,638	実施見込減
障がい者相談支援体制整備推進事業費 H11年度～	障がい者に対する相談支援体制の拡充を図るため、県下の相談支援体制の状況把握や支援方策・支援者育成等について協議を行う障がい者自立支援協議会を開催するほか、権利擁護を含めて幅広く障がい者の相談支援を行う相談支援専門員の資質向上事業を行う。	障がい福祉課	<4,035> (1,318)	<3,803> (1,305)	<△ 232> (△ 13)	
認知症介護研修事業費 H12年度～	近年増加する認知症高齢者のケアの充実を図るため認知症介護に係る指導者及び実践者の人材育成研修を実施する。	長寿介護課	10,781 (4,110)	12,825 (5,574)	2,044 (1,464)	認知症地域支援推進員研修受講希望者の増
老人福祉施設整備事業費 S38年度～	老人福祉施設整備に当たり、施設整備事業費補助金を負担(補助)することにより、施設整備の促進を図り、高齢者福祉の推進に寄与する。	長寿介護課	0	50,000	50,000	施設整備の都度実施
老人福祉施設等整備資金利子補給事業費 H4年度～R6年度	老人福祉施設及び介護老人保健施設を整備するにあたって、社会福祉・医療事業団から借入した整備資金の利子補給を行うことによって、施設整備の促進を図り、高齢者福祉の推進に寄与する。	長寿介護課	4,135	2,349	△ 1,786	実績減
介護支援専門員養成研修等事業費 H8年度～	介護保険の要である介護支援専門員の法定研修の質の向上を図るとともに、指導者や地域リーダーの養成等により、介護支援専門員の支援体制を強化し、介護保険の円滑な推進を図る。	長寿介護課	11,884	11,884	0	
高齢者保健福祉計画等推進事業費 H10年度～	地域の高齢者保健福祉事業に関する総合計画である「高齢者保健福祉計画」及び、市町の介護保険事業の円滑な運営を支援するための「介護保険事業支援計画」の両計画について進行管理を行う。	長寿介護課	1,504	920	△ 584	
介護認定調査員等研修事業費 H11年度～	介護認定調査員及び介護認定審査会委員等に対する研修を実施し、認定事務の円滑かつ適正化を図り、もって制度の円滑な実施及び運営に資する。	長寿介護課	2,523 (1,261)	2,523 (1,261)	0 (0)	
在宅介護研修センター運営費 H16年度～	増大する介護給付費を抑制しつつ、介護を必要とする高齢者を支えるため、広く一般県民を対象として実践的研修を実施する「在宅介護研修センター」を運営し、本県の介護の質の向上と地域の介護力強化を図る。	長寿介護課	45,516	45,769	253	
働く家族の介護力強化事業費 H28年度～R4年度	介護を社会全体で支えていくため、現役で働く家族等を対象とした「介護力強化セミナー」等の開催により、突然介護に直面した場合にも役立つ介護サービス等の具体的情報について周知を強化し、介護への理解を深める。	長寿介護課	15,789	15,786	△ 3	
介護保険地域支援事業交付金 H18年度～	高齢者が可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防に資する事業や総合相談等を地域支援事業として市町が実施する場合に、国と県で交付金を交付する。	長寿介護課	1,199,009	1,184,982	△ 14,027	各市町の事業費見込の計。 新型コロナの影響等により、前年度のサービス利用実績が伸びなかったため、事業費見込が減少。
介護予防市町支援・介護予防従事者研修・介護予防活動普及展開事業(地域包括支援センター等支援事業費) H18年度～	市町においては、自立支援・重度化防止に向けた具体的な取組内容と適切な指標による実績評価を行い、県においては、研修を通じて市町を支援する。	長寿介護課	3,886 (3,886)	3,726 (3,726)	△ 160 (△ 160)	

現任介護相談員研修(明るい長寿社会づくり推進事業費) H17年度～	市町の介護相談員を対象に研修を行う。	長寿介護課	160	160	0	
介護保険サービス評価・情報公表事業費 H16年度～	認知症高齢者グループホーム等の外部サービス評価を推進するとともに、利用サービスを選択・決定するために必要な情報を十分に提供するため、介護サービス事業者情報のインターネット等での公表を効果的に実施する。	長寿介護課	8,307 (4,022)	8,368 (4,053)	61 (31)	
認知症施策推進事業費 H19年度～	県内市町の認知症地域支援体制及び認知症ケアに関する先進事例等を取集し、普及させることにより、先進的な取組を行っている自治体だけでなく、県内における認知症施策の全体的な水準の向上を図る。	長寿介護課	8,707 (4,250)	12,680 (6,826)	3,973 (2,576)	認知症地域支援推進強化事業費と事項統合
介護雇用プログラム推進事業費 H27年度～R5年度	仕事を探している人が、働きながら介護分野の研修を受講(資格取得)できる「介護雇用プログラム」を実施することにより、介護分野への参入促進と介護資格を有する人材の確保を図る。	長寿介護課	78,430	78,476	46	
介護人材研修等支援事業費 H27年度～	若年層や離職した女性等へのアプローチと現在介護に従事する人材の質的向上による介護サービスの向上を図る必要があることから、介護関係団体等が行う人材養成等に係る事業に要する経費を支援する。	長寿介護課	12,530 (1,490)	12,535 (1,490)	5 (0)	
介護情報提供体制構築事業費 H28年度～R5年度	介護に直面した働く県民や、介護に悩んでいる介護者、高齢者、及び介護従事者等に有用な情報を提供する環境を整えるためにICTを導入し、県民、介護従事者等の情報共有、連携により地域包括ケアの推進を図る。	長寿介護課	3,293	3,293	0	
介護職員処遇改善特別支援事業 H29年度～R4年度	平成29年度介護報酬改定(介護職員処遇改善加算の拡充)に伴い、事業所への改定内容の周知や、加算の取得に係る助言等により、各事業所における処遇改善加算の取得を促進し、介護職員の離職率の低下を図る。	長寿介護課	6,535 (6,535)	7,581 (6,539)	1,046 (4)	研修会の開催のため。
認知症地域支援推進強化事業費 R2年度～	認知症の人等が地域で安心して暮らし続けるため、認知症地域支援推進員等認知症の人やその家族の支援に携わる関係者の資質の向上及び、認知症カフェの開設促進等、地域における支援体制の構築を図る。	長寿介護課	1,326 (1,326)	0 (0)		事項統合 ※認知症施策推進事業費と事項統合

2,671,406

## 5 雇用等における男女共同参画の推進

### (1) 男女均等な雇用環境の整備

#### ① 雇用の分野における男女均等な機会や待遇の確保の推進

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
えひめ女性活躍推進強化事業費 H27年度～R5年度	男女共同参画社会づくり、特に「女性活躍」を推進するため、「えひめ女性活躍推進協議会」等と連携し、経営戦略としての「ひめボス」の取組の具体化や組織の枠を越えた女性の人材育成等を一体的に展開し、ひめボスのブランディングに取り組むとともに、地域における課題解決を通じた女性人材の育成を通じて、女性活躍推進や地域活性化を図り、女性を応援する県No.1を目指す。	男女参画・ 県民協働課	<10,640>  (5,320)	<10,044>  (5,022)	<△ 596>  (△ 298)	
若年人材育成推進事業費 H16年度～	若年者の雇用環境の改善を図るため、県が、経済団体等の若者を取り巻く関係者に働き掛け、平成18年7月に設立した「えひめ若年人材育成推進機構」(平成25年2月に一般社団法人化)に、ジョブカフェ愛work事業の運営管理を委託し、若者に対して就職支援サービスをワンストップで提供している。	産業人材課	<83,742>  (9,928)	<83,489>  (11,078)	<△ 253>  (1,150)	

0

#### ② 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画会議等運営事業費 H14年度～	男女共同参画推進条例を適正に運営するため、男女共同参画会議及び苦情処理機関を運営するほか、市町男女共同参画担当課長会議を開催する。	男女参画・ 県民協働課	<962>	<962>	<0>	
えひめ女性活躍推進強化事業費 H27年度～R5年度	男女共同参画社会づくり、特に「女性活躍」を推進するため、「えひめ女性活躍推進協議会」等と連携し、経営戦略としての「ひめボス」の取組の具体化や組織の枠を越えた女性の人材育成等を一体的に展開し、ひめボスのブランディングに取り組むとともに、地域における課題解決を通じた女性人材の育成を通じて、女性活躍推進や地域活性化を図り、女性を応援する県No.1を目指す。	男女参画・ 県民協働課	<10,640>  (5,320)	<10,044>  (5,022)	<△ 596>  (△ 298)	

0

#### ③ ハラスメント防止対策の促進

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画会議等運営事業費 H14年度～	男女共同参画推進条例を適正に運営するため、男女共同参画会議及び苦情処理機関を運営するほか、市町男女共同参画担当課長会議を開催する。	男女参画・ 県民協働課	<962>	<962>	<0>	
男女共同参画センター管理委託費 S62年度～	「県男女共同参画センター」は、女性の社会参加促進、能力開発、各種相談等の事業を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者への支援等を行っているが、その円滑な管理運営のため、指定管理者に支払う経費である。	男女参画・ 県民協働課	<71,648>	<65,564>	<△ 6,084>	センターに設置していた、低濃度PCB廃棄物を含む変圧器の交換及び処分が完了したため。
性暴力被害者支援センター設置事業費 H30年度～	性暴力被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期回復に資するため、被害者に対する専門の相談窓口機能を持つワンストップ支援センターを設置し、24時間体制(夜間はコールセンター対応)で被害者の相談に応じるとともに、関係機関との情報交換等を行う連携機関会議を開催する。	男女参画・ 県民協働課	<17,739>  (8,070)	<18,093>  (8,378)	<354>  (308)	
福祉総合支援センター等運営費(婦人相談所分) S32年度～	要保護女子の早期発見、転落防止及び保護更生を円滑に推進するため、婦人相談所を設置運営し、相談・調査・判定を行うとともに、入所者には、生活指導、職業指導等を実施する。配偶者暴力相談支援センターとしてDV被害者の救済や自立支援を行うほか、一時保護を行う。	子育て支援課	<9,849>  (4,880)	<9,846>  (4,878)	<△ 3>  (△ 2)	
婦人相談員設置費 S32年度～R3年度	要保護女子の早期発見に努め、本人や家庭環境等に関する種々の問題について相談に応じるため、婦人相談員を福祉総合支援センターに2名、東予子ども・女性支援センターに1名、南予子ども・女性支援センターに1名配置し、その転落防止と保護更生を図る。DV被害者の相談に応じる。	子育て支援課	7,687  (2,712)	0	事項統合	※福祉総合支援センター等運営費に統合されている
女性ダイヤル相談事業費 S59年度～R3年度	夜間及び週末における相談体制を整備し、悩みを持つ女性に対する適切な指導助言を行うことにより、安定した生活の確保及び転落防止を図るなど女性の福祉向上を推進する。DV被害者の相談に応じる。	子育て支援課	1,209  (276)	0	事業廃止	

DV防止相談支援体制強化事業費 H14年度～R3年度	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センターである婦人相談所の相談・カウンセリング体制の充実など機能強化、県内相談機関等職員の資質の向上を図り、被害者の援護体制を整備する。	子育て支援課	<3,774> (1,531)	<0>	事業廃止	
女性相談事業費 R4年度～	要保護女子の早期発見、転落防止及び保護更生の効果的推進を図るため、売春防止法第35条に基づく婦人相談員を設置し、相談、調査及び指導を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第4条に基づき、被害者の相談に応じ、必要な指導を行う。	子育て支援課	<8,896> (2,988)	<8,835> (3,855)	<△ 61> (867)	
働き方改革・企業活力活性化支援事業費 R3年度～R5年度	仕事と家庭生活が両立しやすい労働環境の整備を進めるため、両立支援制度の整備等に取り組む中小企業の認証や、国や関係機関と連携して企業の働き方改革をワンストップで支援する拠点を開設するほか、最適な働き方を実現するモデル企業の創出により、県内企業へ働き方改革を波及させる。	労政雇用課	<8,194> (8,194)	<14,406> (14,406)	<6,212> (6,212)	事業内容の拡充による
人権教育促進事業費 S45年度～	人権・同和教育の充実した推進のため、学校教育や社会教育における指導者向けの人権・同和教育資料を作成し、学校、市町関係者等の教育関係機関に配付する。 【令和3年度】は、セクハラ等様々なハラスメントに関する内容を掲載。 【令和4年度】は、人権教育研究指定校の取組み事例等を紹介することとし、その取組みにはハラスメントに関する取組みは含まれない。	人権教育課	<365>	<365>	0	

0

## (2) 職業生活における女性の活躍推進

### ① 女性管理職の登用など企業等における女性活躍推進に向けた取組の促進

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
公共交通人材確保 緊急対策事業費 R元年度～R3年度	県民の暮らしと経済活動を支える重要なインフラである公共交通等を担う運輸業については、深刻な人材不足の状況にあることから、運転手等の確保促進に向けて、若年者や女性等を対象に、現地説明会や人材獲得に係る実践研修会の開催などを実施する。	交通政策室	5,606 (2,708)	0	事業廃止	
えひめ女性活躍推進強化事業費 H27年度～R5年度	男女共同参画社会づくり、特に「女性活躍」を推進するため、「えひめ女性活躍推進協議会」等と連携し、経営戦略としての「ひめボス」の取組の具体化や組織の枠を越えた女性の人材育成等を一体的に展開し、ひめボスのブランディングに取り組むとともに、地域における課題解決を通じた女性人材の育成を通じて、女性活躍推進や地域活性化を図り、女性を応援する県No.1を目指す。	男女参画・ 県民協働課	<10,640> (5,320)	<10,044> (5,022)	<△ 596> (△ 298)	
男性の家事参画推進事業費 R2年度～R4年度	男性の家事等の実践を促すことにより、女性活躍の一層の推進につながるため、家事を楽しみ、積極的に取り組む男性(カジダン)の育成やネットワーク化を図るとともに、若者の視点からカジダンが活躍できる職場改革に取り組む。	男女参画・ 県民協働課	<2,968> (1,484)	<2,966> (1,483)	<△ 2> (△ 1)	

0

### ② 男性の意識と職場風土の改革

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

えひめ女性活躍推進強化事業費 H27年度～R5年度	男女共同参画社会づくり、特に「女性活躍」を推進するため、「えひめ女性活躍推進協議会」等と連携し、経営戦略としての「ひめボス」の取組の具体化や組織の枠を越えた女性の人材育成等を一体的に展開し、ひめボスのブランディングに取り組むとともに、地域における課題解決を通じた女性人材の育成を通じて、女性活躍推進や地域活性化を図り、女性を応援する県No.1を目指す。	男女参画・ 県民協働課	<10,640> (5,320)	<10,044> (5,022)	<△ 596> (△ 298)	
男性の家事参画推進事業費 R2年度～R4年度	男性の家事等の実践を促すことにより、女性活躍の一層の推進につながるため、家事を楽しみ、積極的に取り組む男性(カジダン)の育成やネットワーク化を図るとともに、若者の視点からカジダンが活躍できる職場改革に取り組む。	男女参画・ 県民協働課	<2,968> (1,484)	<2,966> (1,483)	<△ 2> (△ 1)	

0

### ③ 起業等の女性のチャレンジ支援

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

愛媛県勤労者福祉資金貸付金(勤労者福祉資金貸付事業費) H13年度～	勤労者のライフサイクルにおいては様々な場面で資金需要の発生が予想されるため、労働金庫に資金を預託し、協調融資をもって勤労者の生活安定、職業能力の向上等を通じて、福祉の向上に資する。	労政雇用課	<320,763>	<320,986>	<223>	
---------------------------------------	--	-------	-----------	-----------	-------	--

働き方改革・企業活力活性化支援事業費 R3年度～R5年度	仕事と家庭生活が両立しやすい労働環境の整備を進めるため、両立支援制度の整備等に取り組む中小企業の認証や、国や関係機関と連携して企業の働き方改革をワンストップで支援する拠点を開設するほか、最適な働き方を実現するモデル企業の創出により、県内企業へ働き方改革を波及させる。	労政雇用課	<8,194> (8,194)	<14,406> (14,406)	<6,212> (6,212)	事業内容の拡充による
愛媛グローバル・フロンティア事業費 H30年度～R4年度	地域経済の持続的な発展を目指し、経済活力の源泉ともいわれる創業の創出に繋げるため、県内外からチャレンジ精神にあふれ、意欲のある人材を積極的に呼び込み、地域経済の新たな担い手として創業を支援し、定着、成長を図る。	産業創出課	14,845 (6,282)	14,839 (6,355)	△ 6 (73)	
創業・経営基盤強化総合支援事業費 H11年度～	本県の開業率は、近年上昇傾向にあり、廃業率を上回っているものの、依然として全国平均を下回っている。県内産業の更なる自律的発展と雇用の維持・拡大を促進するため、創業・経営基盤強化支援体制を構築し、総合的な支援を行うことにより、創業や経営革新による新事業の創出を促進する。	産業創出課	45,489	45,424	△ 65	
中小企業人材確保支援強化事業費 H30年度～R5年度	中高生や県外学生に対して県内企業の情報を発信することにより、地元就職に向けた意識醸成を図るほか、マッチングの機会を創出するなど、中小企業の人材確保や定着に向けた取り組みを支援する。	産業人材課	18,398 (8,292)	27,676 (17,095)	9,278 (8,803)	若年者に向けた就職支援施策の情報発信を強化したため
プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業費 H27年度～R4年度	地域と企業の成長戦略の実現のため、プロフェッショナル人材のUターンが県内に拡大することを目的とする。そのために、県内中小企業に対し、新事業や新戦略の開拓などの「攻めの経営」や、「働き方改革」による経営改善への意欲を喚起し、その実践をサポートするプロフェッショナル人材の活用を促進する「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、企業の経営革新の実現を図る。	産業人材課	4,000 (2,000)	4,000 (2,000)	0 (0)	
中小企業振興資金貸付金(新事業創出支援資金) H13年度～	中小企業の創業に要する事業資金の融資制度 ・【融資対象者】 創業を行う個人、創業後5年未満の個人及び会社、分社化を行う会社及び設立後5年未満の新設会社 ・【資金用途】 運転資金・設備資金 ・【融資限度額】3,500万円(自己資金の範囲内等制限あり) ・【融資利率】年1.50%、特例:年1.30%(信用保証協会の保証必須) ・【保証料率】0.8%(割引有) ・【融資期間】運転資金7年以内(うち据置1年以内)、設備資金10年以内(うち据置1年以内) ・【申込先】商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、愛媛中小企業指導センター、取扱金融機関、信用保証協会	経営支援課	1,420,000	1,430,000	10,000	融資残高の増加
新事業創出金融支援事業費 H29年度～	県内における創業の促進や事業承継を支援するため、創業者及び事業承継者が中小企業振興資金のうち「新事業創出支援基金」を借り入れる際の保証料を補助し、事業の立ち上げや事業承継を金融面から積極的に支援する。	経営支援課	44,925 (15,600)	44,713 (0)	△ 212 (△ 15,600)	
農山漁村男女共同参画強化事業費 H13年度～R4年度	農林水産業における男女共同参画社会の形成を目指し、方針決定過程への女性の積極的参画、起業活動支援等による経営参画の促進、家族経営協定締結等による女性が働きやすい環境づくりを推進する。	農産園芸課	<1,615> (0)	<1,615> (0)	<0> (0)	

1,566,652

#### ④ 情報の収集、提供及び啓発活動

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画センター管理委託費 S62年度～	「県男女共同参画センター」は、女性の社会参加促進、能力開発、各種相談等の事業を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者への支援等を行っているが、その円滑な管理運営のため、指定管理者に支払う経費である。	男女参画・県民協働課	<71,648>	<65,564>	<△ 6,084>	センターに設置していた、低濃度PCB廃棄物を含む変圧器の交換及び処分が完了したため。
			0	0		

(3) 農林水産業における男女共同参画の促進

① 方針決定過程等への女性参画の推進

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画会議 等運営事業費 H14年度～	男女共同参画推進条例を適正に運営するため、男女共同参画会議及び苦情処理機関を運営するほか、市町男女共同参画担当課長会議を開催する。	男女参画・ 県民協働課	<962>	<962>	<0>	
男女共同参画社会 づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画社会づくりを強力に推進するため、県民総ぐるみ運動展開のシンボルとして県民大会を開催するとともに、地域における男女共同参画推進を支援するための行政・地域リーダー等のミーティングの実施、市町が実施する男女共同参画に係る学習会等への支援を行う。 加えて、アンコンシャスバイアスの解消をはじめとするジェンダー平等に焦点を当てた緊急的、先進的な課題解決の取組として、SDGsゴール5に掲げる「ジェンダー平等」に係る啓発を推進する。	男女参画・ 県民協働課	<3,619> (851)	<3,664> (1,638)	<45> (787)	
農山漁村男女共同 参画強化事業費 H13年度～R4年度	農林水産業における男女共同参画社会の形成を目指し、方針決定過程への女性の積極的参画、起業活動支援等による経営参画の促進、家族経営協定締結等による女性が働きやすい環境づくりを推進する。	農産園芸課	<1,615> (0)	<1,615> (0)	<0> (0)	

0

② 女性が活躍できる環境づくりと意識改革

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
一次産業女子就業 促進事業費 R元年度～R4年度	一次産業の担い手となる女性の就業を促進するため、一次産業女子ネットワーク組織と連携した一次産業の魅力発信や収益性PRを行うことで、より多くの女性の就業と定着を図るとともに、ネットワークの自主的な活動を支援し、一次産業女子の活動活性化を図る。	農地・担い 手対策室	5,355 (2,324)	7,808 (5,808)	2,453 (3,484)	女性が働きやすい環境を整備や女性リーダーの育成を推し進める。
農山漁村男女共同 参画強化事業費 H13年度～R4年度	農林水産業における男女共同参画社会の形成を目指し、方針決定過程への女性の積極的参画、起業活動支援等による経営参画の促進、家族経営協定締結等による女性が働きやすい環境づくりを推進する。	農産園芸課	<1,615> (0)	<1,615> (0)	<0> (0)	
林業女子活動促進 事業費 R2年度～R4年度	林業女子のネットワーク化を図り、共感できる仲間との交流活動を促進するとともに、核となる女性人材を育成し、女性が活躍できる環境づくりや林業女子とその支援者等の組織化等を行うことで、林業・木材産業で活躍する女性の増加を図る。	林業政策課	938 (401)	857 (421)	△ 81 (20)	活動経費の見直し
漁村女性地域活性化 支援事業費 H30年度～R5年度	漁村女性グループが行う水産物の加工・販売や地域活動等を総合的に支援・指導し、魅力ある組織づくり・漁家経営の安定化や漁村地域の活性化を図る。	漁政課	2,158 (878)	2,158 (878)	0 (0)	

10,823

## ○推進体制

### 1 男女共同参画推進条例の適切な施行

#### 男女共同参画推進本部の下に女性活躍推進部を設置

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年 度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画会議 等運営事業費 H14年度～	男女共同参画推進条例を適正に運営するため、男女共同参画会議及び苦情処理機関を運営するほか、市町男女共同参画担当課長会議を開催する。	男女参画・ 県民協働課	<962>	<962>	<0>	

962

### 2 市町、関係機関、民間団体との連携強化

#### えひめ女性活躍推進協議会や愛媛労働局、大学等との連携

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年 度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画社会 づくり推進事業費 H14年度～	男女共同参画社会づくりを強力に推進するため、県民総ぐるみ運動展開のシンボルとして県民大会を開催するとともに、地域における男女共同参画推進を支援するための行政・地域リーダー等のミーティングの実施、市町が実施する男女共同参画に係る学習会等への支援を行う。 加えて、アンコンシャスバイアスの解消をはじめとするジェンダー平等に焦点を当てた緊急的、先進的な課題解決の取組として、SDGsゴール5に掲げる「ジェンダー平等」に係る啓発を推進する。	男女参画・ 県民協働課	<3,619>  (851)	<3,664>  (1,638)	<45>  (787)	
えひめ女性活躍推 進強化事業費 H27年度～R5年度	男女共同参画社会づくり、特に「女性活躍」を推進するため、「えひめ女性活躍推進協議会」等と連携し、経営戦略としての「ひめボス」の取組の具体化や組織の枠を越えた女性の人材育成等を一体的に展開し、ひめボスのブランディングに取り組むとともに、地域における課題解決を通じた女性人材の育成を通じて、女性活躍推進や地域活性化を図り、女性を応援する県No.1を目指す。	男女参画・ 県民協働課	<10,640>  (5,320)	<10,044>  (5,022)	<△ 596>  (△ 298)	
男性の家事参画推 進事業費 R2年度～R4年度	男性の家事等の実践を促すことにより、女性活躍の一層の推進につなげるため、家事を楽しみ、積極的に取り組む男性(カジダン)の育成やネットワーク化を図るとともに、若者の視点からカジダンが活躍できる職場改革に取り組む。	男女参画・ 県民協働課	<2,968>  (1,484)	<2,966>  (1,483)	<△ 2>  (△ 1)	

16,674

### 3 拠点施設の充実、機能強化

#### 地域の女性人材育成、防災力の推進拠点としての機能強化

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年 度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画セン ター管理委託費 S62年度～	「県男女共同参画センター」は、女性の社会参加促進、能力開発、各種相談等の事業を通じて男女共同参画の推進を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターとして、DV被害者への支援等を行っているが、その円滑な管理運営のため、指定管理者に支払う経費である。	男女参画・ 県民協働課	<71,648>	<65,564>	<△ 6,084>	センターに設置していた、低濃度PCB廃棄物を含む変圧器の交換及び処分が完了したため。

65,564

### 4 計画の進行管理、公表

#### EBPMに基づくPDCAサイクルによる女性活躍の着実な推進

( )は再掲の事業、( )は国支出金

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	担当課	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年 度	増減の理由 (1,000千円以上の増減のみ)
男女共同参画会議 等運営事業費 H14年度～	男女共同参画推進条例を適正に運営するため、男女共同参画会議及び苦情処理機関を運営するほか、市町男女共同参画担当課長会議を開催する。	男女参画・ 県民協働課	<962>	<962>	<0>	

962

令和4年度 公益財団法人えひめ女性財団における男女共同参画関連施策一覧

単位:千円

事業名 実施期間	事業の概要	令和3年度 予算額 (国支出金)	令和4年度 予算額 (国支出金)	増減額 R4年度-R3年度	愛媛県男女共同参画計画における位置づけ等
1 えひめ女性財団情報発信事業 H3年度～	男女共同参画社会づくりを図るとともに、財団事業への県民の理解と関心を深めるため、「えひめ女性財団だより(かがやき)」の発行や、ホームページ及びTwitterによる各種情報の発信を行う。また、県内の各種女性団体の情報を収集し、財団独自のネットワークの形成を図る。	685	685	0	2 男女共同参画の視点に立った意識の改革 (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践 ① 多様な媒体を活用した広報啓発活動の推進 5 雇用等における男女共同参画の推進 (2) 職業生活における女性の活躍推進 ④ 情報の収集、提供及び啓発活動
2 男女共同参画社会づくり推進県民大会開催事業 H14年度～	男女共同参画社会の実現を図るため、県民意識の高揚や自発的な活動を促進する県民総ぐるみの運動の一環として、愛媛県等と共催で男女共同参画社会づくり推進県民大会を開催する。	175	175	0	2 男女共同参画の視点に立った意識の改革 (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践 ① 多様な媒体を活用した広報啓発活動の推進 4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備 (1) 男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり ① 働き方改革(多様で柔軟な働き方等)によるワーク・ライフ・バランス等の実現 ② 男性の家事・育児・介護等の参画推進 ③ 男女が共に参画する地域づくり 【推進体制】 2 市町、関係機関、民間団体との連携強化
3 えひめ男女共同参画フェスティバル開催事業 H3年度～	女性団体、グループと一体となったフェスティバルを開催することにより、男女共同参画社会に対する県民意識の高揚と気運の醸成を図る。	1,791	1,791	0	2 男女共同参画の視点に立った意識の改革 (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践 ② 男女共同参画に関する学習機会の提供 (2) 男女共同参画の視点に立った学びの推進 ② 家庭・地域における男女平等意識の啓発 3 意思決定の場への女性の参画拡大 (2) 女性の能力開発(エンパワーメント)等の支援 ① 女性の学習活動等の支援 ② 交流・ネットワーク化への支援 4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備 (1) 男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり ① 働き方改革(多様で柔軟な働き方等)によるワーク・ライフ・バランス等の実現
4 男女共同参画社会づくり推進イベント企画募集事業 H4年度～	男女共同参画をテーマに企画イベントを募集し、優秀企画は財団が実施する「えひめ男女共同参画フェスティバル」の企画イベントとして開催し、提案者自らが運営することにより、参画意識の向上や人材育成・ネットワークづくり等を行う。	510	510	0	2 男女共同参画の視点に立った意識の改革 (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践 ② 男女共同参画に関する学習機会の提供 3 意思決定の場への女性の参画拡大 (2) 女性の能力開発(エンパワーメント)等の支援 ② 交流・ネットワーク化への支援
5 男性のための共同参画セミナー開催事業 H15年度～	男女共同参画社会を実現するための男性を対象としたセミナーを市町と共催し、男女共同参画に対する男性の意識改革や男女共同参画による家庭・地域づくりへの意識の醸成を図る。	359	377	18	2 男女共同参画の視点に立った意識の改革 (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践 ② 男女共同参画に関する学習機会の提供 (2) 男女共同参画の視点に立った学びの推進 ② 家庭・地域における男女平等意識の啓発 5 雇用等における男女共同参画の推進 (2) 職業生活における女性の活躍推進 ② 男性の意識と職場風土の改革
6 えひめ女性財団出前講座開催事業 H18年度～	男女共同参画社会づくりに関する講演会・勉強会等に講師を派遣し、財団が実施する各種事業への理解促進を図る。	235	235	0	2 男女共同参画の視点に立った意識の改革 (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践 ② 男女共同参画に関する学習機会の提供 (2) 男女共同参画の視点に立った学びの推進 ② 家庭・地域における男女平等意識の啓発 3 意思決定の場への女性の参画拡大 (2) 女性の能力開発(エンパワーメント)等の支援 ① 女性の学習活動等の支援 ② 交流・ネットワーク化への支援
7 男女共同参画こらぼねっとわく開催事業 H22年度～	男女共同参画の理念を集中的に学習するため、他の関連機関や団体等と共催し、連携・協働(コラボレーション)することにより、地域に根差した男女共同参画の視点や必要性を学び、参画をより現実的なものにしていくことを目的に実施する。	537	537	0	2 男女共同参画の視点に立った意識の改革 (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と実践 ② 男女共同参画に関する学習機会の提供 3 意思決定の場への女性の参画拡大 (2) 女性の能力開発(エンパワーメント)等の支援 ② 交流・ネットワーク化への支援 (3) 防災・復興への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進 ③ 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進
8 えひめ女性財団調査研究助成事業 H3年度～	県下各地の地域・生活課題等、男女共同参画に関する諸問題の総合的な調査研究を公募し、選定された調査研究に対し助成を行うことにより、男女共同参画に関する意識啓発及び交流促進を図る。	898	898	0	3 意思決定の場への女性の参画拡大 (2) 女性の能力開発(エンパワーメント)等の支援 ① 女性の学習活動等の支援 (3) 防災・復興への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進 ③ 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進

5,190	5,208
-------	-------

#### 4. 市町における男女共同参画行政の状況

## 令和4年度市町男女共同参画担当課一覽

市 町 名	担 当 課 係 名	郵便番号	所 在 地	電話番号 (内線)
松 山 市	市民部 市民生活課 男女共同参画・安全安心・防犯係	790-8571	松山市二番町四丁目7番地2	089-948-6449
今 治 市	市民環境部 市民環境政策局 市民参画課 人権啓発室 共生社会推進係	794-8511	今治市別宮町一丁目4番地1	0898-36-1521
宇 和 島 市	総務企画部 企画課 企画係	798-8601	宇和島市曙町1番地	0895-24-1111 (内線2501)
八 幡 浜 市	総務企画部 政策推進課 総合政策係	796-8501	八幡浜市北浜一丁目1番1号	0894-22-3111 (内線1339)
新 居 浜 市	市民環境部 男女参画・市民相談課 男女共同参画係	792-8585	新居浜市一宮町一丁目5番1号	0897-65-1233 (内線2283)
西 条 市	総務部 総務課 男女共同参画係	793-8601	西条市明屋敷164番地	0897-56-5151 (内線2525)
大 洲 市	総合企画部 企画情報課 男女共同参画係	795-8601	大洲市大洲690番地の1	0893-24-2111 (内線524)
伊 予 市	総務部 総務課 男女共同参画担当	799-3193	伊予市米湊820番地	089-909-6383 (内線81-1336)
四 国 中 央 市	政策部 地域振興課 男女共同参画係	799-0497	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	0896-28-6014 (内線1351)
西 予 市	生活福祉部 人権啓発課	797-8501	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	0894-62-6492 (内線1212)
東 温 市	総務部 総務課 広報広聴・男女共同参画係	791-0292	東温市見奈良530番地1	089-964-4400 (内線327)
上 島 町	住民課 戸籍住民係	794-2592	越智郡上島町弓削下弓削210番地	0897-77-2503 (内線121)
久 万 高 原 町	総務課 コミュニティ推進係	791-1201	上浮穴郡久万高原町久万212番地	0892-21-1111 (内線102)
松 前 町	総務課 企画政策係	791-3192	伊予郡松前町大字筒井631番地	089-985-4103 (内線2332)
砥 部 町	企画政策課 企画政策係	791-2195	伊予郡砥部町宮内1392番地	089-962-7250 (内線252)
内 子 町	総務課 文書・情報係	795-0392	喜多郡内子町平岡甲168番地	0893-44-2111 (内線322)
伊 方 町	総務課 総務管理係	796-0301	西宇和郡伊方町湊浦1993番地1	0894-38-0211 (内線203)
松 野 町	ふるさと創生課	798-2192	北宇和郡松野町大字松丸343番地	0895-42-1116 (内線332)
鬼 北 町	企画振興課 地域活力創出係	798-1395	北宇和郡鬼北町大字近永800番地1	0895-45-1115 (内線2215)
愛 南 町	企画財政課 企画調整係	798-4196	南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	0895-72-7317 (内線2204)

## 市町における条例の制定状況及び計画の策定状況

(令和4年4月1日現在)

市 町 名	条例制定状況		計画策定状況	
	条例の名称	施行年月日	計画の名称	計画期間
松 山 市	松山市男女共同参画推進条例	H15.9.1	松山市男女共同参画基本計画	H29～R4
今 治 市	今治市男女共同参画推進条例	H18.6.30	今治市男女共同参画計画 ～いきいきひとプラン～	R2～R12
宇和島市	宇和島市男女共同参画推進条例	H18.10.4	第3次宇和島市男女共同参画基本計画	H30～R9
八幡浜市			第2次八幡浜市男女共同参画計画	H29～R8
新居浜市	新居浜市男女共同参画推進条例	H15.10.1	第3次新居浜市男女共同参画計画	R3～R13
西 条 市			第2次西条市男女共同参画計画 ～わたしを活かす・地域をいかす～	H28～R7
大 洲 市	大洲市男女共同参画推進条例	H17.1.11	第2次大洲市男女共同参画推進計画	H28～R7
伊 予 市			第2次伊予市男女共同参画基本計画	H29～R8
四国中央市			第2次四国中央市男女共同参画計画	H27～R6
西 予 市			第2次西予市男女共同参画基本計画	H30～R9
東 温 市			第2次東温市男女共同参画計画	H28～R7
上 島 町			第2次上島町男女共同参画推進計画	R3～R13
久万高原町			第2次久万高原町男女共同参画推進計画	R3～R13
松 前 町			第2次男女共同参画計画・まさき	H26～R5
砥 部 町			第2次砥部町男女共同参画計画	R3～R13
内 子 町			第3次内子町男女共同参画基本計画	R2～R11
伊 方 町			第2次伊方町男女共同参画基本計画	R2～R11
松 野 町			第2次森の国まつの男女共同参画基本計画	R元～R5
鬼 北 町	鬼北町男女共同参画推進条例	H19.3.20	第3次鬼北町男女共同参画基本計画	R元～R4
愛 南 町			第3次愛南町男女共同参画推進計画	R3～R9
計	6市町		20市町	

## 市町の委員会等における女性の登用状況

(令和4年4月1日現在)

市町名		地方自治法第180条の5 により設置			地方自治法第202条の3 により設置			左記以外の委員会等			合計		
		委員 総 数 (人)	女 性 委 員 数 (人)	女 性 比 率 (%)	委員 総 数 (人)	女 性 委 員 数 (人)	女 性 比 率 (%)	委員 総 数 (人)	女 性 委 員 数 (人)	女 性 比 率 (%)	委員 総 数 (人)	女 性 委 員 数 (人)	女 性 比 率 (%)
市  部	松山市	78	9	11.5	1,308	603	46.1	-	-	-	1,386	612	44.2
	今治市	42	4	9.5	980	324	33.1	-	-	-	1,022	328	32.1
	宇和島市	41	5	12.2	823	214	26.0	1,026	255	24.9	1,890	474	25.1
	八幡浜市	35	4	11.4	432	106	24.5	651	212	32.6	1,118	322	28.8
	新居浜市	36	6	16.7	986	280	28.4	1,174	401	34.2	2,196	687	31.3
	西条市	42	6	14.3	521	121	23.2	234	70	29.9	797	197	24.7
	大洲市	37	5	13.5	788	203	25.8	405	70	17.3	1,230	278	22.6
	伊予市	35	6	17.1	475	108	22.7	1,001	250	25.0	1,511	364	24.1
	四国中央市	41	4	9.8	686	164	23.9	245	105	42.9	972	273	28.1
	西予市	57	4	7.0	860	277	32.2	202	53	26.2	1,119	334	29.8
	東温市	35	5	14.3	204	60	29.4	430	162	37.7	669	227	33.9
越智郡	上島町	22	4	18.2	207	43	20.8	-	-	-	229	47	20.5
上浮穴郡	久万高原町	28	3	10.7	199	54	27.1	206	61	29.6	433	118	27.3
伊予郡	松前町	28	5	17.9	420	122	29.0	17	1	5.9	465	128	27.5
	砥部町	31	4	12.9	292	74	25.3	39	13	33.3	362	91	25.1
喜多郡	内子町	30	5	16.7	728	198	27.2	20	6	30.0	778	209	26.9
西宇和郡	伊方町	27	4	14.8	262	67	25.6	96	18	18.8	385	89	23.1
北宇和郡	松野町	26	7	26.9	192	24	12.5	211	30	14.2	429	61	14.2
	鬼北町	27	3	11.1	262	66	25.2	-	-	-	289	69	23.9
南宇和郡	愛南町	27	6	22.2	457	136	29.8	265	72	27.2	749	214	28.6
市計		479	58	12.1	8,063	2,460	30.5	5,368	1,578	29.4	13,910	4,096	29.4
町計		246	41	16.7	3,019	784	26.0	854	201	23.5	4,119	1,026	24.9
県計		725	99	13.7	11,082	3,244	29.3	6,222	1,779	28.6	18,029	5,122	28.4

## 市町における女性職員の登用状況

(令和4年4月1日現在)

市町名	管理職(課長級以上)の在職状況						職務上の地位別職員在職状況													
	管理職総数	うち		うち一般行政職			課長補佐相当職	うち		うち一般行政職			係長相当職	うち		うち一般行政職				
		女性管理職数	女性比率(%)	管理職総数	うち女性管理職数	女性比率(%)		課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数		女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)
松山市	230	24	10.4	169	12	7.1	248	29	11.7	163	9	5.5	886	192	21.7	516	97	18.8		
今治市	101	1	1.0	86	1	1.2	275	40	14.5	202	20	9.9	291	82	28.2	176	44	25.0		
宇和島市	104	11	10.6	42	3	7.1	122	44	36.1	60	5	8.3	178	88	49.4	73	17	23.3		
八幡浜市	37	5	13.5	25	3	12.0	105	33	31.4	65	11	16.9	124	49	39.5	68	13	19.1		
新居浜市	92	9	9.8	70	7	10.0	181	53	29.3	111	34	30.6	140	47	33.6	90	40	44.4		
西条市	95	6	6.3	78	4	5.1	57	10	17.5	42	4	9.5	294	97	33.0	196	56	28.6		
大洲市	65	2	3.1	41	0	0.0	70	8	11.4	59	4	6.8	225	114	50.7	114	32	28.1		
伊予市	29	4	13.8	26	3	11.5	54	24	44.4	37	11	29.7	95	43	45.3	55	13	23.6		
四国中央市	68	7	10.3	52	6	11.5	197	55	27.9	125	27	21.6	252	117	46.4	142	59	41.5		
西予市	75	10	13.3	51	4	7.8	108	24	22.2	70	6	8.6	299	150	50.2	118	28	23.7		
東温市	32	5	15.6	23	2	8.7	48	14	29.2	29	5	17.2	52	19	36.5	28	4	14.3		
上島町	22	1	4.5	16	0	0.0	29	11	37.9	19	7	36.8	49	16	32.7	18	4	22.2		
久万高原町	24	1	4.2	13	0	0.0	52	18	34.6	34	8	23.5	72	43	59.7	44	28	63.6		
松前町	21	2	9.5	19	2	10.5	33	15	45.5	26	9	34.6	37	16	43.2	25	9	36.0		
砥部町	16	1	6.3	13	0	0.0	29	9	31.0	19	1	5.3	51	20	39.2	35	12	34.3		
内子町	27	5	18.5	26	4	15.4	46	15	32.6	39	8	20.5	65	17	26.2	59	11	18.6		
伊方町	17	0	0.0	15	0	0.0	38	8	21.1	30	2	6.7	21	5	23.8	20	5	25.0		
松野町	12	1	8.3	10	1	10.0	14	4	28.6	12	2	16.7	21	13	61.9	15	7	46.7		
鬼北町	16	1	6.3	15	1	6.7	26	9	34.6	26	9	34.6	33	16	48.5	31	14	45.2		
愛南町	43	8	18.6	34	7	20.6	152	61	40.1	99	27	27.3	58	29	50.0	16	5	31.3		
計	1,126	104	9.2	824	60	7.3	1,884	484	25.7	1,267	209	16.5	3,243	1,173	36.2	1,839	498	27.1		

## 市町の各分野における女性の登用状況

(令和4年4月1日現在)

市町名		議 会			農 業 委 員			自 治 会 長			P T A 会 長					
											小 学 校			中 学 校		
		議員数 (人)	うち 女性 (人)	女 性 比 率 (%)	委員数 (人)	うち 女性 (人)	女 性 比 率 (%)	人 数 (人)	うち 女性 (人)	女 性 比 率 (%)	人 数 (人)	うち 女性 (人)	女 性 比 率 (%)	人 数 (人)	うち 女性 (人)	女 性 比 率 (%)
市 部	松山市	42	7	16.7	47	1	2.1	991	106	10.7	54	7	13.0	29	1	3.4
	今治市	29	3	10.3	23	0	0.0	27	0	0.0	26	2	7.7	14	1	7.1
	宇和島市	24	4	16.7	24	2	8.3	503	24	4.8	28	2	7.1	6	0	0.0
	八幡浜市	16	4	25.0	19	2	10.5	94	1	1.1	12	0	0.0	4	0	0.0
	新居浜市	26	5	19.2	19	1	5.3	301	21	7.0	15	2	13.3	11	4	36.4
	西条市	28	5	17.9	24	2	8.3	523	28	5.4	25	2	8.0	10	2	20.0
	大洲市	21	2	9.5	19	3	15.8	33	1	3.0	11	0	0.0	8	0	0.0
	伊予市	17	1	5.9	43	2	4.7	50	0	0.0	9	1	11.1	4	1	25.0
	四国中央市	22	1	4.5	19	1	5.3	-	-	-	18	1	5.6	7	1	14.3
	西予市	18	2	11.1	38	2	5.3	325	13	4.0	12	2	16.7	5	0	0.0
	東温市	16	2	12.5	19	1	5.3	35	2	5.7	7	2	28.6	2	1	50.0
越智郡	上島町	14	1	7.1	8	1	12.5	6	0	0.0	3	1	33.3	2	0	0.0
上浮穴郡	久万高原町	13	2	15.4	14	0	0.0	207	13	6.3	9	0	0.0	2	0	0.0
伊予郡	松前町	12	2	16.7	14	2	14.3	23	0	0.0	3	0	0.0	3	1	33.3
	砥部町	16	2	12.5	17	2	11.8	58	2	3.4	4	0	0.0	1	0	0.0
喜多郡	内子町	15	1	6.7	17	3	17.6	41	2	4.9	7	1	14.3	4	0	0.0
西宇和郡	伊方町	13	0	0.0	13	2	15.4	53	0	0.0	5	0	0.0	3	0	0.0
北宇和郡	松野町	7	2	28.6	13	2	15.4	10	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0
	鬼北町	12	1	8.3	14	1	7.1	6	0	0.0	6	1	16.7	2	0	0.0
南宇和郡	愛南町	14	2	14.3	35	4	11.4	58	1	1.7	11	2	18.2	4	0	0.0
市 計		259	36	13.9	294	17	5.8	2,882	196	6.8	217	21	9.7	100	11	11.0
町 計		116	13	11.2	145	17	11.7	462	18	3.9	50	5	10.0	22	1	4.5
県 計		375	49	13.1	439	34	7.7	3,344	214	6.4	267	26	9.7	122	12	9.8

## 市 町 別 帳 票 (令和4年4月1日現在)

<b>1</b>	<b>松 山 市</b>	担当窓口	市民部 市民生活課 男女共同参画・安全安心・防犯係			専管課等設置根拠規定	無			
	平成17年1月1日合併 (松山市、北条市、中島町)	連絡先	所在地	790-8571 松山市二番町四丁目7番地2						
			電話番号/FAX番号	089-948-6449 / 089-934-3157						
			E-mailアドレス	danjokyoudou@city.matsuyama.lg.jp						
ホームページアドレス	https://www.city.matsuyama.ehime.jp/index.html									
庁内連絡会議	松山市男女共同参画行政推進会議(H14.4.16要綱設置)			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計	
諮問機関・懇談会等	松山市男女共同参画会議(H12.4.28条例設置)			専任	0	0	0	0	0	
民間団体との連携	-			兼任	1	1	1	1	4	
行動計画	第3次松山市男女共同参画基本計画(H29年度～R4年度)									
総合計画への位置付け	第6次松山市総合計画(H25年度～R6年度)【独立項目:有】			男女共同参画に関する宣言			-			
意識・実態調査	男女共同参画に関する市民意識調査(R4.2)			男女共同参画に関する条例制定状況			H15.7.4公布、H15.9.1施行			
相談事業の実施	【機関名】	松山市男女共同参画推進センター		【相談内容】	女性相談 男性相談		【電話番号】	089-943-5770 089-943-5777		
情報誌等の発行	情報誌「コムズ」(年1回発行)									
総合的な施設	松山市男女共同参画推進センター(コムズ)						【電話番号】	089-943-5776		
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和4年度までに40%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			78	9	11.5%	6	5	83.3%	
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			1,308	603	46.1%	49	49	100.0%	
	上記以外の審議会等			-	-	-	-	-	-	
	合 計			1,386	612	44.2%	55	54	98.2%	
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受 験 者			
	市町議会議員			42	7	16.7%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
	農業委員			47	1	2.1%	764 307 40.2%			
	自治会			会長 991	106	10.7%	合 格 者			
	PTA			役員 -	-	-	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
小学校			会長 54	7	13.0%	109 65 59.6%				
中学校			役員 667	494	74.1%	採 用 者				
PTA			会長 29	1	3.4%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
中学校			役員 366	267	73.0%	95 57 60.0%				
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			230	24	10.4%	関連予算計上状況			
	役付職員(係長以上)			1,364	245	18.0%	2事業(98,157千円)			
	一般職員			2,030	837	41.2%	関連行事の実施			
	合 計			3,394	1,082	31.9%	ひめボス宣言又はイクボス宣言の有無			
						0行事				
						宣言年月日				
						対象				

<b>2</b>	<b>今 治 市</b>	担当窓口	市民環境部 市民環境政策局 市民参画課 人権啓発室 共生社会推進係			専管課等設置根拠規定	無			
	平成17年1月16日合併 (今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、 菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、 大三島町、関前村)	連絡先	所在地	794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1						
			電話番号/FAX番号	0898-36-1521 / 0898-32-5211						
			E-mailアドレス	siminsankaku@imabari-city.jp						
ホームページアドレス	https://www.city.imabari.ehime.jp									
庁内連絡会議	今治市男女共同参画推進会議(H17.1.16要綱設置)			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計	
諮問機関・懇談会等	今治市男女共同参画審議会(H18.9.1条例設置)			専任	0	0	0	0	0	
民間団体との連携	-			兼任	1	2	1	1	5	
行動計画	今治市男女共同参画計画-いきいきひとプラン-(R2年度～R12年度)									
総合計画への位置付け	第2次今治市総合計画(H28年度～R7年度)【独立項目:有】			男女共同参画に関する宣言			-			
意識・実態調査	今治市男女共同参画に関する市民意識調査、 今治市男女共同参画に関する事業所実態調査(H31.2)			男女共同参画に関する条例制定状況			H18.6.30公布、H18.6.30施行			
相談事業の実施	【機関名】	今治市子ども未来部子ども未来政策局 ネウボラ政策課子ども家庭支援室		【相談内容】	婦人相談		【電話番号】	0898-36-1553		
情報誌等の発行	-									
総合的な施設	-						【電話番号】	-		
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和11年度までに40%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			42	4	9.5%	6	3	50.0%	
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			980	324	33.1%	52	51	98.1%	
	上記以外の審議会等			-	-	-	-	-	-	
	合 計			1,022	328	32.1%	58	54	93.1%	
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受 験 者			
	市町議会議員			29	3	10.3%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
	農業委員			23	0	0.0%	241 103 42.7%			
	自治会			会長 27	0	0.0%	合 格 者			
	PTA			役員 81	5	6.2%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
小学校			会長 26	2	7.7%	66 38 57.6%				
中学校			役員 879	623	70.9%	採 用 者				
PTA			会長 14	1	7.1%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
中学校			役員 261	171	65.5%	58 32 55.2%				
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			101	1	1.0%	関連予算計上状況			
	役付職員(係長以上)			667	123	18.4%	2事業(3,469千円)			
	一般職員			672	245	36.5%	関連行事の実施			
	合 計			1,339	368	27.5%	ひめボス宣言又はイクボス宣言の有無			
						1行事				
						宣言年月日				
						対象				
						課長級以上の職員				

3	宇和島市	担当窓口	総務企画部 企画課 企画係			専管課等設置根拠規定	無			
		連絡先	所在地	798-8601 宇和島市曙町1番地		電話番号/FAX番号	0895-24-1111(内線2501) / 0895-20-1905			
平成17年8月1日合併 (宇和島市、吉田町、三間町、津島町)			E-mail アドレス	kikaku1@city.uwajima.lg.jp						
			ホームページアドレス	https://www.city.uwajima.ehime.jp						
庁内連絡会議	宇和島市男女共同参画推進本部(H18.2.6要綱設置)			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計	
諮問機関・懇談会等	宇和島市男女共同参画審議会(H18.10.4条例設置)			専任	0	0	0	0	0	
民間団体との連携	宇和島市女性団体連絡協議会(11団体)			兼任	1	1	1	1	4	
行動計画	第3次宇和島市男女共同参画基本計画(H30年度～R9年度)									
総合計画への位置付け	第2次宇和島市総合計画(H30年度～R9年度)【独立項目:有】			男女共同参画に関する宣言		-				
意識・実態調査	宇和島市男女共同参画社会に関する市民アンケート(H29.7～8)			男女共同参画に関する条例制定状況		H18.10.4公布、H18.10.4施行				
相談事業の実施	【機関名】	宇和島市婦人相談員		【相談内容】	婦人相談、家庭相談、母子自立支援		【電話番号】	0895-24-1111		
情報誌等の発行	-									
総合的な施設	-			【電話番号】			-			
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和9年度までに35%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			41	5	12.2%	6	3	50.0%	
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			823	214	26.0%	45	38	84.4%	
	上記以外の審議会等			1,026	255	24.9%	64	51	79.7%	
	合計			1,890	474	25.1%	115	92	80.0%	
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受 験 者			
	市町議会議員			24	4	16.7%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
	農業委員			24	2	8.3%	141 77 54.6%			
	自治会			会長	503	24	4.8%	合 格 者		
	PTA			役員	-	-	-	総数(人) 女性数(人) 女性比率		
小学校			会長	28	2	7.1%	71 54 76.1%			
中学校			役員	65	31	47.7%	採用者			
PTA			会長	6	0	0.0%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
中学校			役員	24	11	45.8%	63 48 76.2%			
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			104	11	10.6%	関連予算計上状況			
	役付職員(係長以上)			404	143	35.4%	1事業(419千円)			
	一般職員			1,011	597	59.1%	関連行事の実施			
	合計			1,415	740	52.3%	1行事			
			ひめボス宣言又はイクボス宣言の有無			-				
			宣言年月日	-		対象		-		

4	八幡浜市	担当窓口	総務企画部 政策推進課 総合政策係			専管課等設置根拠規定	無			
		連絡先	所在地	796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号		電話番号/FAX番号	0894-22-3111(内線1339) / 0894-21-0409			
平成17年3月28日合併 (八幡浜市、保内町)			E-mail アドレス	seisaku@city.yawatahama.lg.jp						
			ホームページアドレス	http://www.city.yawatahama.ehime.jp						
庁内連絡会議	八幡浜市男女共同参画庁内推進会議(H28.9.28要綱設置)			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計	
諮問機関・懇談会等	八幡浜市男女共同参画計画検討委員会(H28.11.28要綱設置)			専任	0	0	0	0	0	
民間団体との連携	八幡浜市女性団体連絡協議会(13団体)			兼任	1	1	1	1	4	
行動計画	第2次八幡浜市男女共同参画計画(H29年度～R8年度)									
総合計画への位置付け	第2次八幡浜市総合計画(H28年度～R7年度)【独立項目:無】			男女共同参画に関する宣言		-				
意識・実態調査	新男女共同参画計画策定のための市民アンケート(H28.10) 新男女共同参画計画策定のための事業所アンケート(H28.11)			男女共同参画に関する条例制定状況		-				
相談事業の実施	【機関名】	八幡浜市子育て支援課 (婦人相談員・母子自立支援員)		【相談内容】	婦人相談、ひとり親相談、家庭児童相談		【電話番号】	0894-22-3111		
情報誌等の発行	-									
総合的な施設	-			【電話番号】			-			
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 -			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			35	4	11.4%	6	3	50.0%	
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			432	106	24.5%	33	30	90.9%	
	上記以外の審議会等			651	212	32.6%	36	30	83.3%	
	合計			1,118	322	28.8%	75	63	84.0%	
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受 験 者			
	市町議会議員			16	4	25.0%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
	農業委員			19	2	10.5%	68 29 42.6%			
	自治会			会長	94	1	1.1%	合 格 者		
	PTA			役員	-	-	-	総数(人) 女性数(人) 女性比率		
小学校			会長	12	0	0.0%	36 21 58.3%			
中学校			役員	31	18	58.1%	採用者			
PTA			会長	4	0	0.0%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
中学校			役員	14	9	64.3%	31 19 61.3%			
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			37	4	10.8%	関連予算計上状況			
	役付職員(係長以上)			266	86	32.3%	1事業(943千円)			
	一般職員			304	197	64.8%	関連行事の実施			
	合計			570	283	49.6%	1行事			
			ひめボス宣言又はイクボス宣言の有無			-				
			宣言年月日	-		対象		-		

5	新居浜市	担当窓口	市民環境部 男女参画・市民相談課 男女共同参画係			専管課等設置根拠規定	無				
		連絡先	所在地	792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号			電話番号/FAX番号	0897-65-1233(内線2283) / 0897-65-1561			
平成15年4月1日合併 (新居浜市、別子山村)		連絡先	E-mail アドレス	danjo@city.niihama.lg.jp			ホームページアドレス	https://www.city.niihama.lg.jp			
庁内連絡会議	新居浜市男女共同参画施策推進連絡協議会(H16.4.1要綱設置)			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計		
諮問機関・懇談会等	新居浜市男女共同参画審議会(H15.10.1条例設置)			専任	1	0	1	1	3		
民間団体との連携	新居浜市女性連合協議会(13団体)			兼任	0	0	0	0	0		
行動計画	第3次新居浜市男女共同参画計画(R3年度～R12年度)										
総合計画への位置付け	第六次新居浜市長期総合計画(R3年度～R12年度)【独立項目:有】			男女共同参画に関する宣言	男女共同参画都市宣言(H12.8.5)						
意識・実態調査	新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査(R元.11)			男女共同参画に関する条例制定状況	H15.7.1公布、H15.10.1施行						
相談事業の実施	【機関名】	新居浜市配偶者暴力相談支援センター(①) 新居浜市立女性総合センター(②)		【相談内容】	①DV被害者相談(毎日) ②女性の職業相談・家庭生活相談(週1回)		【電話番号】	①0897-65-1480 ②0897-37-1700			
情報誌等の発行	-										
総合的な施設	新居浜市立女性総合センター(新居浜ウイメンズプラザ)						【電話番号】	0897-37-1700			
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和12年度までに50%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率			
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			36	6	16.7%	6	4	66.7%		
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			986	280	28.4%	47	40	85.1%		
	上記以外の審議会等			1,174	401	34.2%	63	49	77.8%		
	合計			2,196	687	31.3%	116	93	80.2%		
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受験者				
	市町議会議員			26	5	19.2%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
	農業委員			19	1	5.3%	151 68 45.0%				
	自治会			会長	301	21	7.0%	合格者			
	PTA			役員	-	-	-	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
小学校			会長	15	2	13.3%	31 14 45.2%				
中学校			役員	672	531	79.0%	採用者				
中学校			会長	11	4	36.4%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
中学校			役員	243	189	77.8%	29 13 44.8%				
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			92	9	9.8%	関連予算計上状況 6事業(43,454千円)				
	役付職員(係長以上)			413	109	26.4%	関連行事の実施 5行事				
	一般職員			507	257	50.7%	ひめボス宣言又はイクボス宣言の有無		イクボス宣言		
	合計			920	366	39.8%	宣言年月日	毎年6月	対象	管理職	

6	西条市	担当窓口	総務部 総務課 男女共同参画係			専管課等設置根拠規定	無				
		連絡先	所在地	793-8601 西条市明屋敷164番地			電話番号/FAX番号	0897-56-5151(内線2525) / 0897-52-1200			
平成16年11月1日合併 (西条市、東予市、小松町、丹原町)		連絡先	E-mail アドレス	somu@city.saijo.lg.jp			ホームページアドレス	https://www.city.saijo.ehime.jp			
庁内連絡会議	西条市男女共同参画推進庁内連絡会議(H17.8.3訓令設置)			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計		
諮問機関・懇談会等	西条市男女共同参画推進会議(H17.8.3訓令設置)			専任	0	0	0	0	0		
民間団体との連携	-			兼任	1	0	1	1	3		
行動計画	第2次西条市男女共同参画計画(わたしを活かす・地域をいかに) (H28年度～R7年度)										
総合計画への位置付け	第2期西条市総合計画(H27年度～R6年度)【独立項目:有】			男女共同参画に関する宣言	-						
意識・実態調査	男女共同参画のための市民意識調査(R元.11)			男女共同参画に関する条例制定状況	-						
相談事業の実施	【機関名】	西条市子育て支援課		【相談内容】	①家庭児童相談 ②母子父子寡婦相談、DV・婦人相談		【電話番号】	①0897-52-1370 ②0897-52-1373			
情報誌等の発行	-										
総合的な施設	-						【電話番号】	-			
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和6年度までに25%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率			
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			42	6	14.3%	6	4	66.7%		
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			521	121	23.2%	41	33	80.5%		
	上記以外の審議会等			234	70	29.9%	17	12	70.6%		
	合計			797	197	24.7%	64	49	76.6%		
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受験者				
	市町議会議員			28	5	17.9%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
	農業委員			24	2	8.3%	227 107 47.1%				
	自治会			会長	523	28	5.4%	合格者			
	PTA			役員	-	-	-	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
小学校			会長	25	2	8.0%	33 19 57.6%				
中学校			役員	670	514	76.7%	採用者				
中学校			会長	10	2	20.0%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
中学校			役員	178	126	70.8%	28 17 60.7%				
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			95	6	6.3%	関連予算計上状況 1事業(386千円)				
	役付職員(係長以上)			446	113	25.3%	関連行事の実施 3行事				
	一般職員			517	249	48.2%	ひめボス宣言又はイクボス宣言の有無		イクボス宣言		
	合計			963	362	37.6%	宣言年月日	H29.4.14	対象	市長、副市長、教育長、監査委員及び部長級職員	

7	大洲市	担当窓口	総合企画部 企画情報課 男女共同参画係			専管課等設置根拠規定	無			
		連絡先	所在地	795-8601 大洲市大洲690番地の1		電話番号/FAX番号	0893-24-2111(内線524) / 0893-24-0080			
平成17年1月11日合併 (大洲市、長浜町、肱川町、河辺村)		連絡先	E-mail アドレス	kikakujouhouka@city.ozu.lg.jp		ホームページアドレス	https://www.city.ozu.ehime.jp			
庁内連絡会議	大洲市男女共同参画行政推進委員会(H19.2.1要綱設置)			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計	
諮問機関・懇談会等	大洲市男女共同参画推進会議(H17.9.1条例設置)			専任	0	0	0	0	0	
民間団体との連携	大洲市女性団体連絡協議会(13団体)			兼任	1	1	1	1	4	
行動計画	第2次大洲市男女共同参画推進計画(H28年度～R7年度)									
総合計画への位置付け	第2次大洲市総合計画(H29年～R8年)【独立項目:有】			男女共同参画に関する宣言			-			
意識・実態調査	大洲市男女共同参画に関する市民意識調査(H27.10)			男女共同参画に関する条例制定状況			H17.1.11公布、H17.1.11施行			
相談事業の実施	【機関名】	大洲市子育て支援課		【相談内容】	配偶者からの暴力に対する相談等		【電話番号】	0893-24-5718		
情報誌等の発行	-									
総合的な施設	-									
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和7年度までに30%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			37	5	13.5%	6	2	33.3%	
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			788	203	25.8%	41	38	92.7%	
	上記以外の審議会等			405	70	17.3%	37	24	64.9%	
	合計			1,230	278	22.6%	84	64	76.2%	
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受験者			
	市町議会議員			21	2	9.5%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
	農業委員			19	3	15.8%	61 29 47.5%			
	自治会			会長	33	1	3.0%	合格者		
	PTA			役員	493	79	16.0%	総数(人) 女性数(人) 女性比率		
小学校			会長	11	0	0.0%	30 18 60.0%			
中学校			役員	31	17	54.8%	採用者			
PTA			会長	8	0	0.0%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
中学校			役員	22	13	59.1%	22 12 54.5%			
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			65	2	3.1%	関連予算計上状況			
	役付職員(係長以上)			360	124	34.4%	関連行事の実施			
	一般職員			289	195	67.5%	ひめボス宣言又はイクボス宣言の有無			
	合計			649	319	49.2%	ひめボス宣言 管理職			
		宣言年月日	H30.1.31		対象					

8	伊予市	担当窓口	総務部 総務課 男女共同参画担当			専管課等設置根拠規定	無			
		連絡先	所在地	799-3193 伊予市米湊820番地		電話番号/FAX番号	089-909-6383(内線81-1336) / 089-909-6390			
平成17年4月1日合併 (伊予市、中山町、双海町)		連絡先	E-mail アドレス	soumu@city.iyo.lg.jp		ホームページアドレス	https://www.city.iyo.lg.jp			
庁内連絡会議	-			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計	
諮問機関・懇談会等	-			専任	0	0	0	0	0	
民間団体との連携	-			兼任	1	1	0	2	4	
行動計画	第2次伊予市男女共同参画基本計画(H29年度～R8年度)									
総合計画への位置付け	第2次伊予市総合計画(H28年度～R7年度)【独立項目:有】			男女共同参画に関する宣言			-			
意識・実態調査	男女共同参画に関する市民アンケート(H28.9)			男女共同参画に関する条例制定状況			-			
相談事業の実施	【機関名】	伊予市子育て支援課 子ども総合センター		【相談内容】	DV相談		【電話番号】	089-989-6226		
情報誌等の発行	-									
総合的な施設	-									
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和8年度までに35%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			35	6	17.1%	6	3	50.0%	
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			475	108	22.7%	38	32	84.2%	
	上記以外の審議会等			1,001	250	25.0%	84	58	69.0%	
	合計			1,511	364	24.1%	128	93	72.7%	
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受験者			
	市町議会議員			17	1	5.9%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
	農業委員			43	2	4.7%	85 34 40.0%			
	自治会			会長	50	0	0.0%	合格者		
	PTA			役員	-	-	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
小学校			会長	9	1	11.1%	12 9 75.0%			
中学校			役員	29	12	41.4%	採用者			
PTA			会長	4	1	25.0%	総数(人) 女性数(人) 女性比率			
中学校			役員	14	6	42.9%	12 9 75.0%			
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			29	4	13.8%	関連予算計上状況			
	役付職員(係長以上)			178	71	39.9%	関連行事の実施			
	一般職員			172	87	50.6%	ひめボス宣言又はイクボス宣言の有無			
	合計			350	158	45.1%	ひめボス宣言 管理職			
		宣言年月日	H29.2.15		対象					

9	四国中央市	担当窓口	政策部 地域振興課 男女共同参画係			専管課等設置根拠規定	無			
		連絡先	所在地	799-0497	四国中央市三島宮川四丁目6番55号					
平成16年4月1日合併 (川之江市、伊予三島市、土居町、新宮村)		電話番号/FAX番号	0896-28-6014(内線1351)		/ 0896-28-6057					
		E-mailアドレス	danjo@city.shikokuchuo.ehime.jp							
		ホームページアドレス	https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp							
庁内連絡会議	四国中央市男女共同参画推進本部会議(H28.5要綱設置)			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計	
諮問機関・懇談会等	四国中央市男女共同参画審議会(H28.4.1条例設置)			専任	0	0	0	0	0	
民間団体との連携	四国中央市男女共同参画推進ネットワーク会議TOMONI(1団体)			兼任	1	0	1	1	3	
行動計画	第2次四国中央市男女共同参画計画(H27年度～R6年度)									
総合計画への位置付け	第2次四国中央市総合計画(H27年度～R4年度)【独立項目:無】			男女共同参画に関する宣言			-			
意識・実態調査	四国中央市総合計画策定に関する市民アンケート調査(H24.12)			男女共同参画に関する条例制定状況			-			
相談事業の実施	【機関名】	四国中央市市民くらしの相談室(①) こども家庭課(②) 長寿支援課(③)		【相談内容】	①DVを含む女性相談 ②子育てに関する相談 ③介護に関する相談		【電話番号】	①0896-28-6143 ②0896-28-6027 ③0896-28-6024		
情報誌等の発行	-									
総合的な施設	-									
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和6年度までに35%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			41	4	9.8%	6	3	50.0%	
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			686	164	23.9%	46	41	89.1%	
	上記以外の審議会等			245	105	42.9%	15	13	86.7%	
	合計			972	273	28.1%	67	57	85.1%	
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受験者			
	市町議会議員			22	1	4.5%	137	64	46.7%	
	農業委員			19	1	5.3%	合格者			
	自治会			会長	-	-	総数(人)	女性数(人)	女性比率	
	PTA			小学校	中学校	役員	43	21	48.8%	
PTA			中学校	役員	195	146	74.9%	採用者		
PTA			小学校	役員	489	392	80.2%	総数(人)	女性数(人)	女性比率
PTA			中学校	役員	195	146	74.9%	40	19	47.5%
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			68	7	10.3%	関連予算計上状況			
	役付職員(係長以上)			517	179	34.6%	5事業(2,433千円)			
	一般職員			357	181	50.7%	関連行事の実施			
	合計			874	360	41.2%	5行事			
			宣言年月日	-	対象	-				

10	西予市	担当窓口	生活福祉部 人権啓発課			専管課等設置根拠規定	有			
		連絡先	所在地	797-8501	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1					
平成16年4月1日合併 (明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町)		電話番号/FAX番号	0894-62-6492(内線1212)		/ 0894-62-0343					
		E-mailアドレス	jinkenkeihatsu@city.seiyo.ehime.jp							
		ホームページアドレス	https://www.city.seiyo.ehime.jp							
庁内連絡会議	西予市男女共同参画推進行政会議(H16.9.10要綱設置)			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計	
諮問機関・懇談会等	-			専任	1	1	0	1	3	
民間団体との連携	せいよ女性の会(2団体)			兼任	0	0	0	0	0	
行動計画	第2次西予市男女共同参画基本計画(H30年度～R9年度)									
総合計画への位置付け	第2次西予市総合計画(H28年度～R6年度)【独立項目:有】			男女共同参画に関する宣言			-			
意識・実態調査	男女共同参画社会の実現に向けた市民・事業所アンケート(H29.7)			男女共同参画に関する条例制定状況			-			
相談事業の実施	【機関名】	-		【相談内容】	-		【電話番号】	-		
情報誌等の発行	-									
総合的な施設	-									
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和5年度までに30%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			57	4	7.0%	6	3	50.0%	
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			860	277	32.2%	31	27	87.1%	
	上記以外の審議会等			202	53	26.2%	16	15	93.8%	
	合計			1,119	334	29.8%	53	45	84.9%	
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受験者			
	市町議会議員			18	2	11.1%	92	43	46.7%	
	農業委員			38	2	5.3%	合格者			
	自治会			会長	役員	役員	総数(人)	女性数(人)	女性比率	
	PTA			小学校	中学校	役員	44	20	45.5%	
PTA			中学校	役員	81	35	43.2%	採用者		
PTA			小学校	役員	238	168	70.6%	総数(人)	女性数(人)	女性比率
PTA			中学校	役員	81	35	43.2%	44	20	45.5%
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			75	10	13.3%	関連予算計上状況			
	役付職員(係長以上)			482	184	38.2%	1事業(380千円)			
	一般職員			353	156	44.2%	関連行事の実施			
	合計			835	340	40.7%	1行事			
			宣言年月日	H29.5.30	対象	課長職以上				

11	東 温 市	担当窓口	総務部 総務課 広報広聴・男女共同参画係			専管課等設置根拠規定	無					
		連絡先	所在地	791-0292 東温市見奈良530番地1								
平成16年9月21日合併 (重信町、川内町)		電話番号/FAX番号	089-964-4400(内線327)		089-964-1609							
		E-mailアドレス	soumka@city.toon.lg.jp									
		ホームページアドレス	https://www.city.toon.ehime.jp									
		庁内連絡会議							東温市男女共同参画推進本部(H23.8.1要綱設置)			
諮問機関・懇談会等		-			専任	0	0	0	0	0		
民間団体との連携		きらり東温(1団体)			兼任	1	0	1	2	4		
行動計画		第2次東温市男女共同参画計画(H28年度～R7年度)										
総合計画への位置付け		第2次東温市総合計画(H28年度～R7年度)【独立項目:有】			男女共同参画に関する宣言			-				
意識・実態調査		男女共同参画に関する市民意識調査、男女共同参画に関する事業所調査(H27.7.6～22)			男女共同参画に関する条例制定状況			-				
相談事業の実施		【機関名】	-		【相談内容】	-			【電話番号】	-		
情報誌等の発行		-										
総合的な施設		-			-			【電話番号】	-			
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況		審議会等委員への女性の登用目標 令和7年度までに50%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率			
		委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			35	5	14.3%	6	3	50.0%		
		附属機関(地方自治法202条の3該当)			204	60	29.4%	18	13	72.2%		
		上記以外の審議会等			430	162	37.7%	31	24	77.4%		
		合計			669	227	33.9%	55	40	72.7%		
					総数(人)	女性数(人)	女性比率	受 験 者				
		市町議会議員			16	2	12.5%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
		農業委員			19	1	5.3%	77 31 40.3%				
		自治会			35	2	5.7%	合 格 者				
		PTA			27	16	59.3%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
小学校			7	2	28.6%	18 8 44.4%						
中学校			2	1	50.0%	採 用 者						
役員			9	4	44.4%	総数(人) 女性数(人) 女性比率						
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数		管理職(本庁課長級以上)※			32	5	15.6%	関連予算計上状況			1事業(179千円)	
		役付職員(係長以上)			132	38	28.8%	関連行事の実施			2行事	
		一般職員			231	96	41.6%	ひめボス宣言又はイクボス宣言の有無			ひめボス宣言	
		合計			363	134	36.9%	宣言年月日	H29.4.3	対象	特別職及び管理職	

12	上 島 町	担当窓口	住民課 戸籍住民係			専管課等設置根拠規定	無					
		連絡先	所在地	794-2592 越智郡上島町弓削下弓削210番地								
平成16年10月1日合併 (弓削町、岩城村、生名村、魚島村)		電話番号/FAX番号	0897-77-2503(内線121)		0897-77-4011							
		E-mailアドレス	koseki-jumin@town.kamijima.lg.jp									
		ホームページアドレス	https://www.town.kamijima.lg.jp									
		庁内連絡会議							-			
諮問機関・懇談会等		上島町男女共同参画推進委員会(H23.4.1要綱設置)			専任	0	0	0	0	0		
民間団体との連携		-			兼任	1	0	1	0	2		
行動計画		第2次上島町男女共同参画推進計画(R3年度～R12年度)										
総合計画への位置付け		上島町第2次総合計画(H28年度～R6年度)【独立項目:無】			男女共同参画に関する宣言			-				
意識・実態調査		上島町男女共同参画に関する住民等意識調査(R2.9)			男女共同参画に関する条例制定状況			-				
相談事業の実施		【機関名】	-		【相談内容】	-			【電話番号】	-		
情報誌等の発行		-										
総合的な施設		-			-			【電話番号】	-			
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況		審議会等委員への女性の登用目標 令和7年度までに25%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率			
		委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			22	4	18.2%	5	3	60.0%		
		附属機関(地方自治法202条の3該当)			207	43	20.8%	20	18	90.0%		
		上記以外の審議会等			-	-	-	-	-	-		
		合計			229	47	20.5%	25	21	84.0%		
					総数(人)	女性数(人)	女性比率	受 験 者				
		市町議会議員			14	1	7.1%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
		農業委員			8	1	12.5%	33 11 33.3%				
		自治会			6	0	0.0%	合 格 者				
		PTA			62	35	56.5%	総数(人) 女性数(人) 女性比率				
小学校			3	1	33.3%	9 5 55.6%						
中学校			2	0	0.0%	採 用 者						
役員			29	22	75.9%	総数(人) 女性数(人) 女性比率						
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数		管理職(本庁課長級以上)※			22	1	4.5%	関連予算計上状況			1事業(251千円)	
		役付職員(係長以上)			100	28	28.0%	関連行事の実施			0行事	
		一般職員			270	154	57.0%	ひめボス宣言又はイクボス宣言の有無			-	
		合計			370	182	49.2%	宣言年月日	-	対象	-	

13	久万高原町	担当窓口	総務課 コミュニティ推進係			専管課等設置根拠規定	無					
		連絡先	所在地	791-1201 上浮穴郡久万高原町久万212番地								
			電話番号/FAX番号	0892-21-1111(内線102) / 0892-21-2860								
			E-mailアドレス	soumu@kumakogen.jp								
		ホームページアドレス	https://www.kumakogen.jp									
庁内連絡会議	久万高原町男女共同参画推進本部(H23.4.1計画設置)				担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計		
諮問機関・懇談会等	久万高原町男女共同参画推進委員会(H23.4.1要綱設置)				専任	0	0	0	0	0		
民間団体との連携	-				兼任	1	1	1	0	3		
行動計画	第2次久万高原町男女共同参画推進計画(R3年度～R12年度)											
総合計画への位置付け	第2次久万高原町総合計画(H28年度～R7年度)【独立項目:有】				男女共同参画に関する宣言			-				
意識・実態調査	男女共同参画社会に関する意識調査(R2.7～8)				男女共同参画に関する条例制定状況			-				
相談事業の実施	【機関名】	-	【相談内容】	-	【電話番号】	-						
情報誌等の発行	-											
総合的な施設	-											
政策・方針決定の場等への女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和12年度までに30%				総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数	比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)				28	3	10.7%	5	3	60.0%		
	附属機関(地方自治法202条の3該当)				199	54	27.1%	19	17	89.5%		
	上記以外の審議会等				206	61	29.6%	12	10	83.3%		
	合計				433	118	27.3%	36	30	83.3%		
					前年度中の職員採用試験等の状況			受験者				
								総数(人)	女性数(人)	女性比率	45 15 33.3%	
								合格者				
								総数(人)	女性数(人)	女性比率	26 8 30.8%	
								採用者				
								総数(人)	女性数(人)	女性比率	12 7 58.3%	
	市町における女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※				24	1	4.2%	関連予算計上状況 1事業(484千円)			
		役付職員(係長以上)				148	62	41.9%	関連行事の実施 1行事			
一般職員				193	82	42.5%	ひめボス宣言又はイクボス宣言の有無 -					
合計				341	144	42.2%	宣言年月日	-	対象	-		

14	松前町	担当窓口	総務課 企画政策係			専管課等設置根拠規定	無					
		連絡先	所在地	791-3192 伊予郡松前町大字筒井631番地								
			電話番号/FAX番号	089-985-4103(内線2332) / 089-985-4148								
			E-mailアドレス	331kseisaku@town.masaki.lg.jp								
		ホームページアドレス	https://www.town.masaki.ehime.jp/index2.html									
庁内連絡会議	-				担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計		
諮問機関・懇談会等	-				専任	0	0	0	0	0		
民間団体との連携	-				兼任	1	1	1	1	4		
行動計画	第2次男女共同参画計画・まさき(H26年度～R5年度)											
総合計画への位置付け	第5次松前町総合計画(R2年度～R11年度)【独立項目:無】				男女共同参画に関する宣言			-				
意識・実態調査	男女共同参画に関する町民意識調査(H25.7.1～22)				男女共同参画に関する条例制定状況			-				
相談事業の実施	【機関名】	-	【相談内容】	-	【電話番号】	-						
情報誌等の発行	-											
総合的な施設	-											
政策・方針決定の場等への女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和5年度までに50%				総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数	比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)				28	5	17.9%	5	3	60.0%		
	附属機関(地方自治法202条の3該当)				420	122	29.0%	41	34	82.9%		
	上記以外の審議会等				17	1	5.9%	2	1	50.0%		
	合計				465	128	27.5%	48	38	79.2%		
					前年度中の職員採用試験等の状況			受験者				
								総数(人)	女性数(人)	女性比率	77 44 57.1%	
								合格者				
								総数(人)	女性数(人)	女性比率	16 10 62.5%	
								採用者				
								総数(人)	女性数(人)	女性比率	13 8 61.5%	
	市町における女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※				21	2	9.5%	関連予算計上状況 0事業			
		役付職員(係長以上)				91	33	36.3%	関連行事の実施 0行事			
一般職員				131	79	60.3%	ひめボス宣言又はイクボス宣言の有無 -					
合計				222	112	50.5%	宣言年月日	-	対象	-		

15	砥部町	担当窓口	企画政策課 企画政策係			専管課等設置根拠規定	無				
		連絡先	所在地	791-2195 伊予郡砥部町宮内1392番地		電話番号/FAX番号	089-962-7250(内線252) / 089-962-4277				
平成17年1月1日合併 (砥部町、広田村)		連絡先	E-mail アドレス	020kikaku@town.tobe.lg.jp							
		連絡先	ホームページアドレス	https://www.town.tobe.ehime.jp							
庁内連絡会議	砥部町男女共同参画推進本部(H23.4.21要綱設置)			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計		
諮問機関・懇談会等	砥部町男女共同参画推進審議会(H23.3.16条例設置)			専任	0	0	0	0	0		
民間団体との連携	砥部町女性団体連絡協議会(6団体)			兼任	1	1	1	1	4		
行動計画	第2次砥部町男女共同参画計画(R3年度～R12年度)										
総合計画への位置付け	第2次砥部町総合計画(H30年度～R9年度)【独立項目:無】			男女共同参画に関する宣言			-				
意識・実態調査	砥部町男女共同参画に関するアンケート(R2.8～9)			男女共同参画に関する条例制定状況			-				
相談事業の実施	【機関名】	-	【相談内容】	-			【電話番号】	-			
情報誌等の発行	-										
総合的な施設	-			-			【電話番号】	-			
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和12年度までに40%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率			
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			31	4	12.9%	5	2	40.0%		
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			292	74	25.3%	29	22	75.9%		
	上記以外の審議会等			39	13	33.3%	4	4	100.0%		
	合計			362	91	25.1%	38	28	73.7%		
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受 験 者				
	市町議会議員			16	2	12.5%	44	9	20.5%		
	農業委員			17	2	11.8%	合 格 者				
	自治会			会長	58	2	3.4%	総数(人)	女性数(人)	女性比率	
	PTA			小学校	会長	4	0	0.0%	5	2	40.0%
	中学校			役員	66	33	50.0%	採 用 者			
	役員			1	0	0.0%	総数(人)	女性数(人)	女性比率		
役員			33	24	72.7%	5	2	40.0%			
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			16	1	6.3%	関連予算計上状況				
	役付職員(係長以上)			96	30	31.3%	関連行事の実施				
	一般職員			103	62	60.2%	ひめボス宣言又はイクボス宣言の有無		ひめボス宣言		
	合計			199	92	46.2%	宣言年月日	H29.2.15	対象	町長	

16	内子町	担当窓口	総務課 文書・情報係			専管課等設置根拠規定	無				
		連絡先	所在地	795-0392 喜多郡内子町平岡甲168番地		電話番号/FAX番号	0893-44-2111(内線322) / 0893-44-4300				
平成17年1月1日合併 (内子町、五十崎町、小田町)		連絡先	E-mail アドレス	soumu-g@town.uchiko.ehime.jp							
		連絡先	ホームページアドレス	https://www.town.uchiko.ehime.jp							
庁内連絡会議	-			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計		
諮問機関・懇談会等	-			専任	0	0	0	0	0		
民間団体との連携	内子町女性団体連絡協議会(11団体)			兼任	1	1	1	1	4		
行動計画	第3次内子町男女共同参画基本計画(R2年度～R11年度)										
総合計画への位置付け	第2期内子町総合計画後期計画(R2年度～R6年度)【独立項目:有】			男女共同参画に関する宣言			-				
意識・実態調査	男女共同参画に関するアンケート調査(R1.12)			男女共同参画に関する条例制定状況			-				
相談事業の実施	【機関名】	-	【相談内容】	-			【電話番号】	-			
情報誌等の発行	-										
総合的な施設	-			-			【電話番号】	-			
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和5年度までに30%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率			
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			30	5	16.7%	5	3	60.0%		
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			728	198	27.2%	46	41	89.1%		
	上記以外の審議会等			20	6	30.0%	1	1	100.0%		
	合計			778	209	26.9%	52	45	86.5%		
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受 験 者				
	市町議会議員			15	1	6.7%	55	23	41.8%		
	農業委員			17	3	17.6%	合 格 者				
	自治会			会長	41	2	4.9%	総数(人)	女性数(人)	女性比率	
	PTA			小学校	会長	7	1	14.3%	16	10	62.5%
	役員			80	47	58.8%	採 用 者				
	役員			4	0	0.0%	総数(人)	女性数(人)	女性比率		
役員			44	27	61.4%	16	10	62.5%			
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			16	1	6.3%	関連予算計上状況				
	役付職員(係長以上)			127	32	25.2%	関連行事の実施				
	一般職員			112	60	53.6%	ひめボス宣言又はイクボス宣言の有無		ひめボス宣言		
	合計			239	92	38.5%	宣言年月日	H29.2.15	対象	管理職等	

17	伊方町	担当窓口	総務課 総務管理係			専管課等設置根拠規定	無					
		連絡先	所在地	796-0301 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1								
			電話番号/FAX番号	0894-38-0211(内線203) / 0894-38-1373								
			E-mailアドレス	ikata@town.ehime.jp								
平成17年4月1日合併 (伊方町、瀬戸町、三崎町)		ホームページアドレス	https://www.town.ikata.ehime.jp									
庁内連絡会議	-			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計			
諮問機関・懇談会等	-			専任	0	0	0	0	0			
民間団体との連携	伊方町女性団体連絡会(9団体)			兼任	1	0	0	1	2			
行動計画	第2次伊方町男女共同参画基本計画(R2年度～R11年度)											
総合計画への位置付け	伊方町第2次総合計画(H28年度～R7年度)【独立項目:無】			男女共同参画に関する宣言			-					
意識・実態調査	男女共同参画に関する町民意識調査(R元.9)			男女共同参画に関する条例制定状況			-					
相談事業の実施	【機関名】	-	【相談内容】	-			【電話番号】	-				
情報誌等の発行	-											
総合的な施設	-			-			【電話番号】	-				
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和6年度までに35%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率				
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			27	4	14.8%	5	2 40.0%				
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			262	67	25.6%	19	17 89.5%				
	上記以外の審議会等			96	18	18.8%	8	6 75.0%				
	合計			385	89	23.1%	32	25 78.1%				
				前年度中の 職員採用試験 等の状況			受験者					
	市町議会議員						13	0	0.0%	27	11 40.7%	
	農業委員						13	2	15.4%	合格者		
	自治会						53 0 0.0%			総数(人)	女性数(人)	女性比率
	PTA									19	9	47.4%
	小学校						5	0	0.0%	採用者		
	中学校			100	58	58.0%	総数(人)	女性数(人)	女性比率			
PTA			3	0	0.0%	18	9	50.0%				
中学校			64	39	60.9%							
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			17	0	0.0%	関連予算計上状況		1事業(40千円)			
	役付職員(係長以上)			76	13	17.1%	関連行事の実施		1行事			
	一般職員			118	68	57.6%	ひめボス宣言又はイクボス宣言の有無		-			
	合計			194	81	41.8%	宣言年月日	-	対象	-		

18	松野町	担当窓口	ふるさと創生課			専管課等設置根拠規定	無					
		連絡先	所在地	798-2192 北宇和郡松野町大字松丸343番地								
			電話番号/FAX番号	0895-42-1116(内線332) / 0895-42-1119								
			E-mailアドレス	m-sousei@town.matsuno.lg.jp								
平成17年4月1日合併 (伊方町、瀬戸町、三崎町)		ホームページアドレス	https://www.town.matsuno.ehime.jp									
庁内連絡会議	-			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計			
諮問機関・懇談会等	-			専任	0	0	0	0	0			
民間団体との連携	-			兼任	1	1	0	3	5			
行動計画	第2次森の国まつりの男女共同参画基本計画(R元.11月～R5年度)											
総合計画への位置付け	第5次松野町総合計画(H27年度～R6年度)【独立項目:無】			男女共同参画に関する宣言			-					
意識・実態調査	第2次森の国まつりの男女共同参画町民意識調査(H31.1)			男女共同参画に関する条例制定状況			-					
相談事業の実施	【機関名】	-	【相談内容】	-			【電話番号】	-				
情報誌等の発行	-											
総合的な施設	-			-			【電話番号】	-				
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和5年度までに30%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率				
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			26	7	26.9%	5	5 100.0%				
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			192	24	12.5%	17	13 76.5%				
	上記以外の審議会等			211	30	14.2%	20	12 60.0%				
	合計			429	61	14.2%	42	30 71.4%				
				前年度中の 職員採用試験 等の状況			受験者					
	市町議会議員						7	2	28.6%	17	7 41.2%	
	農業委員						13	2	15.4%	合格者		
	自治会						10 0 0.0%			総数(人)	女性数(人)	女性比率
	PTA									9	5	55.6%
	小学校						2	0	0.0%	採用者		
	中学校			40	22	55.0%	総数(人)	女性数(人)	女性比率			
PTA			1	0	0.0%	8	5	62.5%				
中学校			16	14	87.5%							
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			12	1	8.3%	関連予算計上状況		0事業			
	役付職員(係長以上)			47	18	38.3%	関連行事の実施		0行事			
	一般職員			42	22	52.4%	ひめボス宣言又はイクボス宣言の有無		-			
	合計			89	40	44.9%	宣言年月日	-	対象	-		

19	鬼北町	担当窓口	企画振興課 地域活力創出係			専管課等設置根拠規定	無			
		連絡先	所在地	798-1395 北宇和郡鬼北町大字近永800番地1		電話番号/FAX番号	0895-45-1115(内線2215) / 0895-45-1119			
平成17年1月1日合併 (広見町、日吉村)		E-mailアドレス	shinkou@town.ehime-kihoku.lg.jp			ホームページアドレス	https://www.town.kihoku.ehime.jp			
庁内連絡会議	-			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計	
諮問機関・懇談会等	-			専任	0	0	0	0	0	
民間団体との連携	鬼北町女性団体連絡協議会(1団体)			兼任	1	0	1	1	3	
行動計画	第3次鬼北町男女共同参画基本計画(R元年度～R4年度)									
総合計画への位置付け	第二次鬼北町長期総合計画(H28年度～R7年度)【独立項目:無】			男女共同参画に関する宣言			-			
意識・実態調査	鬼北町男女共同参画に関するアンケート(H30.2)			男女共同参画に関する条例制定状況			H19.3.20公布、H19.3.20施行			
相談事業の実施	【機関名】	-	【相談内容】	-			【電話番号】	-		
情報誌等の発行	-									
総合的な施設	-			-			【電話番号】	-		
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和4年度までに35%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			27	3	11.1%	5	3	60.0%	
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			262	66	25.2%	19	14	73.7%	
	上記以外の審議会等			-	-	-	-	-	-	
	合計			289	69	23.9%	24	17	70.8%	
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受験者			
	市町議会議員			12	1	8.3%	19	9	47.4%	
	農業委員			14	1	7.1%	合格者			
	自治会			会長	6	0	0.0%	総数(人)	女性数(人)	女性比率
	PTA			小学校	会長	6	1	16.7%	8	5
			中学校	会長	2	0	0.0%	採用者		
			役員	67	53	79.1%	総数(人)	女性数(人)	女性比率	
			役員	26	21	80.8%	8	5	62.5%	
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			15	1	6.7%	関連予算計上状況			
	役付職員(係長以上)			75	26	34.7%	関連行事の実施			
	一般職員			100	52	52.0%	ひめボス宣言又はイクボス宣言の有無			
	合計			175	78	44.6%	イクボス宣言			
			宣言年月日	H29.5.1	対象	町長及び管理職				

20	愛南町	担当窓口	企画財政課 企画調整係			専管課等設置根拠規定	無			
		連絡先	所在地	798-4196 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地		電話番号/FAX番号	0895-72-7317(内線2204) / 0895-72-1227			
平成16年10月1日合併 (内海村、御荘町、城辺町、 一本松町、西海町)		E-mailアドレス	kikakuzaisei@town.ainan.lg.jp			ホームページアドレス	https://www.town.ainan.ehime.jp			
庁内連絡会議	愛南町男女共同参画推進庁内連絡会議(H24.4.1要綱設置)			担当職員	課長級	主幹級	係長級	一般職	合計	
諮問機関・懇談会等	-			専任	0	0	0	0	0	
民間団体との連携	-			兼任	1	2	0	1	4	
行動計画	第3次愛南町男女共同参画推進計画(R3年度～R8年度)									
総合計画への位置付け	第3次愛南町総合計画(R4年度～R11年度)【独立項目:無】			男女共同参画に関する宣言			-			
意識・実態調査	愛南町男女共同参画社会づくりのための町民意識調査(R2.9～10.31)			男女共同参画に関する条例制定状況			-			
相談事業の実施	【機関名】	-	【相談内容】	-			【電話番号】	-		
情報誌等の発行	-									
総合的な施設	-			-			【電話番号】	-		
政策・方針決定 の場等への 女性の参画状況	審議会等委員への女性の登用目標 令和8年度までに40%			総数(人)	女性数(人)	女性比率	会総数	女性のいる会数・比率		
	委員会及び委員(地方自治法第180条の5該当)			27	6	22.2%	4	3	75.0%	
	附属機関(地方自治法202条の3該当)			457	136	29.8%	31	27	87.1%	
	上記以外の審議会等			265	72	27.2%	23	21	91.3%	
	合計			749	214	28.6%	58	51	87.9%	
				総数(人)	女性数(人)	女性比率	受験者			
	市町議会議員			14	2	14.3%	29	15	51.7%	
	農業委員			35	4	11.4%	合格者			
	自治会			会長	58	1	1.7%	総数(人)	女性数(人)	女性比率
	PTA			小学校	役員	118	3	2.5%	13	7
			中学校	会長	11	2	18.2%	採用者		
			役員	23	11	47.8%	総数(人)	女性数(人)	女性比率	
			役員	4	0	0.0%	12	7	58.3%	
			役員	10	4	40.0%	1事業(215千円)			
市町における 女性の登用 ※管理職は役付職員の内数	管理職(本庁課長級以上)※			43	8	18.6%	関連行事の実施			
	役付職員(係長以上)			253	98	38.7%	ひめボス宣言又はイクボス宣言の有無			
	一般職員			152	72	47.4%	イクボス宣言			
	合計			405	170	42.0%	-			
			宣言年月日	-	対象	-				

## 5. 參考資料

## 男女共同参画のあゆみ

### 行政関係年表

年次	世界の動き	国の動き	愛媛県の動き
1975年 (昭和50年)	国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置	
1976年 (昭和51年)	国連婦人の10年(～1985年)		
1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定	
1979年 (昭和54年)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」 採択		愛媛県福祉部家庭福祉課に婦人対策班 設置
1980年 (昭和55年)	「国連婦人の10年」中間年世界会議 (コペンハーゲン) 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」 採択		
1981年 (昭和56年)		「国内行動計画後期重点目標」策定	
1983年 (昭和58年)			「愛媛の婦人対策基本指針」策定 婦人対策班を改め婦人対策室を設置 「愛媛県婦人対策推進会議」設置
1984年 (昭和59年)		「国籍法」改正	愛媛県生活福祉部に婦人福祉課を設置
1985年 (昭和60年)	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議にお いて「西暦2000年に向けての婦人の地位向 上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」公布 「中国・四国・九州地区婦人問題地域推進会 議」開催	
1986年 (昭和61年)		「婦人問題企画推進有識者会議」開催	
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」 策定	愛媛県婦人総合センターオープン (現:愛媛県男女共同参画センター)
1989年 (平成元年)			「第2次愛媛の婦人対策基本指針」策定 「愛媛婦人問題(女性の課題)検討委員会」 設置
1990年 (平成2年)	国連経済社会理事会「婦人の地位向上の ためのナイロビ将来戦略に関する第1回 見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		愛媛県県民福祉部に婦人局を設置 婦人局婦人生活課となる 「愛媛県婦人とくらしの対策推進本部」 設置
1991年 (平成3年)		「育児休業法」公布	愛媛県生活文化総室に女性局を設置 女性局企画課と改称 愛媛県婦人総合センターを愛媛県女性総 合センターに改称 (財)えひめ女性財団の設立
1992年 (平成4年)			「愛媛県女性行動計画」策定 愛媛県「男女共同参画社会づくり推進県民 会議」設立
1993年 (平成5年)	国連第48回総会「女性に対する暴力の撤 廃に関する宣言」採択	中学校における家庭科の男女共修の実施	
1994年 (平成6年)		高等学校における家庭科の男女共修の 実施 男女共同参画室を設置 「男女共同参画審議会(政令)」設置 「男女共同参画推進本部」設置	

年次	世界の動き	国の動き	愛媛県の動き
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「ILO156号条約(家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」批准 「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	女性局女性政策課と改称
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)		「男女共同参画審議会(法律)」設置 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	「愛媛県女性行動計画(改定版)」策定
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行	「愛媛県男女共同参画会議」設置
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定	愛媛県県民環境部に男女共同参画局を設置 男女共同参画局参画推進課と改称 「愛媛県男女共同参画推進本部」設置
2001年 (平成13年)		「男女共同参画会議」設置 内閣府に男女共同参画局を設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」策定 「女性副知事サミット2001えひめ」開催
2002年 (平成14年)			「愛媛県男女共同参画推進条例」施行 「愛媛県男女共同参画推進委員」設置
2003年 (平成15年)		男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定	愛媛県県民環境部県民協働局に改組 県民協働局男女参画課と改称
2004年 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正及び同法に基づく基本方針の策定	
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	「第2次男女共同参画基本計画」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正	「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」中間改定 「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	愛媛県県民環境部管理局に改組 管理局男女参画課となる
2008年 (平成20年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」改定 男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定	
2009年 (平成21年)		「育児・介護休業法」改正	「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定
2010年 (平成22年)	第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合)(ニューヨーク)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」策定	

年次	世界の動き	国の動き	愛媛県の動き
2011年 (平成23年)	UN Women (ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関) 発足		「第2次愛媛県男女共同参画計画」策定 愛媛県女性総合センターを愛媛県男女共同参画センターに改称
2012年 (平成24年)	「第1回女性に関するASEAN閣僚級会合」開催 (ラオス ビエンチャン)	「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」を設置し、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～決定	「男女共同参画フォーラム2012 in えひめ」開催
2013年 (平成25年)	APEC女性と経済フォーラム2013開催 (インドネシア パリ島)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 女性の活躍推進を成長戦略の中核とする「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」閣議決定	管理局男女参画・県民協働課と改称
2014年 (平成26年)	APEC女性と経済フォーラム2014開催 (中国 北京)	「すべての女性が輝く社会づくり本部」を設置し、「すべての女性が輝く政策パッケージ」を決定	「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定
2015年 (平成27年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「第4次男女共同参画基本計画」策定	愛媛県県民環境部県民生活局と改組 県民生活局男女参画・県民協働課となる
2016年 (平成28年)			「第2次愛媛県男女共同参画計画」の中間改定(女性活躍推進計画と一体)
2017年 (平成29年)			知事ひめボス宣言 知事と県内20市町長の合同ひめボス宣言
2018年 (平成30年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行	えひめ性暴力被害者支援センターの開設
2019年 (令和元年)	第5回国際女性会議WAW!とW20 (女性に関する政策提言をG20に向けて行う組織体) を日本で開催	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正	G20労働雇用大臣会合が松山市で開催される
2020年 (令和2年)		「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を決定 「第5次男女共同参画基本計画」策定	
2021年 (令和3年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	「第3次愛媛県男女共同参画計画」策定
2022年 (令和4年)		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 (施行は2024年 (令和6年)) 「AV出演被害防止・救済法」公布、施行	

# 愛媛県男女共同参画推進条例

公布 平成14年 3月26日条例第10号

改正 平成16年12月24日条例第47号

## 目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第16条）

第3章 男女共同参画を推進するための体制（第17条—第23条）

第4章 苦情等の処理（第24条・第25条）

第5章 愛媛県男女共同参画会議（第26条）

第6章 雑則（第27条）

附則

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会の取組と連動して、男女平等の実現に向けて法制度の整備を中心とした各種の取組がなされてきた。

愛媛県においても、国際社会や国内の動向を踏まえつつ、女性の地位向上と社会参加の促進に向けた様々な取組が進められてきたが、性別による固定的及び差別的な役割分担意識やそれに基づく慣行は、依然として社会に根強く残っており、性に起因する暴力や不利益な取扱いなど男女平等の実現を阻む多くの課題が各分野に存在している。

一方、少子高齢化の急速な進展などの社会環境の大きな変化に対応し、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分野に対等な構成員として参画し、共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題となっている。

このため、男女の人権が共に尊重される社会づくりを基礎として、性別による役割分担意識の解消を図り、併せてそれに基づく社会慣行を是正するとともに、政策又は方針の決定過程に共同して参画する機会の拡大や家庭生活における活動とその他の活動との両立の支援などの取組を総合的かつ計画的に進めていく必要がある。

このような現状にかんがみ、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、農林水産業の従事者が多いことなどの愛媛県の地域特性に配慮しつつ、県民、事業者、市町及び国との連携と協働の下に、男女共同参画社会の早期の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### （定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反する性的な言動をとることにより当該者の生活、教育、就業等における環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 夫婦間、恋愛関係にある男女間その他親密な関係にある男女間で行われる暴力的行為（身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）をいう。

#### （基本理念）

- 第3条** 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責務を円滑に果たし、かつ、当該活動と家庭以外の職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画は、経済活動の分野において、男女が均等な就業環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことを旨として、推進されなければならない。
- 6 男女共同参画は、学校教育及び生涯にわたる社会教育の分野において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれることを旨として、推進されなければならない。
- 7 男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。
- 8 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、広く世界に向けた視野に立って推進されなければならない。

#### （県の責務）

- 第4条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町及び国と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

#### （県民の責務）

- 第5条** 県民は、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

**第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職域における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる就業環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

#### (性別による権利侵害等の禁止)

**第7条** 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンスを始めとする男女共同参画を阻害する暴力的行為を行ってはならない。

4 県は、前3項の規定に違反する行為による被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うものとする。

#### (情報の公表に際しての留意)

**第8条** 何人も、情報を公表するに当たっては、性別による差別若しくは固定的な役割分担又は異性に対する暴力的行為を助長し、又は連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

2 何人も、不特定多数の者に表示する情報において過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

#### (基本計画)

**第9条** 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、愛媛県男女共同参画会議に諮問するものとする。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (積極的改善措置)

**第10条** 県は、県民、事業者及び市町が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。

2 県は、審議会等の附属機関その他これに準ずるものの構成員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的改善措置を講ずることにより男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。

**（農林水産業等の分野における環境整備）**

**第11条** 県は、農林水産業及び自営の商工業等の分野において、男女が主体的に能力を十分に発揮し、対等な構成員として経営その他方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保される社会を実現するため、家庭、職域及び地域における性別による固定的な役割分担意識の解消その他の必要な環境整備を行うものとする。

**（調査研究）**

**第12条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

**（広報活動及び教育分野における措置）**

**第13条** 県は、広報活動等の充実により、男女共同参画に関する県民及び事業者その他の民間の団体（以下「県民等」という。）の関心と理解を深めるよう努めるとともに、学校教育及び社会教育の分野において、男女共同参画を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

**（県民等に対する支援）**

**第14条** 県は、県民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

**（施策の策定等に当たっての配慮）**

**第15条** 県は、男女共同参画社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

**（年次報告）**

**第16条** 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を明らかにした報告書を作成し、及び公表するものとする。

**第3章 男女共同参画を推進するための体制**

**（財政上の措置等）**

**第17条** 県は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

**（総合的な拠点施設の設置）**

**第18条** 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民等及び市町による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

**（県と市町との協働）**

**第19条** 県は、市町が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町に対し、県と協働して男女共同参画の推進に関する施策を実施すること及び県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

#### (事業者からの報告等)

**第20条** 知事は、男女共同参画の推進に関し必要があると認める場合は、事業者に対し、男女共同参画の状況その他の必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況その他の事項を取りまとめ、公表することができる。
- 3 知事は、第1項の報告に基づき、事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずることができる。

#### (県民等からの意見の申出)

**第21条** 県民等は、男女共同参画の推進に必要な事項に関し、知事に対し、意見を申し出ることができる。

- 2 知事は、前項の申出を受けた場合において、必要があると認めるときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

#### (男女共同参画推進週間)

**第22条** 男女共同参画の推進について、県民等の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進週間を設ける。

- 2 男女共同参画推進週間は、6月17日から23日までとする。

#### (推進体制の整備)

**第23条** 第17条から前条までに定めるもののほか、県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

### 第4章 苦情等の処理

#### (愛媛県男女共同参画推進委員)

**第24条** 県民等からの次条第1項の申出を適切かつ迅速に処理するため、愛媛県男女共同参画推進委員（以下「推進委員」という。）を置く。

- 2 推進委員の数は、3人以内とする。
- 3 推進委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 4 推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 知事は、推進委員が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その意に反して罷免することができない。
  - (1) 心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他推進委員たるに不適しい非行があると認めるとき。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、推進委員に関し必要な事項は、知事が定める。

#### (苦情及び人権侵害の申出)

**第25条** 県民等は、次に掲げる場合には、推進委員にその旨及び改善すべきとする事項を申し出ることができる。

- (1) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策（以下「県の施策」という。）について苦情がある場合
- (2) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害が生じた場合

- 2 推進委員は、前項の申出があった場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務を行う。
  - (1) 前項第1号に掲げる場合における申出があったとき 必要に応じて、県の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うこと。
  - (2) 前項第2号に掲げる場合における申出があったとき 必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うこと。
- 3 前項第1号の勧告等を受けた機関は、当該勧告等に適切かつ迅速に対応するとともに、その状況を速やかに推進委員に報告するものとする。
- 4 推進委員は、第2項第2号の助言、是正の要望等を行った関係者に対し、当該助言、是正の要望等への対応の状況について報告を求めることができる。
- 5 推進委員は、第2項に規定する事務の処理の状況及び前2項の規定により報告を受けた対応の状況について、必要に応じて関係する県の機関その他の機関に通知するとともに、個人に関する情報の保護に十分配慮した上で、公表するものとする。

## 第5章 愛媛県男女共同参画会議

**第26条** 男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事務を行わせるため、愛媛県男女共同参画会議(以下「参画会議」という。)を置く。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議すること。
  - (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況について、必要に応じて、調査し、及び知事に意見を述べること。
- 2 参画会議は、委員21人以内で組織する。
  - 3 委員は、男女共同参画の推進に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。
  - 4 第24条第4項の規定は、委員について準用する。
  - 5 第2項から前項までに定めるもののほか、参画会議の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 第6章 雑則

### (委任)

**第27条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

### 附 則 (平成16年12月24日条例第47号)

この条例は、平成17年1月16日から施行する。

# 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号  
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号  
改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

**第3条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### (政策等の立案及び決定への共同参画)

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家族その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

**(議員の任期)**

- 第26条** 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

**(資料提出の要求等)**

- 第27条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**(政令への委任)**

- 第28条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄**

**(施行期日)**

- 第1条** この法律は、公布の日から施行する。

**(男女共同参画審議会設置法の廃止)**

- 第2条** 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

**附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄**

**(施行期日)**

- 第1条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

- 一 略
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

**(委員等の任期に関する経過措置)**

- 第28条** この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

**(別に定める経過措置)**

- 第30条** 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄**

**(施行期日)**

- 第1条** この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 愛媛県令和元年度男女共同参画に関する世論調査

## ■調査概要

調査名: 令和元年度男女共同参画に関する世論調査

目的: 男女共同参画の視点から県民の日常生活における性別役割分担等の意識や実態等を把握し、今後の男女共同参画の施策の基礎データとする。

調査期間: 令和元年10月～11月

調査対象者: 18歳以上の県内在住者

標本数: 2,000人

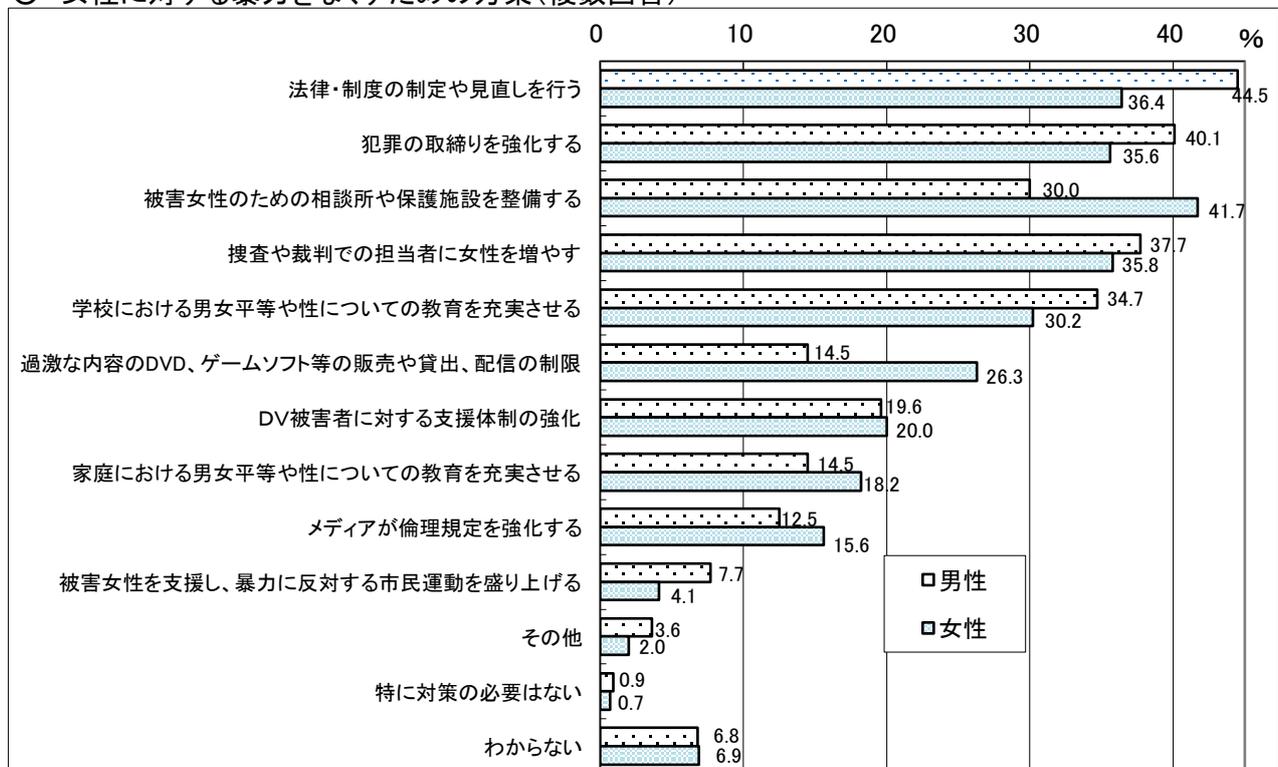
## ■調査結果(抜粋)

### ○ 夫婦間、生活の本拠を共にする交際相手の暴力の有無(男女計) (%)

区分	何度もあった	1,2度あった	まったくない	無回答
身体的暴行(例: なぐったり、物を投げつけたりするなどの身体に対する暴行)	2.5	7.8	60.6	29.1
心理的攻撃(例: 精神的な嫌がらせ、恐怖を感じるような脅迫)	5.8	7.7	57.0	29.4
経済的圧迫(例: 給料や貯金を勝手に使われる、生活費を渡さないなど)	1.9	4.6	63.8	29.7
性的強要(例: 性的な行為を強要される、避妊に協力しないなど)	1.9	2.9	65.0	30.3

資料出所: 愛媛県「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

### ○ 女性に対する暴力をなくすための方策(複数回答)



資料出所: 愛媛県「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

### ○ メディアにおける性や暴力の表現(複数回答) (%)

項目	H21	H26	R元
そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない	38.3	38.5	37.2
社会全体の性に対する道徳観・倫理観が損なわれている	45.4	36.2	32.9
女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ	27.6	22.9	25.6
女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている	10.1	13.3	20.5
女性に対する犯罪を助長するおそれがある	18.2	16.9	17.8

資料出所: 愛媛県「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

○ 性別役割分担意識

(%)

項目	肯定的意見	否定的意見	どちらともいえない
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に賛成である	9.6	62.1	25.8
仕事を持っている場合でも、家事・育児は女性がすべき	12.2	64.5	20.8

資料出所:愛媛県「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

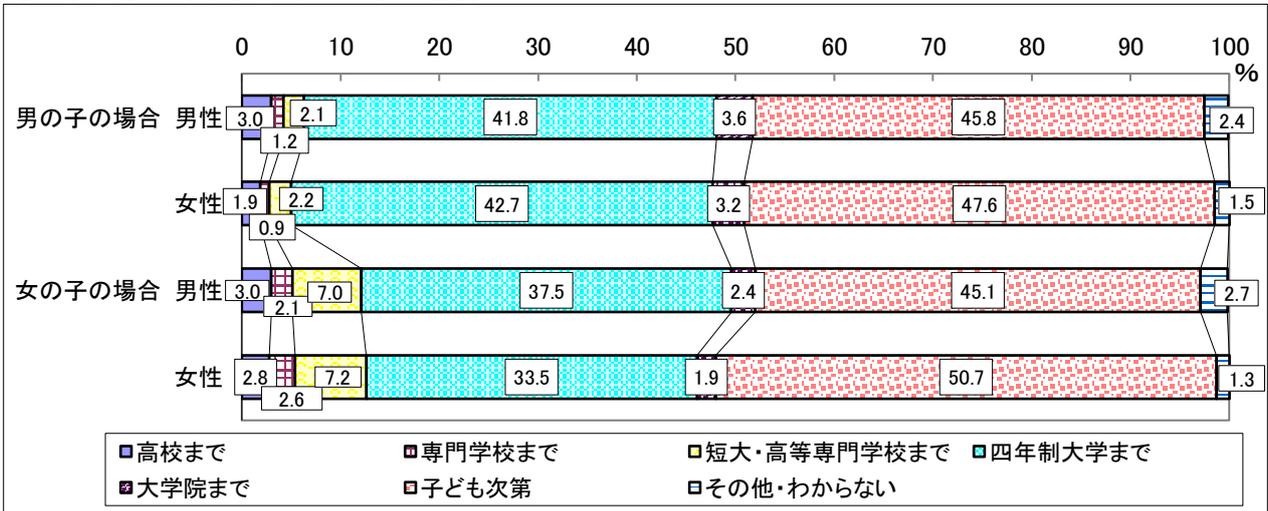
○ 各分野における男女の地位の平等感

(%)

項目	平等になっている	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば女性の方が優遇されている	わからない
家庭の中で	29.1	8.0	47.4	1.7	4.8	7.2
職場の中で	19.7	10.6	48.0	1.1	4.8	12.9
地域社会の中で	20.4	10.2	44.9	0.7	4.3	16.9
社会通念や慣習などで	10.4	17.1	55.9	0.7	1.0	11.8
法律や制度のうえで	30.8	7.2	37.8	1.1	4.1	15.7
政治の分野で	12.7	21.7	48.2	0.3	1.4	12.8
学校教育の分野で	46.1	4.1	25.2	0.3	3.3	18.0

資料出所:愛媛県「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

○ 子どもに受けさせたい教育<性別>



資料出所:愛媛県「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

○ 教育に対する意識

(%)

項目	肯定的意見	否定的意見	どちらともいえない	無回答
男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくしつけるのがよい	44.5	25.8	27.1	2.6
性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばす方がよい	89.8	2.2	5.7	2.3
学校で出席簿の順番など「男子が先」という習慣をなくした方がよい	35.9	16.5	43.8	3.7
女性は文系、男性は理系の分野が向いている	3.9	60.7	31.9	3.5
知的な能力は、性別による差よりも個人差の方が大きい	82.1	4.4	9.5	4.0

資料出所:愛媛県「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

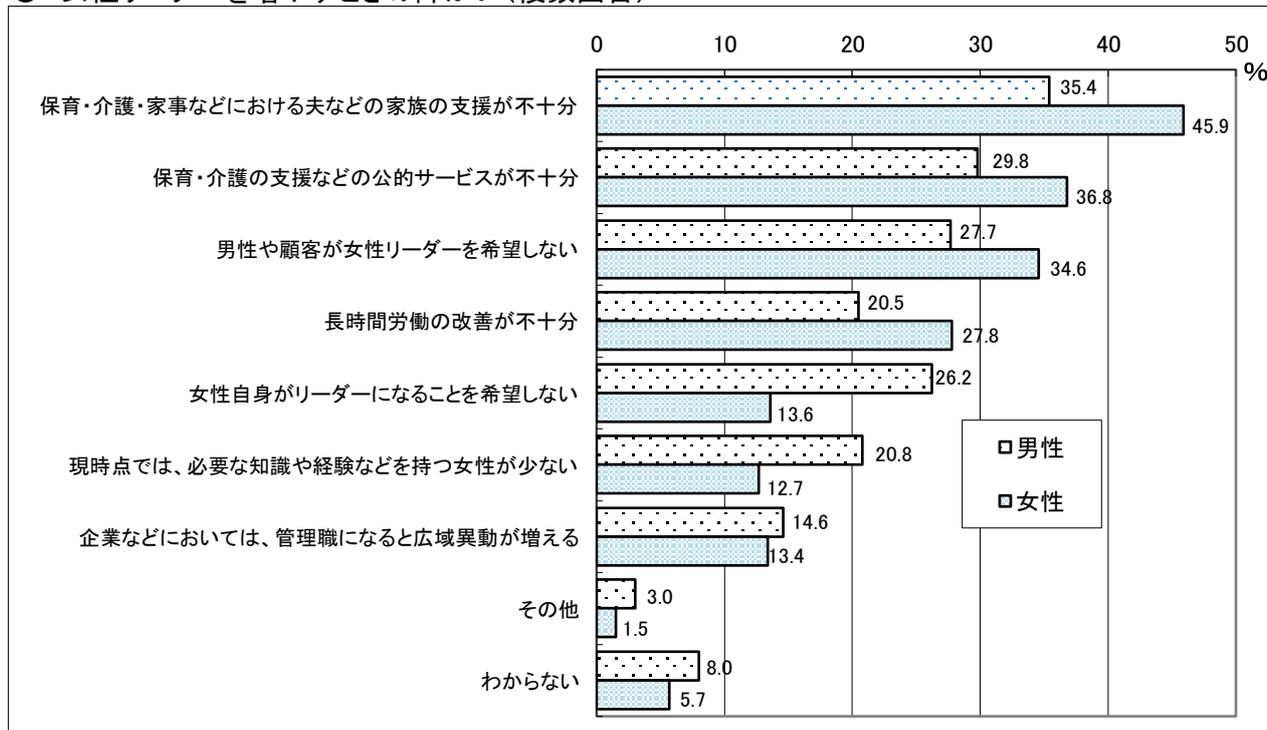
○ 女性をもっとつた方がよい役職や公職

(%)

項目	そう思う	そう思わない	わからない	無回答
町内会長・自治会長	42.0	22.6	32.0	3.4
PTA会長	45.9	20.0	30.0	4.1
職場の管理職	59.3	15.0	21.5	4.3
県や市町村の審議会委員	59.3	11.7	25.4	3.6
知事や市町村長	55.2	15.6	25.3	3.9
国、県、市町村の議会議員	63.2	11.8	21.8	3.2

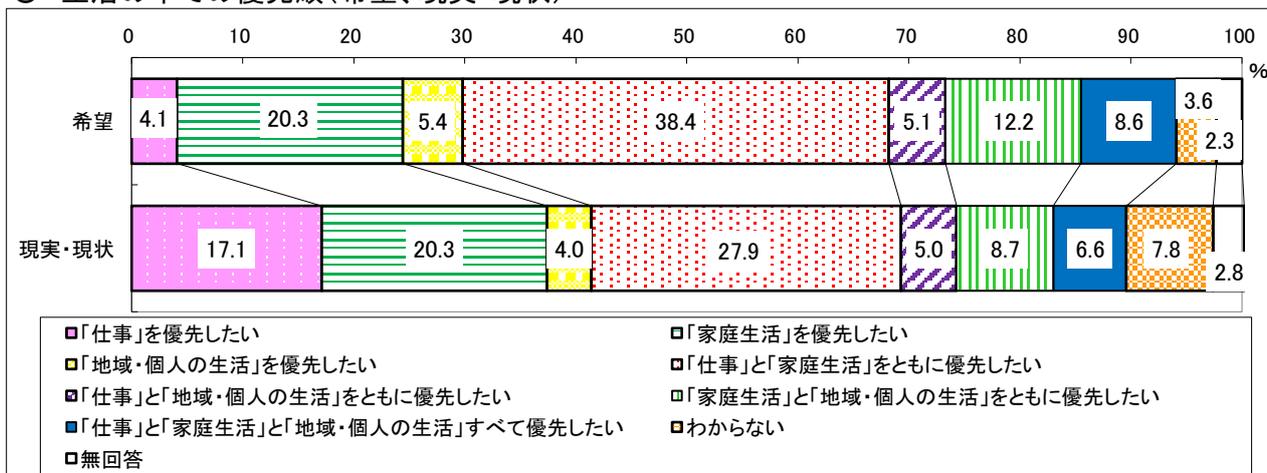
資料出所:愛媛県「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

○ 女性リーダーを増やすときの障がい(複数回答)



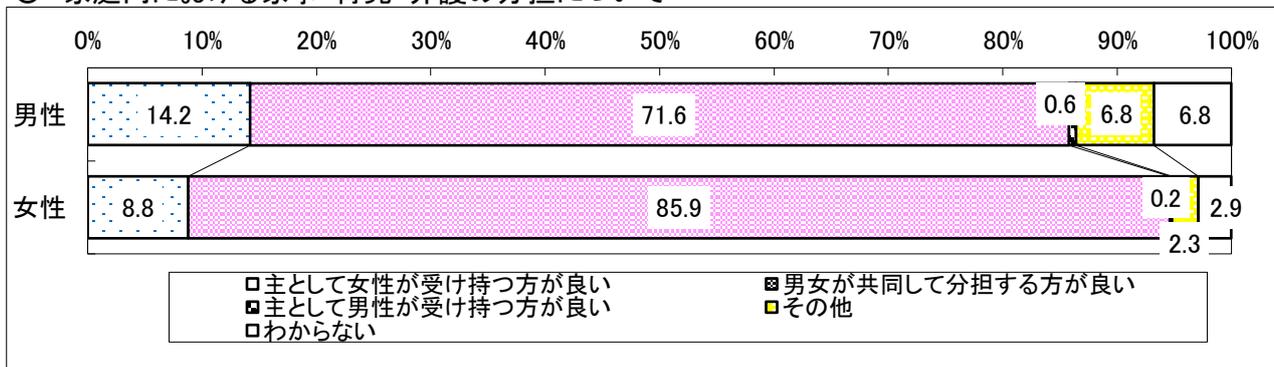
資料出所:愛媛県「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

○ 生活の中での優先順(希望、現実・現状)



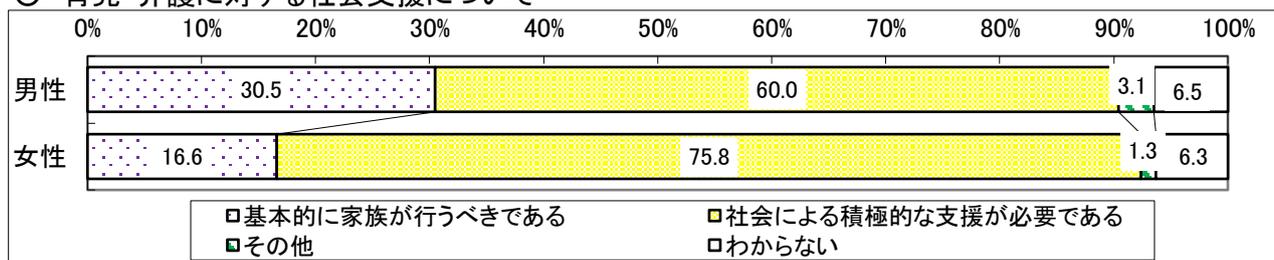
資料出所:愛媛県「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

○ 家庭内における家事・育児・介護の分担について



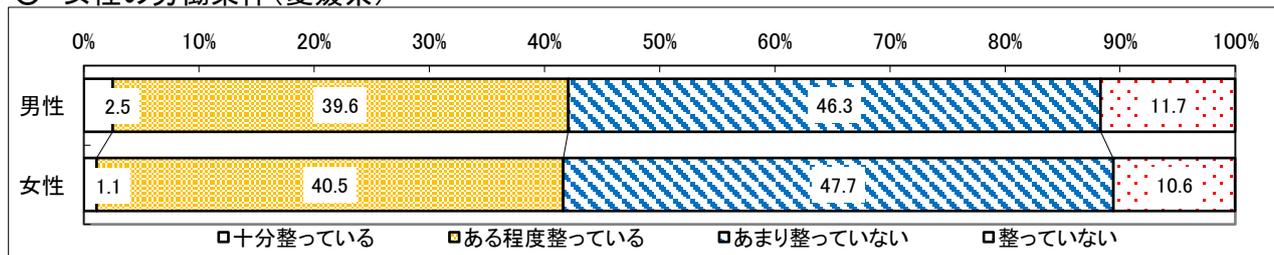
資料出所:愛媛県「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

○ 育児・介護に対する社会支援について



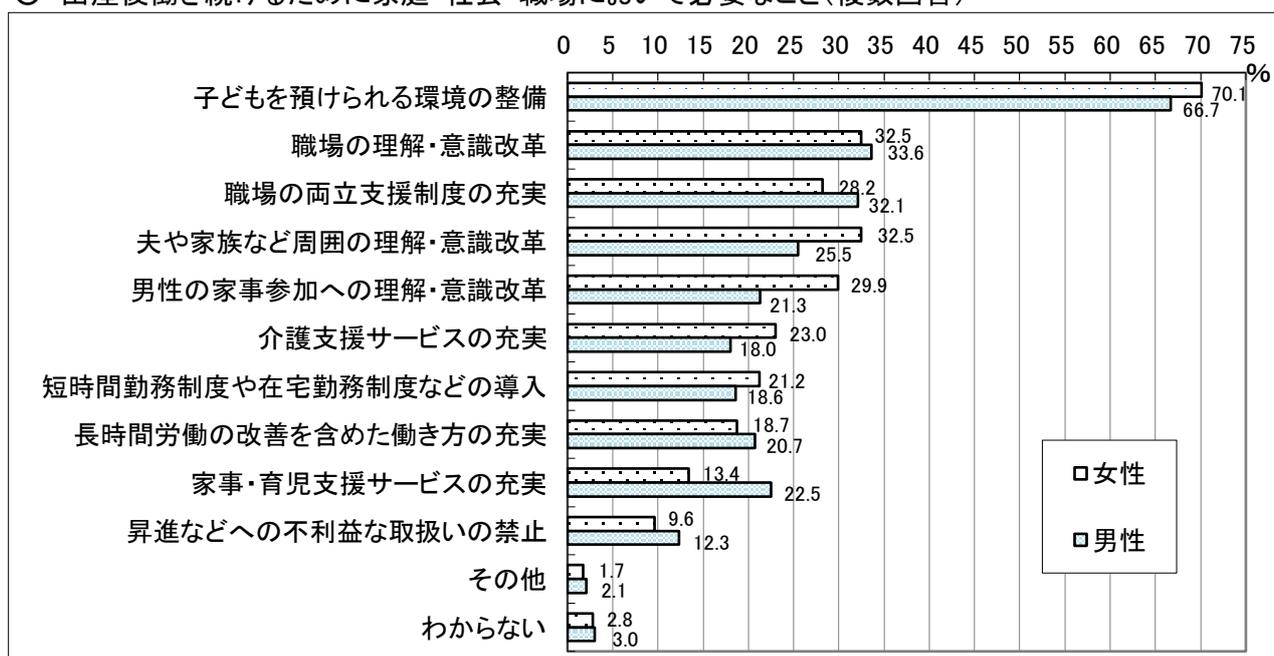
資料出所:愛媛県「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

○ 女性の労働条件(愛媛県)



資料出所:愛媛県「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

○ 出産後働き続けるために家庭・社会・職場において必要なこと(複数回答)



資料出所:愛媛県「令和元年度男女共同参画に関する世論調査」

## えひめの男女共同参画

— 令和4年度版年次報告書 —

愛媛県保健福祉部生きがい推進局男女参画・子育て支援課

〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2

TEL (089)912-2332